

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2025年4月1日
(第12期) 至 2026年3月31日

株式会社ソシオネクスト

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目10番23

(E37978)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	4
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	8
第2 事業の状況	9
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	9
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	13
3. 事業等のリスク	37
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	44
5. 重要な契約等	51
6. 研究開発活動	52
第3 設備の状況	53
1. 設備投資等の概要	53
2. 主要な設備の状況	53
3. 設備の新設、除却等の計画	53
第4 提出会社の状況	54
1. 株式等の状況	54
2. 自己株式の取得等の状況	79
3. 配当政策	80
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	81
5. 従業員の状況等	111
第5 経理の状況	113
1. 連結財務諸表等	114
(1) 連結財務諸表	114
(2) その他	138
2. 財務諸表等	139
(1) 財務諸表	139
(2) 主な資産及び負債の内容	149
(3) その他	149
第6 提出会社の株式事務の概要	150
第7 提出会社の参考情報	151
1. 提出会社の親会社等の情報	151
2. その他の参考情報	151
第二部 提出会社の保証会社等の情報	152
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月23日
【事業年度】	第12期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	株式会社ソシオネクスト
【英訳名】	Socionext Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 肥塚 雅博
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目10番23
【電話番号】	045-568-1000
【事務連絡者氏名】	EVP兼広報IR室長 中島 弘雅
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目10番23
【電話番号】	045-568-1000
【事務連絡者氏名】	EVP兼広報IR室長 中島 弘雅
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (百万円)	117,009	192,767	221,246	188,535	200,834
経常利益 (百万円)	9,050	23,440	37,122	25,118	11,756
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	7,480	19,763	26,134	19,600	8,733
包括利益 (百万円)	8,040	20,255	27,334	19,387	9,669
純資産額 (百万円)	89,609	109,864	131,020	137,046	133,056
総資産額 (百万円)	118,428	193,945	186,840	170,312	167,623
1株当たり純資産額 (円)	532.26	652.59	732.76	770.79	759.09
1株当たり当期純利益 (円)	44.44	117.40	148.39	109.78	49.74
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	111.49	144.80	108.73	49.44
自己資本比率 (%)	75.66	56.64	70.12	80.47	79.38
自己資本利益率 (%)	8.74	19.82	21.70	14.62	6.47
株価収益率 (倍)	—	16.58	28.57	16.26	37.58
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	16,355	18,019	52,882	31,866	7,693
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△7,938	△19,725	△23,155	△14,552	△22,884
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△458	△333	△6,624	△13,825	△14,240
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	46,271	45,136	69,738	72,837	44,541
従業員数 (名)	2,569	2,526	2,534	2,490	2,469

- (注) 1. 2022年9月5日付で普通株式、A種種類株式およびB種種類株式それぞれ4株につき1株の割合で株式併合を行っております。また、2022年9月6日付で、株式取得請求権の行使により、A種種類株式およびB種種類株式の全てを取得し、A種種類株式1株につき普通株式1,346,666株、B種種類株式1株につき普通株式1株をそれぞれ対価として交付するとともに、A種種類株式およびB種種類株式の全てを消却いたしました。第8期の期首に当株株式併合等が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 2024年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、2022年10月12日に東京証券取引所プライム市場に上場しているため、新規上場日から第9期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
5. 第8期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員（役員および当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (百万円)	116,096	191,830	220,245	187,714	198,889
経常利益 (百万円)	7,775	21,393	36,649	23,213	10,766
当期純利益 (百万円)	6,489	18,078	26,311	17,963	8,329
資本金 (百万円)	30,200	30,200	32,656	32,970	33,020
発行済株式総数 (株)	120,800,000	33,666,666	178,687,405	179,756,405	179,968,630
普通株式 (株)	60,000,000	33,666,666	178,687,405	179,756,405	179,968,630
A種種類株式 (株)	40,000,000	—	—	—	—
B種種類株式 (株)	20,800,000	—	—	—	—
純資産額 (百万円)	85,272	103,351	123,485	128,085	122,756
総資産額 (百万円)	112,223	184,664	173,962	157,599	151,128
1株当たり純資産額 (円)	506.50	613.90	690.60	720.38	700.33
1株当たり配当額 (円)	—	210.00	—	50.00	50.00
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(115.00)	(25.00)	(25.00)
(うち1株当たり期末配当額) (円)	(—)	(210.00)	(25.00)	(25.00)	(25.00)
1株当たり当期純利益 (円)	38.55	107.40	149.40	100.61	47.44
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	101.99	145.79	99.65	47.16
自己資本比率 (%)	75.97	55.96	70.98	81.27	81.23
自己資本利益率 (%)	7.91	19.17	23.20	14.28	6.64
株価収益率 (倍)	—	18.12	28.38	17.74	39.40
配当性向 (%)	—	39.11	32.13	49.70	105.40
従業員数 (名)	2,191	2,167	2,168	2,138	2,111
株主総利回り (%)	—	—	222.5	98.9	105.8
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(—)	(—)	(141.3)	(139.2)	(187.4)
最高株価 (円)	—	10,520	5,666 (28,330)	5,250	3,491
最低株価 (円)	—	3,690	1,762 (8,810)	1,782	1,233.5

(注) 1. 第8期の配当を行っておりませんので、1株当たり配当額および配当性向については、それぞれ記載しておりません。

- 2022年9月5日付で普通株式、A種種類株式およびB種種類株式それぞれ4株につき1株の割合で株式併合を行っております。また、2022年9月6日付で、株式取得請求権の行使により、A種種類株式およびB種種類株式の全てを取得し、A種種類株式1株につき普通株式1,346,666株、B種種類株式1株につき普通株式1株をそれぞれ対価として交付するとともに、A種種類株式およびB種種類株式の全てを消却いたしました。第8期の期首に当株株式併合等が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
- 2024年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益および株主総利回りを算定しております。
- 第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
- 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、2022年10月12日に東京証券取引所プライム市場に上場しているため、新規上場日から第9期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

6. 第9期の1株当たり配当額、うち1株当たり期末配当額および第10期のうち1株当たり中間配当額については、株式分割前の実際の配当額を記載しております。第10期の1株当たり配当額は株式分割を考慮し「-」と記載しております。
7. 第8期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員（役員および当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
9. 2022年10月12日付をもって東京証券取引所プライム市場に株式を上場いたしましたので、第8期から第9期までの株主総利回りおよび比較指標については記載しておりません。
10. 最高株価および最低株価は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。なお、2022年10月12日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
11. 第10期の株価については、株式分割後の最高株価および最低株価を記載しており、（ ）内に株式分割前の最高株価および最低株価を記載しております。

2 【沿革】

当社は、富士通株式会社およびパナソニック株式会社（現 パナソニックホールディングス株式会社）の両社のSoC（（注）1）事業を統合し、株式会社日本政策投資銀行の出資を受け、2015年3月に事業を開始いたしました。

年月	概要
2014年9月	当社設立（準備会社として設立）
2015年3月	富士通セミコンダクター株式会社およびパナソニック株式会社（現 パナソニックホールディングス株式会社）による会社分割により両社のSoC事業を統合し、事業を開始
2016年1月	Bayside Design Inc.の全株式を当社子会社であるSocionext America Inc.が取得
2016年4月	Socionext Technology Pacific Asia Ltd.台湾支店を法人化し、Socionext Taiwan Inc.を設立
2017年8月	XVTEC Ltd.（（注）2）と投資契約を締結し、同社普通株式を取得（持分法適用関連会社）
2018年4月	当社子会社であるSocionext America Inc.がBayside Design Inc.を吸収合併
2018年4月以降	サービス／製品の差別化のために独自のSoCを求める顧客に向けた「Solution SoC」ビジネスモデルによるカスタムSoC事業を注力事業とし、営業部門・開発部門のリソースシフトおよび強化を順次実施
2019年1月	Socionext Embedded Software Austria GmbHの全株式を他社に譲渡
2021年3月	Socionext Global Platform Inc.の合弁を解消・解散
2021年5月	従来4拠点に分かれていた京都地区の開発拠点を、京都リサーチパーク（京都市下京区）内に集約
2022年3月	監査等委員会設置会社へ移行
2022年10月	東京証券取引所プライム市場に株式を上場
2022年11月	グローバルな生産・調達体制とするため台湾支店を開設
2023年8月	Socionext America Inc.の支店としてインド・ベンガルールに設計開発拠点を開設
2024年7月	高蔵寺事業所を移転し、名古屋事業所を開設
2025年12月	トリニティ・セミコンダクター・リサーチ合同会社を解散

（注）1. SoCとは、System on Chipの略語です。装置やシステムの動作に必要な機能の一部又は全てを1つに実装した半導体チップをいいます。

（注）2. XVTEC Ltd.については、2021年8月に全株式を譲渡し、資本および人的関係を解消しております。

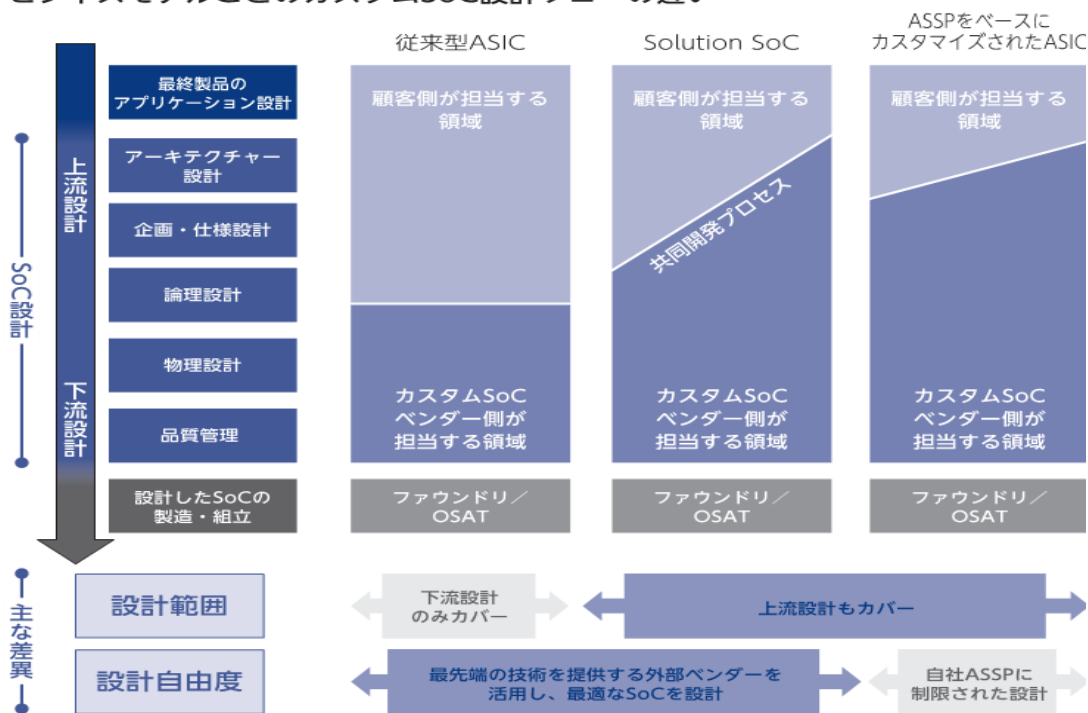
3 【事業の内容】

当社グループは、ロジック半導体市場の中で、「Solution SoC」という新しくかつ独自のビジネスモデルのもとで顧客にカスタムSoCを開発・提供しているファブレスの半導体ベンダーです。新しいサービス／製品の差別化のために独自の先端SoCを必要とする顧客のパートナーとして、また、IP（※1）、EDA（※2）ツール、ソフトウェアからプロセス、アセンブリ、テストに至るまでの最新の技術を提供する半導体のエコシステムを構成するサプライヤーと協働して、顧客、さらにはその先にいる世界中の人々に新しい価値を提供し、豊かな社会を実現することを目指しています。

当社グループは、従来、顧客から受領したSoCの仕様に基づき物理設計のみを担う従来型のASIC（※3）や、分野・アプリケーションを限定して機能・目的を特化させた汎用的なASSP（※4）を中心に事業を展開しておりましたが、2019年3月期以降、従来型のASICおよびASSPに加え、自社製品における差別化を求める顧客に対して、顧客とともに仕様の策定や論理設計を行い、先端テクノロジーを組み合わせる顧客にとって最適なSoCを提供するビジネスモデルへのシフトを進め、この「Solution SoC」ビジネスモデルによるカスタムSoCを中心に事業を展開しております。

カスタムSoCには主として3つのビジネスモデルが存在します。まず従来型ASICでは、アーキテクチャー設計、企画・仕様設計および論理設計等SoC設計における上流設計を顧客自身が行い、それ以降の工程を外部のカスタムSoCベンダーが担当します。そのため、従来型ASICは上流設計を自ら行う能力を有する顧客に利用が限定されます。他方、当社グループの「Solution SoC」ビジネスモデルでは、当社グループが顧客とともにこれらの上流設計を行うため、上流設計を行う能力を保有していない顧客にも製品を提供することができます。また、ASSPをベースにカスタマイズされたASICを提供するモデルでは、ベンダー自身のASSPをベースとしてカスタマイズするため、カスタマイズの幅が限定されるとともに、顧客からはベンダーロックイン（※5）への警戒感が生じることとなります。これに対し、「Solution SoC」ビジネスモデルでは、外部ベンダーが提供する最先端の技術も活用し、顧客に最適なSoCを提供しつつ、ベンダーロックインを回避することができます。

■ ビジネスモデルごとのカスタムSoC設計フローの違い



近年、半導体製造技術の進展やこれを使ったネットワーク、クラウド、AI等様々な革新的技術の普及と融合により、今までにない新たなサービスや製品が次々と出現しています。それらのサービス／製品を開発する企業は、自社のサービス／製品の差別化のために先端テクノロジーを活用した高性能かつ拡張性の高い独自のSoCを必要としています。

一方で、半導体産業においては、プロセス技術（※6）、パッケージング技術（※7）、テスト技術のほか、IP／EDAツール／ソフトウェアまでも含めてそれぞれを専業にする企業が登場し、常に最先端のイノベティブな技術が生み出され、誰もがその最先端の技術を市場から入手することが可能なエコシステムへと進化を遂げています。その一方で、それらの様々な技術を選択し、組み合わせる顧客にとって最適なSoCを設計開発する難易度は上昇しています。

そのため、独自のSoCを必要とする多くの企業は、SoCのアーキテクチャーに対する知識はもとより、SoCが搭載される最終製品やサービスに関する理解が深く、差別化のために、先端のハードウェアからソフトウェアに至るまでの技術を組み合わせて最適なソリューションを提案できるパートナーを求めています。

こうした市場の変化の中、当社グループは、ソフトウェアからサブシステムまでも含めたカスタムSoCの設計開発能力を有し、顧客と共同して技術的課題を解決できるエンジニアリソース群を抱えていることに加えて、量産/品質保証/SCMまでトータルにサポートできる総合力を有しているといった強みを持っており、これにより、従来型のASIC、ASSPおよびASSPをベースにカスタマイズされたASICでは満足できない顧客に対して、顧客とともにSoCの仕様を決めていく共同開発プロセスを通じて、顧客にとって最適なカスタムSoCを提供することができるビジネスモデルとして「Solution SoC」を確立しました。また、こうした新たな最先端の市場で経験を積み重ね、ノウハウを蓄積すると同時に、競争力をさらに強化するため、差別化のための先端技術や種々の技術の組み合わせとその実証にも積極的に投資するとともに、事業部ごとの壁を取り除き、開発機能ごとに集約し、その中から各プロジェクトに必要なリソースを割り当てていくフラットな研究開発体制へと移行しました。また、大規模先端技術分野のモデルプロジェクトを通じた開発基盤構築に取り組む組織として、グローバルリーディンググループを設けました。このように当社グループは、「Solution SoC」ビジネスモデルに相応しいコンピューターアーキテクチャーベースの開発基盤と標準的な開発プロセスの構築、開発の効率化/可視化、開発マネジメント改革を一体として実現する取り組みを進めています。これらの結果、7nm以細の先端プロセスノード（半導体の製造技術（半導体プロセス）の世代を表す指標。1nmは100万分の1mmであり、nm数が小さくなるほど先端のテクノロジーを表す。）を活用する案件がNRE売上（※8）に占める割合は、2026年3月期には84%になりました。

また、ビジネスモデルのシフトに加え、注力する事業領域に関しても、それまでのテレビ等のコンシューマ向け中心の分野から、「オートモーティブ」「データセンター/ネットワーク」「スマートデバイス」といった先端分野へと大幅な転換を果たしました。

当社グループは、AD（自動運転）/ADAS（先進運転支援システム）や車載センシング等の「オートモーティブ」、データセンターやAIアクセラレータ等の「データセンター/ネットワーク」、アクションカメラやネットワークカメラ等の「スマートデバイス」、FA（Factory Automation）機器や計測機器等の「インダストリアル」の先端分野を注力分野としております。「インダストリアル」については、FA機器や計測機器等での先端テクノロジーの活用、「Solution SoC」ビジネスモデルへの需要が拡大する傾向にあるため、当社グループの新たな注力分野として位置づけております。これらの注力分野に加え、特異な技術で今後の成長が期待できる電波式測距センサー等の「IoT&レーダーセンシング」分野でも事業を展開しております。

半導体製品が顧客に採用され量産に至るまでには一般的に長い期間が掛かります。商談獲得後の設計開発および顧客の評価完了から量産開始まで通常2年以上を必要とし、さらに量産を終了するまでには相当の期間が掛かります。このため、顧客の基幹部品を長期間にわたって開発、供給する責任を有する企業として、強固な財務基盤のもと事業を行っております。

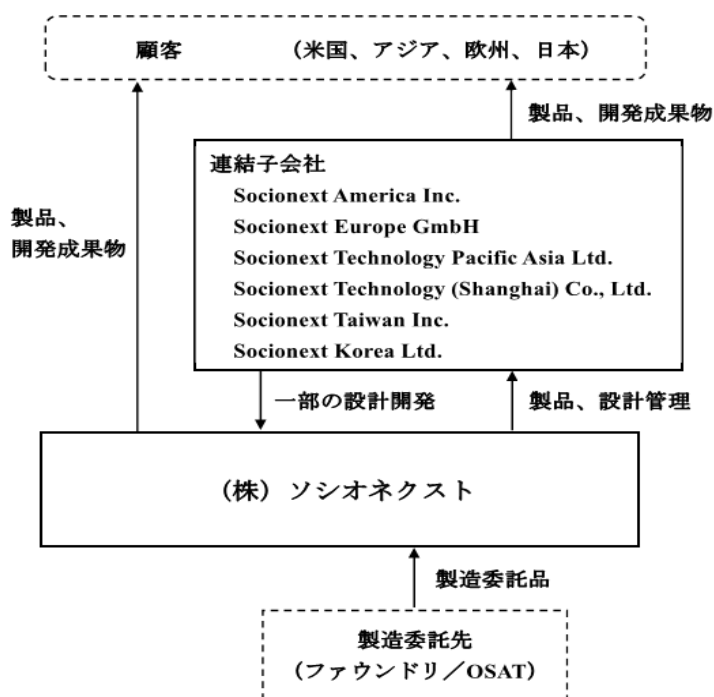
当社グループは、設計開発段階において、顧客から設計開発に要する費用の大半をNRE売上として段階的に受領し、量産段階において、当社グループの売上全体の大半を占める製品売上を受領しております。また、当社グループは、水平分業が進む半導体業界のメリットを最大限活かすべく、工場を持たないファブレスの事業形態を採っております。製品の製造についてはTaiwan Semiconductor Manufacturing Company Limited（以下「TSMC」という。）をはじめとするファウンドリやOSAT（※9）等の専門メーカに委託しております。

顧客の最先端の製品やサービスには、常に新たなSoCが求められ、そのような先端SoCを求める顧客や市場も変化し続けます。当社グループもこの変化をいち早く捉えるべく、先行開発投資や開発力の強化を進め、今後も常に持続的な成長を目指します。

- ※1. IPとは、Intellectual Propertyの略語であり、半導体業界においては、半導体を構成するための部分的な機能単位でまとめられている回路情報のことです。外部から購入する調達IPと自社で開発を行う自社IPとに分けられます。
2. EDAとは、Electronic Design Automationの略語であり、半導体の設計作業を自動化して行うソフトウェアやツールです。
3. ASICとは、Application Specific Integrated Circuitの略語であり、特定の顧客向けに複数機能の回路を1つにまとめた集積回路の総称です。
4. ASSPとは、Application Specific Standard Productの略語であり、分野・アプリケーションを限定して、機能・目的を特化させた大規模集積回路のことです。ASSPは、特定の顧客用にカスタマイズされておらず、顧客を限定しないため、複数の顧客に提供する汎用部品です。
5. ベンダーロックインとは、特定ベンダーが提供する製品やサービスを一旦採用してしまうと、将来他のベンダーが提供するよりよい製品やサービスへの乗り換えが困難となり、顧客側の選択肢が限定されることをいいます。

6. プロセス技術とは、半導体の製造工程のうち前工程と呼ばれるシリコンウエハに回路を形成するまでの工程における技術のことです。
7. パッケージング技術とは、半導体の製造工程のうち後工程と呼ばれる半導体チップを外部から守るパーツで保護し、かつ電気的に接続するための工程における技術のことです。
8. NRE売上とは、Non-Recurring Engineering 売上の略語であり、製品の量産化前の開発段階において顧客から受け取る売上のことを指します。NRE売上は、人件費、IP、設計ツール、レチクル（半導体製造の露光工程で使用され、設計した回路をシリコンウエハに転写するためのフォトマスク）、試作品製造等といった、開発段階で発生する設計開発コストに対応し、通常、開発のマイルストーン進捗に応じて複数回にわたって計上されます。
9. OSATとは、半導体製造の後工程における請負製造サービス（Outsourced Semiconductor Assembly and Test）の略語です。

事業の系統図は以下のとおりです。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有（又は被所有）割合（%）	関係内容
(連結子会社) Socionext America Inc. (注) 1	米国 ミルピタス (カリフォルニア州)	千US\$ 2,800	S o C の設計開発・販売	100.0	(事業上の関係) 当社製品の開発および販売 (役員の兼任等) あり
Socionext Europe GmbH	ドイツ ランゲン	千EURO 11,400	S o C の設計開発・販売	100.0	(事業上の関係) 当社製品の開発および販売 (役員の兼任等) あり
Socionext Technology Pacific Asia Ltd. (注) 1	中国 香港	千US\$ 6,000	S o C の設計開発・販売	100.0	(事業上の関係) 当社製品の開発および販売 (役員の兼任等) あり
Socionext Technology (Shanghai) Co., Ltd.	中国 上海	百万元 12,2496	S o C の設計開発・販売	100.0 (100.0) (注) 2	(事業上の関係) 当社製品の開発および販売 (役員の兼任等) あり
Socionext Taiwan Inc.	台湾 台北	千台湾\$ 29,000	S o C の設計開発・販売	100.0 (100.0) (注) 2	(事業上の関係) 当社製品の開発および販売 (役員の兼任等) あり
Socionext Korea Ltd.	韓国 ソウル	百万Won 400	S o C の販売	100.0	(事業上の関係) 当社製品の販売 (役員の兼任等) あり

(注) 1. 特定子会社であります。

(注) 2. 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

(注) 3. トリニティ・セミコンダクター・リサーチ合同会社は清算終了したことにより、持分法の適用範囲から除外しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境および対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

①基本理念

当社グループは、企業として果たすべき使命、重視する価値観について、以下のとおりグループ共通の考え方を定めております。

この基本理念の下、新しいサービス／製品の差別化のために独自の先端S o Cを開発しようとするお客様のパートナーとして、また、進化する半導体エコシステムにおいてファウンドリ／O S A TをはじめI P / E D A ツール／ソフトウェアに至るまで最新の技術を提供するサプライヤーのパートナーとして、お客様、さらにはその先にいる世界中の人々に新しい価値を提供し、豊かな社会の実現に貢献していきたいと考えています。

・M i s s i o n (企業としての使命)

Together with our global partners, we bring innovation to everyone everywhere.

・V a l u e s (重視する価値観)

「C h a n g e」

非連続な変化への適応。ビジネス・技術・マインド・オペレーション等環境の変化に合わせて我々自身も変化していく。

「T e c h n o l o g y」

最先端技術の追求により、世界のイノベーションを支える開発競争力を持つ会社を目指す。

「G r o w t h」

私たちの成長が株主・お客様・パートナー・社員等のあらゆるステークホルダーへの貢献につながる。

「S p e e d」

ダイナミックかつ急激に変化する市場・お客様への迅速な対応。

「S u s t a i n a b i l i t y」

お客様・パートナー・社会との共生により持続可能な未来を創る。

・行動指針

- ・各人が自身の仕事にオーナーシップを持ち、環境の変化に合わせて、お客様視点・マーケットインの視点から自立的に考え行動を起こす。
- ・成長市場・成長企業にアクセスし続けるために、最新の技術・知識に裏付けられた、お客様にとって価値のある課題解決に向けた提案を行う。
- ・各人が意欲的にあるべき姿に向かってチャレンジしプロフェッショナルを目指すことが、個人の成長・会社の成長につながる。
- ・個人単位・組織単位での迅速な判断と意思決定を行い、常に先を見て、お客様にとっての価値を生み出す。
- ・グローバル社会の構成員として、企業としての社会的責任を果たし、持続可能で豊かな社会の実現に向け貢献する。

・C S R 基本方針

・法令・社会規範の遵守

私たちは法令・社会規範の遵守を徹底し、社会の信頼に応えます。

・人権の尊重

私たちは一人ひとりの人権を尊重し、差別等の人権侵害行為を許しません。

・社員の労働環境整備

私たちは社員の幸せを目指し、個性を尊重し、公平な処遇を実現するとともに、健康で働きやすい環境をつくります。

・環境への配慮

私たちは地球環境に配慮した企業活動を進めていきます。

・公正な商取引の推進

私たちは常に公正な商取引に則り、お客様／お取引先との信頼関係を築きます。

・情報管理の徹底

私たちは自社情報、お客様やお取引先等の第三者情報や個人情報等の管理を徹底し、機密を保持します。

・知的財産の尊重

私たちは企業価値の源である知的財産を守り、尊重します。

②経営方針

上記の基本理念実現のために、当社グループは、独自の先端S o Cを必要とするお客様に向けて、最適な技術の組み合わせにより、お客様が求める機能を実現するS o Cを開発・提供する事業を、「Solution SoC」という独自のビジネスモデルにより展開しています。「オートモーティブ」および「データセンター／ネットワーク」といった先端分野に加えて、「インダストリアル」や「スマートデバイス」、「その他」の分野で、グローバルなお客様から地域的なバランスをとりながら、より多くの商談の獲得を目指します。事業活動を通して、お客様の信頼を獲得し、世界の主要・成長企業のS o C部門となりお客様の成長を支えるとともに、当社グループの低消費電力技術等を活用して社会の課題解決に貢献します。また、お客様と協力した開発を通して、エンジニアの成長と会社の成長との好循環を実現し、会社の成長による企業価値の向上により株主への還元を図ります。

(2) 経営環境および対処すべき課題等

①経営環境

近年、S o C技術の進化に伴い、A I等様々な革新的技術の活用が拡大し、今までにない新たなサービス／製品が次々と出現しています。それらのサービス／製品を取扱う企業においては、自社のサービスや製品を差別化するために独自のS o Cへのニーズが増加しており、カスタムS o Cの需要は拡大しています。

同時に、半導体のエコシステムの進化により、カスタムS o C開発に必要なコア技術である設計（I P／E D Aツール／ソフトウェア）や製造（プロセス／アセンブリ／テスト）の最先端技術をエコシステムから入手し、競争力ある独自のS o Cの開発ができる環境が整い、今後も半導体のエコシステムはさらなる進化が見込まれています。

一方、プロセステクノロジーの進歩が継続する中、チップレット技術や高度なパッケージング技術の進化により、これらの新しい技術と連携した先端S o C開発は、より複雑化するとともに、熱管理・電源効率や相互接続などの新たな課題への対応等、開発の難易度は、ますます高まっています。

こうした事業環境を背景に、独自のカスタムS o Cを開発したい顧客と進化する半導体のエコシステムとをつなぐとともに、課題解決のために重要となるEntire Design（全体設計）やコンプリートサービスの特徴としている「Solution SoC」ビジネスモデルに対する需要が高まっています。

②優先的に対処すべき事業上および財務上の課題

当社グループが持続的な成長を実現するためには、開発競争力の強化、事業体制の変革、組織全体のグローバル化、さらなる利益率の改善など多くの課題があります。「第一の変革」で成し遂げた「量的な変化」を土台として、競争力のある開発体制の構築やグローバル企業に相応しい組織風土を目指す「質的な変化」を当社グループの「第二の変革」と位置づけ、大胆に進めてまいります。

[開発体制の再構築およびビジネスプロセスの改善]

当社グループは「Solution SoC」ビジネスモデルへの転換に伴い、これまで、開発力強化・開発効率改善のため、開発体制の再構築を進めてきました。今後もグローバルな顧客、半導体エコシステムを構成するプレーヤー、投資家等とのコミュニケーションを通じて、「Solution SoC」ビジネスモデルに相応しいグローバルな開発基盤と標準的な開発プロセスの構築、グローバルリーディンググループを中心としたグローバルな開発体制や技術力のさらなる強化、開発の効率化・可視化、開発マネジメント改革を一体的に推進してまいります。

さらに、グローバルな顧客との商談が拡大していくに伴い、生産管理グループのグローバル化およびオペレーション改善の施策を引き続き実施していきます。顧客と当社グループの生産システムをつなぎ、デリバリーシステムにおける効率性や透明性の向上を目指していきます。それにより、精度の高い生産計画とタイムリーな調達を可能にする強固な体制を確立し、製造を委託するファウンドリやO S A Tとの関係を含むビジネスプロセスを改善してまいります。

[先端技術への積極的な投資]

今後の持続的な成長のために必要な技術力を強化するため、先端技術分野への投資を拡大し、成長重視の経営を進めていきます。具体的には、チップレットやチップレット技術と連携した2nmノードや1.4nmノードといった最先端のテクノロジーでの開発、光データ伝送のためのCo-Packaged Options (CPO) 技術、3D/5.5Dなどの先端パッケージング技術および新たなパッケージ/アセンブリ技術のための高信頼性解析技術等の先端技術への投資、SoCの設計プロセスに積極的にAIを組み込むなどSoC設計技術の強化、米国/インドなどでの人材確保などに積極的に取り組んでまいります。

[中長期的な成長を見据えた売上および営業利益の拡大]

当社グループは将来の売上管理のために、商談獲得残高という経営指標を採用しており、この商談獲得残高は商談獲得金額から売上実績を差し引いた金額です。この商談獲得残高により、現時点において2028年3月期までの売上の推移をある程度見通すことができいております。商談獲得残高は、2026年3月末時点で約1兆5,100億円（1米ドル=120円で換算）に拡大しており、2028年3月期以降の持続的な成長のためには、さらに商談を獲得していくことが必要であると認識しております。そのために、データセンター/ネットワーク分野、オートモーティブ分野をはじめとして、各注力分野においてバランスよく商談を獲得していく取り組みを進めていきます。

また、営業利益拡大への施策としては、従来に引き続き、製造粗利益の改善、開発収支の改善、販売管理費の適正な管理等に取り組んでまいります。

[サステナビリティに関する取組]

当社グループでは、優先的に取り組むマテリアリティ（重要課題）を特定し、サステナビリティ活動を推進しております。

マテリアリティのなかでも、特に環境/気候変動への取り組みとして、2024年4月より再生可能エネルギーの導入を開始するなど、当社グループのGHG（温室効果ガス）排出量の削減を進めるとともに、当社グループが提供する低消費電力/省スペースな先端SoCにより、お客様のもとでのGHG排出量の低減へ貢献することで、脱炭素社会の実現を目指しております。

また、人的資本に関しては、人権、ダイバーシティ、安全衛生/健康推進に関する諸制度の充実、新卒採用やキャリア採用などによる通年での人材獲得、エンジニア人材育成に関する教育プログラムの策定・実践などにより、当社グループの人的資本の最大化に向けた活動を進めております。

当社グループは、半導体エコシステムのパートナーと協働して、サステナビリティ活動に関するデュー・デリジェンスの強化を図るなど、サプライチェーン全体でマテリアリティへの取り組みの実効性を高め、社会課題の解決と事業のさらなる成長を通じて、持続可能な社会の実現を目指しております。

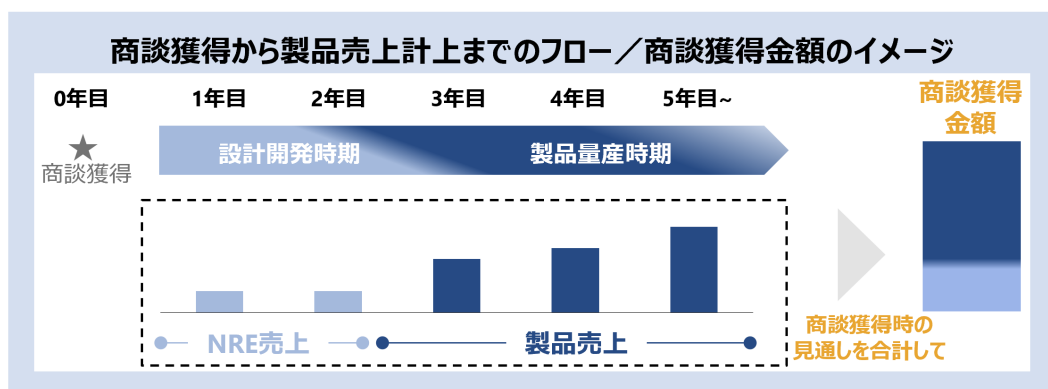
当社グループは、グローバル企業としての社会的責任を全うし、全てのステークホルダーから信頼と共感を得られる存在であり続けたいと考えています。当社グループの最先端SoC技術で新しい価値を世界中に提供し、今後も中長期的な企業価値の向上を追求してまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

カスタムSoCは、一般的に商談獲得から設計開発および顧客による評価期間を経て製品を出荷し売上計上するまで2年以上を要するため、当社グループは、より早い段階から将来売上見通しを見える化し、必要な対策をタイムリーに実行していくために、将来の売上見通しのベースとなる「商談獲得金額」、「商談獲得残高」を会社の重要経営指標としております。日々の商談獲得活動によるこれら指標の積上げ、見直しによる、中期的な売上高成長率の向上、並びに製品売上拡大による売上総利益の増加および開発効率化等を通じた営業利益率の改善を目指しております。

当社グループの商談獲得金額は2018年3月期および2019年3月期は1,100億円の水準でしたが、2023年3月期以降は3,000億円程度へ、2025年3月期は3,600億円程度へ拡大しました。2026年3月期は3,100億円程度と前期を下回る結果となりましたが、データセンター/ネットワーク分野を中心に大型商談を獲得することが出来ました。その結果、商談獲得残高は2022年3月末時点の約9,600億円から2026年3月末時点で約1兆5,100億円と増加しております。

当社グループは、商談獲得後、SoCの設計開発を行います。一般的に顧客から設計開発に要する費用の大半をNRE売上として段階的に受領します。その後、顧客の評価を経て製品の量産段階に入り、製品売上に計上します。2026年3月期において、当社グループの連結売上高に占めるNRE売上高の比率は19%でした。商談獲得から設計開発および顧客の評価完了を経て製品売上が計上されるまでには、通常2年以上を要し、その間に案件の中止や仕様変更等に基づく製品単価の変化が発生しうるため、商談獲得金額が将来の売上を確実に保証するわけではありません。



「商談獲得金額」は、ある会計期間に獲得された商談について、顧客との間で設計開発に係る契約を締結した時点（商談獲得時点）における、将来の設計開発および量産に至る販売全期間における顧客需要として当社グループが予測した金額を、1米ドル120円により示したものです。商談獲得金額は、顧客需要の予測であるため、製造キャパシティの制約は考慮しておらず、また、商談獲得後の案件の中止、実際に計上された売上といった事後的な事象に基づき更新することはしていません。なお、商談獲得時において、製品単価は合意されます（但し、設計開発を経て製品の仕様が変更される場合には製品単価も変更されることがあります。）が、販売数量は合意されません。

このため、単価や数量の変動等個々の商談の状況変化を適時反映した「商談獲得残高」も重要な経営指標としております。

「商談獲得残高」は、その時点において存続している案件に関する商談獲得金額の累積値を当社グループが予測した金額で、同じく1米ドル120円で計算しています。商談獲得残高は、商談獲得金額についての、商談を獲得した時点以降の案件の進捗又は変化を反映又は更新したものであるため、商談獲得残高の算定時点により大きく変動する可能性があります。これらの進捗又は変化には、①商談獲得後の案件の中止、②実際に計上された売上の控除および③仕様変更等に基づく製品単価の変化や製品の販売数量の見込みの変化が含まれます。

上記のほか、「商談獲得金額」および「商談獲得残高」の留意事項については、下記「3 事業等のリスク (4) 当社グループの経営指標について」もご参照ください。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方および取組は次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) サステナビリティの基本的な考え方

当社グループは、「Together with our global partners, we bring innovation to everyone everywhere.」というミッションのもと、サステナビリティへの取組みを重要な経営課題と位置づけ、新しいサービス／製品の差別化のために独自の先端S o Cを開発するお客様のパートナーとして、また、進化する半導体のエコシステムにおいてファウンドリ／OSATをはじめ、IP／EDAツール／ソフトウェアに至るまで最新の技術を提供するサプライヤーのパートナーとして、お客様、さらにはその先にいる世界中の人々に新しい価値を提供し、持続可能で豊かな社会の実現に貢献していきたいと考えています。

地球温暖化や気候変動等の環境問題および人権尊重や多様性等の社会的課題へのグローバルな関心の高まりを受け、企業を取り巻く環境は大きく変化しています。当社グループは、世界全体の様々な課題が引き起こすリスクおよび課題解決によって創出される機会を正しく認識し、対策に取り組んでいきます。

また、取組みにあたっては、お客様、パートナー、社員、地域社会、株主等、当社グループを取り巻く様々なステークホルダーとの対話や協働を通じて、課題の理解に努めるとともに信頼関係を構築し、持続可能な社会の実現を目指していきます。

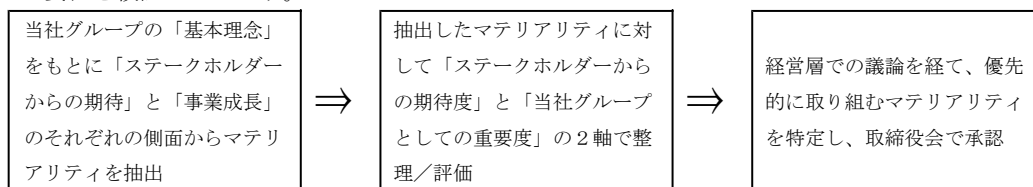
(2) マテリアリティの特定

当社グループは、サステナビリティの基本的な考え方に基づき、解決すべき社会的課題と当社グループの事業成長における重要性を評価し、優先的に取り組むマテリアリティを特定しました。グローバルな潮流の変化や事業環境の変化に柔軟に対応し、持続的な成長を実現するため、サプライチェーン全体でマテリアリティへの取組みを進めていきます。

[マテリアリティ特定プロセス]

マテリアリティの選定にあたっては、当社グループの「基本理念」をもとに、お客様、パートナー、社員、地域社会、株主等、当社グループを取り巻く様々なステークホルダーと当社グループの事業のそれぞれの側面から、マテリアリティを抽出し、SASB／WEF／CSRD等のグローバルな要求や基準を踏まえ、「ステークホルダーからの期待度」と「当社グループとしての重要度」の両面からマテリアリティを評価しました。最終的には経営層での議論を経て、取締役会における承認により決定しています。

なお、外部環境の変化や当社グループの事業環境の変化を踏まえ、毎年度マテリアリティの妥当性および見直しの必要性を検証しています。



[マテリアリティマップ]



優先的に取り組むマテリアリティ	当社グループの考え方
コーポレート・ガバナンス	健全かつ透明性の高いガバナンスが、グローバルな事業成長の基盤となる。
インテグリティ・コンプライアンス	グローバルに事業展開を進めるうえで、高いインテグリティ意識やコンプライアンス遵守が不可欠となる。
(新規技術の追求による)イノベーションへの貢献	当社グループのサービス／製品の差別化を図ることが、中長期的な事業成長を実現し、企業価値を最大化するために必要な要素となる。
G H G 排出量削減	お客様の製品におけるG H G 排出量削減に貢献することが、社会的課題の解決と当社グループの事業成長につながる（低消費電力／省スペースS o C の提供による貢献）。
持続可能なサプライチェーン	ファブレスでの事業運営において、サプライチェーン全体での高度なC S R マネジメントが不可欠となる。
人材確保・リテンション & 人材育成	グローバルな開発競争力を維持するため、技術開発をリードし、イノベーションを生み出す人材の確保／育成が必須となる。
社員のエンパワーメント・エンゲージメント	社員がいきいきと働き、継続的に成長／挑戦していくことのできる環境／企業文化の醸成が、さらなる事業成長に必要となる。
人権・多様性	一人ひとりの人権を尊重し、配慮することはもとより、さらなる事業成長には、多様な人材とその人材が活躍できる環境の構築が必要となる。
品質と信頼性	高度な技術力のみならず、高い品質と信頼性が当社グループの差別化／競争力の源泉となる。
安定供給	お客様の要求に応え、また、社会的責任を果たすために、優れたQ C D、安定供給、および事業継続が求められる。
設計データ資産管理 (情報セキュリティ、サイバーリスク)	設計資産／ノウハウの厳格な管理が事業の基盤となり、お客様の信頼獲得に不可欠となる。
労働・安全・健康 (ワークライフバランス)	社員がフレキシブルに勤務場所／時間を選択し効率的に働くことや、心身ともに健康であることが、事業成長に必要となる。

(3) サステナビリティ情報開示の考え方

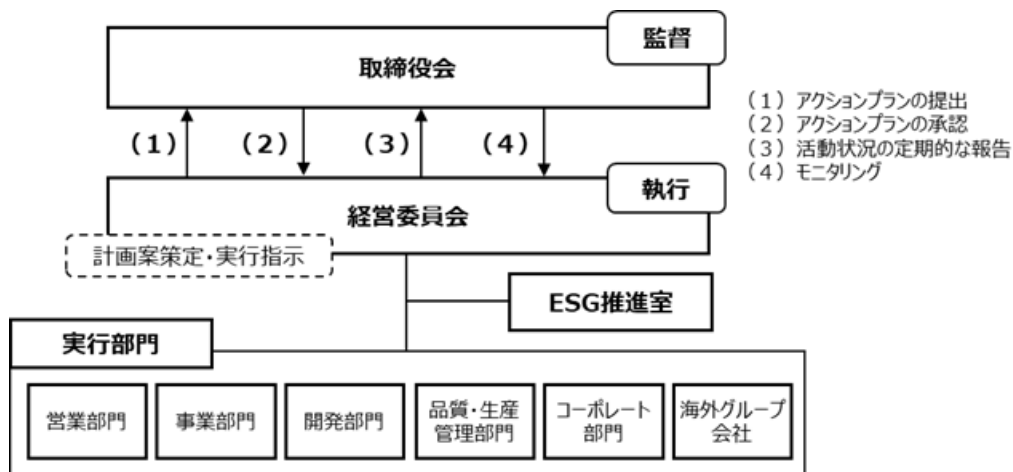
サステナビリティ情報の開示においては、G R I (※) スタンダードに則り、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標の4つの観点に沿って行う方針です。

※： グローバル・レポートニング・イニシアチブ (Global Reporting Initiative) の略語です。

(4) 当社グループの取組内容

①ガバナンス

当社グループは、サステナビリティ活動を推進し、中長期的な課題を経営レベルで継続的に議論していくため、E S G 推進室を設置し、社内関連部門と連携した推進体制を構築しています。この推進体制を活動の基盤として経営委員会の実行指示のもと、活動を推進しています。取締役会は、重要なサステナビリティ課題への取り組み方針／実行計画の審議／承認や、進捗確認等の監督を行っています。



[取締役会]

サステナビリティ活動に関する決定機関として、方針／戦略／施策等を審議／承認します。また、半期毎に各種施策の進捗を監督し、必要に応じて是正等の指示を行います。

[経営委員会]

取締役会での審議に先立ち、サステナビリティに関する方針／戦略／施策等の計画案を策定します。また、各施策に対する執行責任を持ち取締役会での承認のもと、実行部門への指示を行い、施策等を推進します。

施策の推進に当たり、ESG推進室は、方針／戦略／施策等の計画策定および計画実行のサポート、施策の実行状況について取りまとめ、経営委員会への報告を実施します。

②リスク管理

当社グループは、様々な経営リスク、事業リスクの抑制／低減および事業機会の創出に向け、半期毎に全社リスクマネジメントを実施しています。このフレームワークの中で、気候変動／人的資本／多様性といったサステナビリティに関するリスクや事業機会創出の可能性についても対象とし、リスクアセスメントの実施、対策立案／実行、進捗／効果確認を定期的実施しています。リスクマネジメントに関する基本的な考え方および体制については、下記「3 事業等のリスク」を参照ください。

③環境に関する戦略

[環境方針]

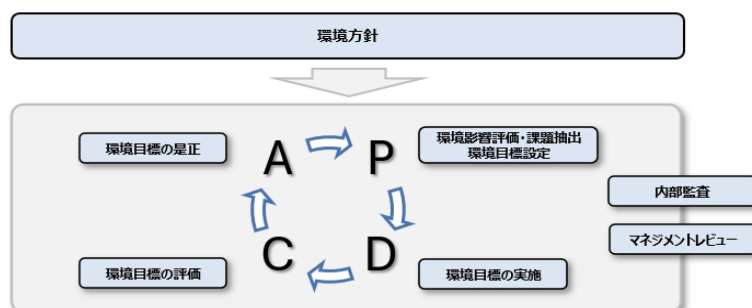
当社グループは、先進の技術によって環境性能に優れたS o Cおよびそれを核とするソリューションビジネス／サービスの設計、開発および販売を通じて、お客様とともに豊かな地球環境の保護に貢献します。また、以下の行動指針により、当社グループは、開発から調達、生産、流通、販売、使用、廃棄にいたるすべてのライフサイクルを通じて、環境負荷の低減と環境汚染の予防に努めます。

1. 省電力、軽量化、含有化学物質の適正管理など、環境に配慮した製品の開発を積極的に推進することにより、温室効果ガス排出の削減、廃棄物の削減など、地球環境の負荷低減に積極的に貢献します。
2. 開発から調達、生産、流通、販売、使用、廃棄にいたる、サプライチェーン全体での活動を通して、環境負荷の最小化を追求するため、エネルギー／原材料／水資源の有効活用、温室効果ガス／廃棄物／水の排出量管理、材料や副資材に含まれる化学物質の確実な管理に取り組みます。
3. 持続可能な社会を実現するため、資源の有効活用を促進するとともに、環境汚染の予防と、生物多様性や森林保全に配慮した事業活動と貢献活動、およびプラスチックの使用削減を推進します。
4. 各国、各地域の環境関連法規制、およびそれらに関するお客様との個々の合意事項を遵守します。
5. すべての役員および従業員の環境への意識向上を図り、地域社会への環境貢献を推進します。
6. これらの環境活動を有効に実施するために、環境マネジメントシステムを継続的に改善します。
7. 地球環境の保全／負荷低減に向けた活動への賛同、および支援を行うとともに、環境情報の適切な開示や地域環境への貢献を推進することにより、ステークホルダーとの連携／協働を図ります。

[環境マネジメントシステム（ISO14001）構築／認証]

当社は、環境方針の実現に向けた具体的な取り組みとして、国際標準規格ISO14001に基づく環境マネジメントシステムを構築し、外部の認証機関による第三者認証を取得したうえで環境活動を推進しています。

環境マネジメントシステムは、トップマネジメントのもと、環境活動の具体的な行動計画の策定、実施および結果のチェック、EMS委員会、マネジメントレビューの実施により、PDCAサイクルを確実に回し、継続的な改善に努めています。環境マネジメントシステムの構築により、活動状況の把握をはじめ、順法や緊急事態への対応など、より実効性の高い活動を可能にしています。

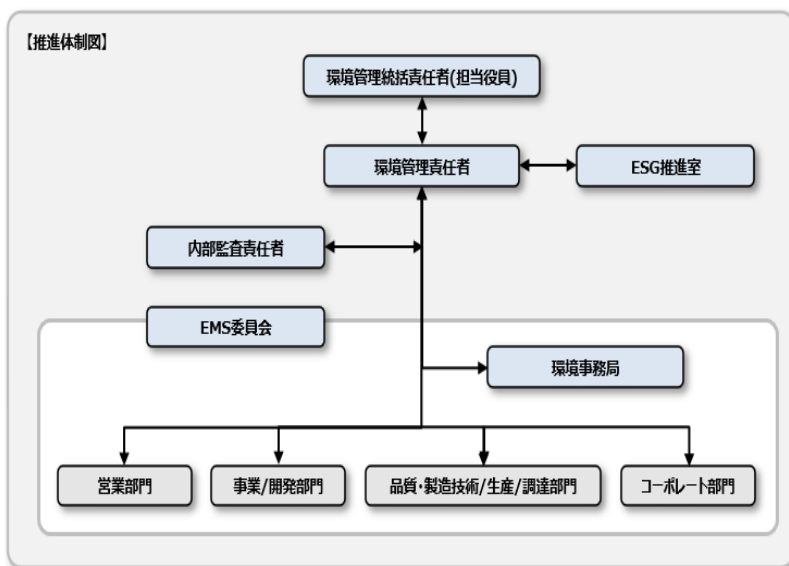


[環境マネジメントシステム (ISO14001) 登録証]



[環境マネジメントシステム (ISO14001) 推進体制]

当社は、環境管理統括責任者(担当役員)のもと、組織単位で環境責任者を設置し、環境活動を推進しています。また、サステナビリティ推進部門であるESG推進室と連携し、サステナビリティ活動との連携を図っています。四半期毎に開催するEMS委員会では、環境活動の結果をレビューし、情報共有を図っています。



[環境活動内容]

当社は、各部門が環境への影響/課題を評価/抽出し、環境目標の設定および四半期毎に結果確認を行うことにより、環境活動を推進しています。

部門	環境への影響・課題	環境目標および活動事例
営業部門	販売したLSI製品の市場での電力消費、廃棄。	環境配慮型製品(低消費電力、小型化)の販売により、電力消費、廃棄物の量を削減。
事業/開発部門	LSI製品不良品の廃棄。	環境配慮型製品(低消費電力、小型化)の開発により、電力消費、廃棄物の量を削減。
品質・製造技術/生産/調達部門	LSI試験時間増によるテスターの電力消費。	開発/製造/試験工程の見直しによる歩留改善。
	LSI製品への規制化学物質の含有。	試験最適化、同測数拡大などによる試験時間短縮。
	流通におけるエネルギー消費。	各国の製品含有化学物質規制の遵守。 流通ルート短縮/効率化に向けた製造拠点、倉庫拠点の最適化。

コーポレート部門	環境を考慮したIT機器の導入推進。	PC、ディスプレイ、CPU/サーバー、ストレージなどIT機器のPCグリーンラベル製品、EPEAT認証製品などの導入。
	気候変動、環境規制等への対応体制、プロセスの構築。	環境取り組みの社外への情報開示。
	開発および不良品解析に使用する化学薬品の保有。	保有化学薬品の管理、SDS評価。
	地球環境への貢献。	清掃ボランティア活動、ペットボトルキャップのリサイクル。

[環境教育]

当社は、役員および従業員一人ひとりの環境意識を高めるため、環境への取り組みに対する考え方や、業務との関わり、環境法令や当社の取り組みについて、すべての役員および従業員に対しe-Learning環境教育を毎年実施しています。

また、社内のイントラネットへ当社の環境活動の目標を含む活動状況を掲載し、すべての役員および従業員への周知と意識高揚に努めています。

[気候変動への対応]

(a) 環境に配慮した製品の提供

当社グループは、環境負荷の低減に向けて、再生可能資源の利用促進、エネルギー効率の向上、有害物質の削減、低消費電力型製品の開発を行うことで環境に配慮した製品を提供し、かつ各国の様々な法規制にも対応することで、お客様に安心をお届けします。

ソシオネクストの製品、および包装梱包材は、EU REACH規制(※1)、EU RoHS指令(※2)、中国RoHS指令(※3)、などの法規制に対応しています(使用禁止措置適用除外項目を除く)。

当社グループでは、これらの環境に配慮した製品の提供や、法規制への対応を確実にするため、独自の開発フロー(「デザイン・レビュー」の仕組み)を策定・運用し、開発プロセスの各段階において確認を行っています。

※1：EUにおける化学品の登録/評価/認可および制限を目的とした規制(Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals)

※2：EUにおいて販売される電子/電気機器に特定有害物質の使用を禁止する指令(Restriction of Hazardous Substances)

※3：中国で販売される電子/電気機器に特定有害物質の使用を禁止する指令(電子情報製品生産汚染防止管理弁法)

当社グループは、我々の提供するSOCによって、お客様のもとでのGHG排出量の低減に貢献し続けていくことが、サステナブルな社会の実現につながると考えています。グローバル市場をリードする主要なお客様との共同開発や、独自のマルチコア設計技術・低電力なAIエンジン/アクセラレータ等の活用等による高性能なカスタムSOCの開発を通じて、お客様の製品のさらなる小型化、高集積化、低消費電力化を実現することで、お客様のイノベーションおよび製品の環境負荷低減に貢献します。

また、設計開発に使用するデータセンターにおいては、CPU/サーバーの消費電力低減、および再生可能エネルギーの導入などを順次進めています。

(b) リスクと機会およびシナリオ分析

当社グループは、2026年3月期において、事業活動における気候変動に関連する「リスク」と「機会」を以下のとおり認識したうえで、シナリオ分析を通じた財務／事業インパクトの算出を行いました。

〔気候変動に関連する主なリスクと機会〕

区分		気候変動が当社グループに及ぼす影響	当社グループの対策	
リスク	移行リスク	政策／法規制	グローバルな動向／法規制の変化を早期に捉えた計画的な施策の検討／実行／評価。 サプライチェーンGHG排出量の把握、パートナーへの削減の働きかけの継続的な実施。	
		技術	市場競争力維持／向上のための研究開発費増。 市場競争力維持／向上のための製造コスト増。	お客様、パートナーと連携した低消費電力／省スペースな環境配慮型デバイスとソリューションの開発／提供、およびその開発プロセスの効率化。
		市場／評判	環境配慮型デバイスを提供できないことによる売上減およびレピュテーションリスク。	GHG排出量の低減に貢献するサービス／製品の開発／提供。
	規制による材料／電力等仕入れ価格のコスト増。		使用部材の見直し、データセンターにおける導入機器の効率化などによる消費電力の削減検討。	
	物理リスク	急性	異常気象の激甚化による製造委託先／製品倉庫／データセンターを含むサプライチェーンにおける操業停止。	製造委託先、製品倉庫、およびデータセンター等のサプライチェーンにおける操業停止を想定した、拠点分散化や初動対応、早期復旧の実効性向上を含めた事業継続計画の定期的な見直し。
		慢性	水不足による製造委託先の操業停止。	
	気温上昇によるデータセンター等の電力コスト増。		事業所、データセンターにおける導入機器の効率化などによる消費電力の削減検討。	
機会	資源の効率性	事業所、データセンターにおける資源（エネルギー、水）の効率利用によるコスト削減。	S o C開発効率化（独自のマルチコア設計技術、低電力なA I エンジン／アクセラレータの活用）によるコスト削減。	
	サービス／製品	お客様の省エネ／GHG排出量削減への貢献に寄与する低消費電力製品を中心とした需要増。	低消費電力／省スペースな環境配慮型デバイスとソリューションの開発／提供。	
	市場	低消費電力技術を基盤とした新たなお客様獲得。	AD／ADAS／データセンター向けS o Cを中心としたさらなる低消費電力化／小型化の実現による新たなお客様獲得。	

〔シナリオ分析〕

区分	シナリオ／参考情報
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・短期：～2027年 ・中期：2028年～2030年 ・長期：2031年～2050年
インパクト	<ul style="list-style-type: none"> ・小：10億円以内 ・中：10億円超50億円以内 ・大：50億円超 ※会計年度単位での影響額

シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> ・1.5℃/2.0℃シナリオ：I E A（国際エネルギー機関）のSDS/NZ E、I P C C（気候変動に関する政府間パネル）のR C P/S S P 1 ・4.0℃シナリオ：I P C C（気候変動に関する政府間パネル）のR C P 8.5/S S P 5
シナリオ分析の進め方	<p>当社グループは、I E AやI P C C等が発表する「世界の平均気温がパリ協定で合意した2.0℃未満の上昇に抑えられる（一部1.5℃以内）」のシナリオでリスクと機会を分析しました。</p> <p>さらに、I P C C等が発表する「世界の平均気温が産業革命前比で約4.0℃以上上昇する」のシナリオを用いて、気候変動の進行に伴う自然災害の激甚化が事業に与える影響としてより顕在化するとされる物理的リスクにフォーカスし、分析を行いました。</p>

[1.5℃/2.0℃および4.0℃シナリオにおける当社グループへのインパクト]

区分		気候変動が当社グループに及ぼす影響	事業活動に対する財務的インパクト					
			重要度 (※1)	発生時期	影響 項目	影響度 (※2)		
						小	中	大
移行 リスク	政策/法規制	省エネ/GHG排出量削減に向けた取り組み/施策によるコスト増（カーボンプライシング等のエネルギーコスト増等）。	中	中・長期	コスト	→		
	技術	市場競争力維持/向上のための研究開発費増。 市場競争力維持/向上のための製造コスト増。	高	短・中期	コスト	→		
	市場/評判	お客様の需要変化による売上減。 環境配慮型デバイスを提供できないことによるレピュテーションリスク。	中	中・長期	売上	-		
		規制による材料/電力等仕入れ価格のコスト増。	中	中・長期	コスト	-		
物理 リスク	急性	異常気象の激甚化による製造委託先/製品倉庫/データセンターを含むサプライチェーンにおける操業停止。	低	中・長期	売上	→		
	慢性	水不足による製造委託先の操業停止。	低	中・長期	売上	→		
		気温上昇によるデータセンター等の電力コスト増。	中	中・長期	コスト	→		
機会	資源の効率性	事業所、データセンターにおける資源（エネルギー、水）の効率利用によるコスト削減。	中	中・長期	コスト	→		
	サービス/製品	お客様の省エネ/GHG排出量削減への貢献に寄与する低消費電力製品を中心とした需要増。	中	中・長期	売上	-		
	市場	低消費電力技術を基盤とした新たなお客様獲得。	高	中・長期	売上	-		

※1：重要度「高」「中」「低」の程度は、気候関連のリスクと機会の「発生可能性」と「影響の程度」を勘案して評価しています。

※2：矢印の色は、気候変動シナリオの区分を示す目的で用いており、薄い灰色は1.5℃/2.0℃シナリオ、黒色は4.0℃シナリオを示しています。影響度の大小や発生可能性の高低を示すものではありません。また、試算が困難であるリスク/機会の影響度については、各項目における定性評価に留め、「-」として表示しています。

(c) リスクと機会に関する具体的な取組

近年、自動運転技術の発展や、生成系A Iの市場利用が始まり、必要とされるコンピューティングパワーは指数関数的に増加していくと予測されており、消費電力を抑え、GHG排出量を抑制することが社会的な課題となっています。当社グループでは、市場競争力の維持/向上およびエネルギーコスト増への対策として、開発段階から消費電力の低減に向けた取り組みを行っています。

また、SoCの小型化による使用部材の削減や、省スペース化に向けた取り組みも推進しています。

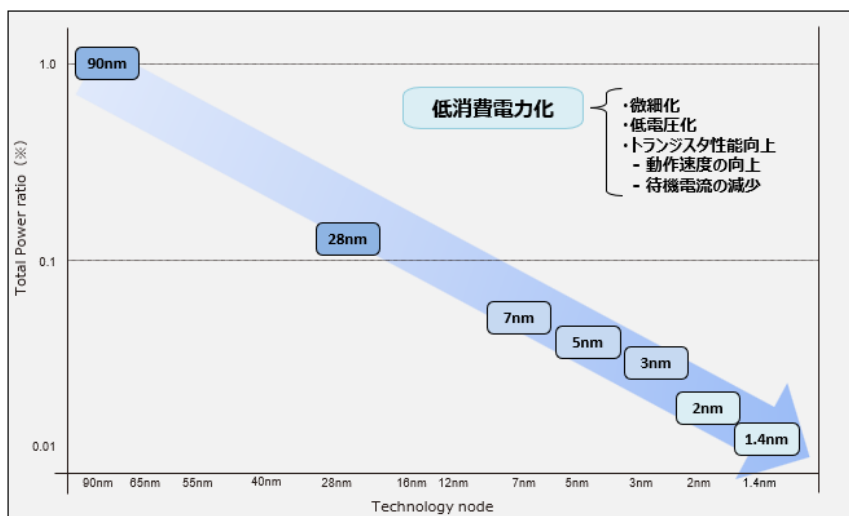
(i) SoCの消費電力の削減/低減に向けた取組

[微細化による消費電力の低減]

お客様からのSoCに対する消費電力低減の要求に応えるため、当社グループはプロセスノードの進化（微細化や低電圧化）を追求することで、低消費電力化の対応を進めています。

先端プロセスと既存プロセスにおける消費電力を比較すると、最先端の2nm/3nmプロセスは、28nmプロセスに対し、トランジスタ当たりの消費電力は概ね1/10以下に低減されています。2nm以細の最先端テクノロジー（1.4nm/2nm）への開発投資拡大も進めており、継続して微細化や低電圧化への追求を進めています。

〔微細化/低電圧による消費電力低減イメージ〕



※：縦軸は 90nm のTotal Power (Dynamic成分とLeakage成分の和)を基準とした各テクノロジーでの相対比となります。

〔低消費電力化の実現に向けた設計技術〕

当社グループのSoC設計は、お客様の低消費電力化の要望に応えるため、多様な取り組みを行っています。低消費電力SoCを実現するためには、個々の技術だけではなく、様々な技術を組み合わせることが有効です。当社グループの設計環境「リファレンス・デザイン・フロー」は、様々な低消費電力化技術に対応しており、SoCの動作時と待機時の双方の消費電力を削減できます。特に、電源を制御することにより、低消費電力化を図る手法を体系化して開発しています。

また、当社グループは、UPF/CPF (※)を採用することで、お客様の設計資産への変更を抑えつつ、低消費電力化設計を容易にしています。UPF/CPFの採用は、これまでは検証が非常に困難だった低消費電力化技術に対しても信頼性の高い設計を行うことを可能としています。

詳細は当社グループのホームページを参照ください。

<https://www.socionext.com/jp/products/customsoc/design/low-power.html>

※ UPF (Unified Power Format) : IEEE Std. 1801として標準化された低消費電力設計指針を記述する標準仕様です。

CPF (Common Power Format) とは、Si2にて標準化された低消費電力設計指針を記述する標準仕様です。

〔低消費電力技術〕

設計レベル	設計技術
システムレベル設計	メモリアクセス削減 演算量削減 アーキテクチャー選択 キャッシュ有効利用
RTL設計	RTL最適化
論理合成	ネットリスト最適化 多電源設計 クロックゲーティング DVFS、AVS/A-AVS
レイアウト	低消費電力スタンダードセル 低消費電力SRAM

パワーマネジメント

電圧・周波数の静的・動的制御技術

〔低消費電力化を可能とする設計・開発プロセスおよび先端パッケージング・集積技術〕

当社グループでは、製品開発の初期段階から環境配慮を組み込んだ開発体制(「デザイン・レビュー」の仕組み)を構築し、運用しており、お客様からの低消費電力要件を丁寧に把握しながら、最適なプロセスノードの選択や、環境負荷の少ない製造パートナー (F a b / O S A T) の選定を進めています。このような「設計から製造・使用段階までの一貫した取り組み」により、製品ライフサイクル全体のGHG排出量削減を支援しています。

近年、半導体業界ではチップレット技術が広く注目されています。チップレットとは、CPUやGPUなどのコンピュータチップと、機能毎に特化した複数のチップを、2.5Dあるいは3Dに集積することによって高機能化、高性能化、低消費電力化を実現する先端パッケージング・集積技術であり、消費電力、コスト、歩留の改善に寄与します。こうした流れの中、当社グループが提案するFlexlets™ (フレックスレッツ) は、チップレット技術をさらに発展させた「コンフィギュラブル(用途に応じて柔軟に設計可能)な次世代チップレット」として位置づけられています。Flexletsは、従来の固定機能型チップレットとは異なり、RTLレベルで性能や機能を最適化できるため、アプリケーションごとにきめ細かな電力効率の最適化が可能です。特に高性能コンピューティング、ネットワーク機器、車載用途など、多様な市場において柔軟性を発揮します。さらに、Flexletsは2.5Dや3Dに加え、5.5Dのような複雑なマルチチップ統合技術にも対応できる設計になっており、より高度なチップ間連携を可能にすることで、電力効率の改善と高密度化を両立します。5.5Dは、横方向の高密度配線(インターポーザーやRDLなど)を活用しつつ、必要に応じて縦方向の接続を組み合わせる実装方式で、2.5Dと3Dの特長を融合した大規模、かつ柔軟なチップ実装技術として提案しています。

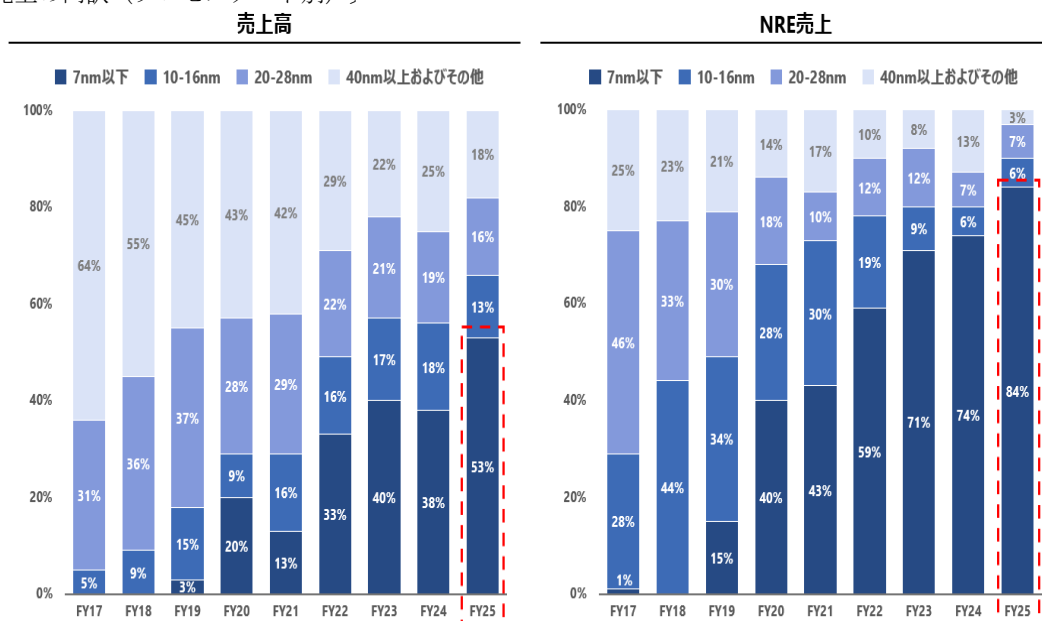
3D/5.5D積層などのマルチチップ構造では発熱が集中しやすくなるため、熱伝導効率に優れた部材や構造の導入、並びにチップ間の熱干渉を抑えるパッケージ設計が重要です。また、SoC単独で冷却を考えるのではなく、システム全体での冷却効率や冷却コストの最適化を図るため、システム側の冷却系へいかに効率よく放熱するかを考慮し、最新の熱設計(サーマルマネジメント)を取り入れ、高集積化しても安定稼働が可能、かつ高い冷却効率を兼ね備える製品開発を進めています。

また、これまで電気信号で行っていたチップ間通信の一部を光信号に置き換える光電融合技術は、消費電力を大幅に削減しながら高い通信帯域を実現できる将来技術であり、当社グループでも取り組みを進めています。

以上のように、当社グループは、先端テクノロジー製品や、多様な低消費電力化技術を搭載した製品の開発/提供により、お客様のもとでの消費電力の削減に貢献しています。

プロセスノード別の売上推移では、製品売上、NRE売上ともに先端テクノロジー製品(7nm以下)へのシフトが進んでいます。将来的な製品売上の先行指標と言えるNRE売上(2026年3月期)では、先端テクノロジー製品の比率が84%に達しています。

〔売上の内訳(プロセスノード別)〕



(ii) 小型化／省スペース化に向けた取組

当社グループは、S o Cの小型化により使用部材（鉱物資源、化石資源）を削減し、原材料から製品にいたる、製造プロセスでのエネルギー削減に貢献しています。

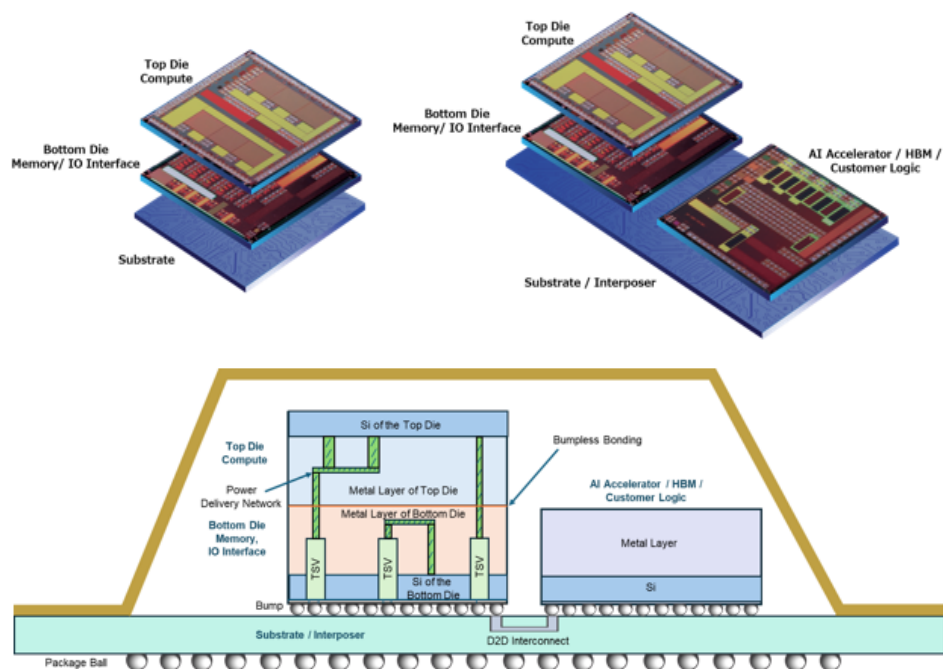
S o Cの小型化は、お客様の最終製品における小型化／省スペース化にも直結し、さらには機器動作時の熱管理の容易化にもつながります。この結果として、お客様における使用部材の削減や、製造プロセスでのエネルギー削減だけではなく、電気自動車の航続距離向上やデータセンターの冷却負荷軽減など、最終製品の使用段階においても環境負荷低減に貢献するため、サステナブルな社会の実現につながると考えています。

当社グループが提案する、チップレット技術を発展させたFlexlets™は、メモリ、ネットワーク、P C I eなどの多様な機能のチップを柔軟に組み合わせられるため、限られたスペースの中で高い機能集積を可能にする技術です。また、2. 5 D / 3 Dパッケージに加えて5. 5 Dのような新しい実装方式にも対応でき、従来以上に高密度・省電力な設計が可能となります。

チップレット技術は、小型化／省スペース化だけではなく、低消費電力化やS o Cの微細化限界に対するブレークスルーとしても期待されています。低消費電力化の推進にあたっては、チップレット間通信の最適化、低消費電力のインターコネクト技術の採用、また、各チップレットの電力管理を細かく制御するなどの設計技術を適用し、全体の消費電力の削減を図っています。これにより、S o Cの微細化の限界を補い、お客様の求める多機能化と環境負荷低減の両立に貢献します。

当社グループは、こうした先端パッケージングとチップレット技術を取り入れた製品を、データセンター/ネットワーク機器、オートモーティブ分野へ展開し、環境と性能の両立を図るソリューションを継続的に提供しています。

〔3 D I C F 2 F (F a c e - t o - f a c e) および5. 5 D構造イメージ〕



(iii) データセンターにおける消費電力の削減に向けた取組

3 nm以細のテクノロジー製品への開発シフトによる高集積化の進展により、設計／開発業務におけるデータ処理量が増大したため、データセンターでの消費電力は当社グループのGHG排出量（S c o p e 1、2の合算値）の約半分を占めている状況であり、将来的な事業規模の拡大に合わせ、消費電力のさらなる増加が見込まれます。

当社グループでは、データセンターにおける消費電力の低減施策として、C P U / サーバー等を中心に低消費電力型機器の導入／置き換えを順次進めています。また、開発プロセス／開発手法などの改善や、A Iを活用する開発プロセスの拡張による業務の効率化により、C P U / サーバーの稼働時間を抑制し、消費電力の低減に取り組んでいます。

データセンターにおいては、2025年3月期より再生可能エネルギーの導入を開始しており、継続して再生可能エネルギーのさらなる導入拡大を推進していきます。

④環境に関する指標と目標

2026年3月期の当社グループのGHG排出量（Scope 1（※1）、2（※2））は、6,094 t-CO₂となりました。前年比では、433 t-CO₂の削減となりました。また、売上高当たりのGHG排出量については、3.04 t-CO₂となり、前年比では、0.42 t-CO₂の削減となっております。

当社グループは、2050年までにGHG排出量（Scope 1、2）のカーボンニュートラルを目指しており、目標達成に向けて、引き続き削減施策の検討を行い、実行してまいります。

※1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出

※2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

〔GHG排出量〕

項目	グローバル実績（t-CO ₂ ）						目標
	2022年3月期 - 基準年 -	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期	基準年比	前年比	
Scope 1	241	199	254	238	△3 (△1%)	△16 (△6%)	2050年までにカーボンニュートラル達成
Scope 2	6,846	7,776	6,273	5,856	△990 (△14%)	△417 (△7%)	
合計	7,087	7,975	6,527	6,094	△993 (△14%)	△433 (△7%)	
再生可能エネルギー導入によるScope 2排出削減量(※)	0	0	<電力量> 9.4% <GHG> 663 t-CO ₂	<電力量> 18.8% <GHG> 1,458 t-CO ₂	-	-	

※：再生可能エネルギー導入による排出削減量は、Scope 2の実績に反映済みです。

〔売上高当たりのGHG排出量（1億円当たり）〕

項目	グローバル実績（t-CO ₂ ）					
	2022年3月期 - 基準年 -	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期	基準年比	前年比
Scope 1+2	6.06	3.61	3.46	3.04	△3.02	△0.42

〔GHG排出量 内訳〕

項目(※1)	グローバル実績（t-CO ₂ ）(※2)			
	2022年3月期 - 基準年 -	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
Scope 1+2（マーケットベース）	7,087	7,975	6,527	6,094
Scope 1+2+3（マーケットベース）	266,720	404,716	347,519	522,815
Scope 1	241	199	254	238
二酸化炭素（CO ₂ ）	241	199	254	238
メタン（CH ₄ ）	0	0	0	0
一酸化二窒素（N ₂ O）	0	0	0	0
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	0	0	0	0
パーフルオロカーボン類（PFCs）	0	0	0	0
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	0	0	0	0
三フッ化窒素（NF ₃ ）	0	0	0	0
Scope 2（マーケットベース）	6,846	7,776	6,273	5,856
データセンターにおける排出量	1,359	3,655	3,156	3,171
オフィスにおける排出量	5,487	4,121	3,117	2,685
Scope 2（ロケーションベース）	7,254	7,919	7,117	7,149
Scope 3	259,633	396,741	340,992	516,721
Cat. 1 購入したサービス／製品（調達金額ベース）	229,697	356,133	299,323	471,327
Cat. 2 資本財（設備調達金額ベース）	27,081	35,025	36,455	39,931
Cat. 3 Scope 1、Scope 2に含まれない燃料およびエネルギー関連活動（Scope 1、2活動量ベース）	1,229	1,327	1,244	1,262

C a t . 4	輸送、配送（上流） （輸送質量・距離ベース）	908	1,140	1,052	1,054
C a t . 5	事業から出る廃棄物 （廃棄物処理委託量および金額ベース）	50	25	67	20
C a t . 6	出張 （出張旅費金額および従業員数ベース）	201	2,267	2,108	2,090
C a t . 7	雇用者の通勤 （通勤費支給金額および従業員数・勤務日数ベース）	467	824	743	1,037
C a t . 8	リース資産（上流）	対象項目の排出はありません。			
C a t . 9	輸送、配送（下流）	C a t . 4 で算出のため非該当			
C a t . 10	販売した製品の加工	対象外			
C a t . 11	販売した製品の使用	対象外			
C a t . 12	販売した製品の廃棄	対象外			
C a t . 13	リース資産（下流）	対象項目の排出はありません。			
C a t . 14	フランチャイズ	対象項目の排出はありません。			
C a t . 15	投資	対象項目の排出はありません。			

※1：GHG排出量は、「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（環境省・経済産業省）」に則り、算定しています。

※2：2025年3月期に実施したGHG排出量算定方法の見直しを踏まえ、2022年3月期の基準年についても同様の見直しを実施しています。

〔 I F R S S 2 開示要求項目 〕

開示項目	指標	実績			SASB対照表 （コード）
		2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期	
温室効果ガス排出	(1) グローバルでの「Scope 1」の総排出（t-CO ₂ ）	199	254	238	TC-SC-110a.1
	(2) パーフルオロ化合物からの総排出	当社グループ製品には当該物質は含有されていないため、温室効果ガスの排出はありません。			TC-SC-110a.1
	「Scope 1」の排出を管理するための長期的および短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明	2050年までにGHG排出量（Scope 1、2）のカーボンニュートラルを目指しています。			TC-SC-110a.2
事業活動におけるエネルギー管理	(1) エネルギー総消費量（GJ）	161,037	149,701	152,036	TC-SC-130a.1
	(2) 電力系統からの電気の割合（%）	96.0	91.5	91.8	
	(3) 再生可能エネルギーの割合（%）	0	8.9	17.8	
水管理	(1) 総取水量（m ³ ）	4,145	2,094	2,094	TC-SC-140a.1
	(2) 総消費水量、およびそれらの「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」地域の割合	水ストレスが「極めて高い」「高い」地域における使用割合は、0%です。			
製品ライフサイクル管理	IEC62474申告対象物質を含む製品から生じた売上高の割合（%）	0	0	0	TC-SC-410a.1
	(1) サーバー、(2) デスクトップおよび(3) ラップトップのシステムレベルにおけるプロセッサのエネルギー効率	該当事項はありません。			
総生産量 （自社所有の製造設備および製造委託契約をしている製造設備による総生産量を開示）（千個）		123,770	99,612	89,876	TC-SC-000.A
自社施設からの生産の割合（%）		0	0	0	TC-SC-000.B
		当社グループは製造工程を外部に委託しており、自社施設では生産を行っておりません。			

(5) サステナビリティ活動に対する社外からの評価

当社グループは、2022年10月の東京証券取引所プライム市場への上場後、経営と一体化したサステナビリティ活動を積極的に進めています。CDP（Carbon Disclosure Project）においては、昨年同様Bランクを獲得しました。また、EcoVadis社のサステナビリティ評価において、全評価対象企業の上位15%以内に与えられるシルバーメダルを初めて獲得しました。さらに、日本経済新聞社主催「日経サステナブル総合調査SDGs経営編」の総合ランキングにおいては昨年度の3つ星から4つ星に、同じく「脱炭素経営ランキングGX500」においても上位431位から131位に改善しました。

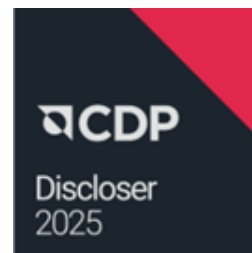
これらの評価結果をもとに、サステナビリティ活動のさらなる進展を図っています。

[CDP2025「気候変動」および「水セキュリティ」の2分野で「B」評価を獲得]

CDP2025の「気候変動」および「水セキュリティ」の2分野において、最高評価から3番目に位置する「B」評価を獲得しました。

CDPは2000年に設立、世界唯一の独立した環境情報開示システムを運営する非営利団体です。世界の主要企業から気候変動などの環境関連情報を収集・分析し、その結果を9段階（A、A-、B、B-、C、C-、D、D-、F）で評価しています。CDPのデータベースは環境情報開示のグローバルスタンダードとされており、CDPを通じた情報開示を求める機関投資家が年々増加しています。

※：CDP2025では、世界の時価総額の半分以上に相当する22,100社以上が回答し評価されています。



[EcoVadis社のサステナビリティ評価で「シルバー」メダルを獲得]

EcoVadis社のサステナビリティ評価において、全評価対象企業の上位15%以内に与えられるシルバーメダルを獲得しました。特に「環境」「倫理」「持続可能な資材調達」での改善により、全体の上位12%の評価を受けました。

EcoVadis社（本社：フランス）のサステナビリティ評価は、国連グローバル・コンパクトの10原則、国際労働機関（ILO）の条約、グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）の基準、ISO26000の基準など国際的なサステナビリティ基準に基づき行われています。「環境」「労働と人権」「倫理」「持続可能な資材調達」の4つの中核的なテーマおよび21のサステナビリティ基準により判定されます。2007年の設立以来、世界185カ国、250業種、15万社以上の企業がこの評価を受審しています。



[「日経サステナブル総合調査SDGs経営編」にて4つ星を獲得]

事業を通じて社会・経済・環境の課題解決に取り組み企業価値向上につなげている企業を評価する2025年の「日経サステナブル総合調査SDGs経営編」において、4つ星に認定されました。

「SDGs戦略・経済価値」「社会価値」「環境価値」「ガバナンス」の4分野における総合得点で5段階評価されるもので、昨年の3つ星に続き、2ランクアップとなる4つ星の評価を受けました。

特に、「社会価値」「環境価値」「ガバナンス」分野で「S+ランク」の高評価を受けたほか、「SDGs戦略・経済価値」分野でも「A++ランク」を獲得しました。



[日本経済新聞社「脱炭素経営ランキング GX500」に選出]

日本経済新聞社主催「脱炭素経営ランキング GX500」において、上位500企業に選出されました。2025年度は総合評価で「BB：131位」となり、前年から大きく評価が向上しました（前年評価は「C：431位」）。

「脱炭素経営ランキング GX500」は、企業の脱炭素の取り組みを総合的に評価し、GX（グリーントランスフォーメーション）時代の有力企業500社を選出してランク付けするものです。本調査では、アンケートに回答した国内上場企業など830社を対象に「情報開示」「排出量の管理や削減実績」「省エネや再エネ活用」「温暖化ガス削減の具体策」「削減の目標設定」の5分野における総合得点でランキングと格付け評価が行われます。

当社グループは、評価対象分野のなかでも、特に「情報開示」において評価されており、調査対象企業全体において「AA：10位」に選定されました。

脱炭素経営ランキング GX500

[ESG投資指数「FTSE Blossom Japan Index」と「FTSE Blossom Japan Sector Relative Index」の構成銘柄に選定]

当社グループは、ESG（環境、社会、ガバナンス）投資の代表的な指数として、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）などのサステナブル投資ファンドが採用する「FTSE Blossom Japan Index」および「FTSE Blossom Japan Sector Relative Index」の構成銘柄に初めて選定されました。

FTSE Blossom Japan Indexについて

FTSE Blossom Japan Indexはグローバルインデックスプロバイダーであるロンドン証券取引所グループ傘下のFTSE Russellが日本企業に特化して作成し、ESG（環境、社会、ガバナンス）について優れた対応を行っている企業のパフォーマンスを測定するために設計されたものです。FTSE Russellの評価はコーポレートガバナンス、健康と安全性、腐敗防止、気候変動といった分野について行われており、FTSE Blossom Japan Indexの構成銘柄である企業は、環境、社会、ガバナンスに関する様々な基準を満たしています。



FTSE Blossom Japan Index

FTSE Blossom Japan Sector Relative Indexについて

FTSE Russellが提供するESG（環境、社会、ガバナンス）評価に基づく日本企業に特化した株式インデックスです。各業種内で相対的にESG対応に優れた企業を選定し、セクター・ニュートラルな設計により業種偏重を抑えています。



FTSE Blossom Japan Sector Relative Index

[2025年度「SOMPOサステナビリティ・インデックス」構成銘柄に選定]

当社グループは、SOMPOリスクマネジメント株式会社が設定する、2025年度「SOMPOサステナビリティ・インデックス」の構成銘柄に選定されました。

「SOMPOサステナビリティ・インデックス」は、SOMPOリスクマネジメント株式会社が実施する「環境経営調査」と「ESG経営調査」によるESG評価をもとに、ESGの取り組みに優れた約300銘柄から構成され、同社の「サステナブル運用」のインデックスとして年金基金等の複数の機関投資家に採用されています。

2025



Sompo Sustainability Index

(6) 人的資本への対応

①人的資本に関する戦略

当社グループは、多様な社員や組織が互いに高め合い協力することが、最先端の技術力やグローバルな開発競争力を向上させ、さらには、持続的成長の基盤となり、当社グループのミッション「Together with our global partners, we bring innovation to everyone everywhere.」の実現につながると考えます。

「人材こそが企業価値の源泉である」という信念のもと、「人材育成」、「人権／ダイバーシティ&インクルージョン」、「安全衛生」、「健康経営」に注力し、多様な人材が最大限に能力を発揮できる環境づくりとその成長支援を積極的に推進しています。

こうした考えのもと、当社グループでは、事業特性に即した人材戦略の強化を重視しています。

当社グループは、カスタムS o Cの設計・開発を中核とする事業を展開しており、エンジニアをはじめとする高度な専門性と創造性を有する人材こそが、持続的な成長および競争優位性の源泉であると考えています。技術革新のスピードが加速し、半導体産業を取り巻く競争環境が一層厳しさを増す中で、人材への投資は中長期的な企業価値向上に不可欠な取り組みであると認識しています。

一方で、当社グループのエンジニアの年齢構成は相対的にシニア層の比率が高く、今後、一定数のエンジニアが毎年退職を迎える局面にあります。このため、当社グループとして、将来的にエンジニア数が減少する可能性があると認識しており、こうした構造的な課題に対応しながら人的資本の持続性をいかに確保していくかが、当社グループの中長期的な成長に直結する重要な経営課題の一つと考えています。

さらに、当社グループでは、高度な設計・開発力を要する多数の商談を獲得しており、今後、複数の開発プロジェクトが同時並行で進行します。このため、各プロジェクトを着実に進めていくためには、従来以上にエンジニアリソースの確保が求められ、さらに各エンジニアの保有スキルの高度化およびマルチ化が必要になると考えています。このため、人材確保・人材育成が進まない場合、実際に保有するエンジニアリソースと、事業成長に伴い必要となるリソースとの間に乖離が生じる可能性があります。

これらの認識を踏まえ、当社グループでは、マテリアリティとして「人材確保・リテンションおよび人材育成」並びに「社員のエンパワーメント・エンゲージメント」を定めるとともに、「人材確保」「人材育成」および「開発生産性の高度化」を人的資本戦略の中核に位置づけ、人的資本の質と量の中長期的な安定化を図っています。特に、2026年3月期においては、将来の事業成長を支える人材基盤の強化を目的として、「人材育成」に重点を置いた取り組みを推進してきました。

当社グループは、人的資本への戦略的な取り組みを通じて、技術開発力の強化と事業成長の両立を図るとともに、社員一人ひとりが能力を最大限発揮できる環境の整備を進めており、人材への継続的な投資を通じて、持続可能な成長と企業価値の向上を目指しています。

(a) 人材育成について

当社グループは、最先端の「Solution SoC」ビジネスモデルを通じて、ステークホルダーの様々な期待／要望に応えるため、最先端技術を追求することで、世界のイノベーションを支える会社として持続的な成長を目指しており、そのために必要となる、仕事にオーナーシップを持ち、自律的／意欲的にあるべき姿にチャレンジするプロフェッショナルな人材の育成に取り組んでいます。

[エンジニア育成]

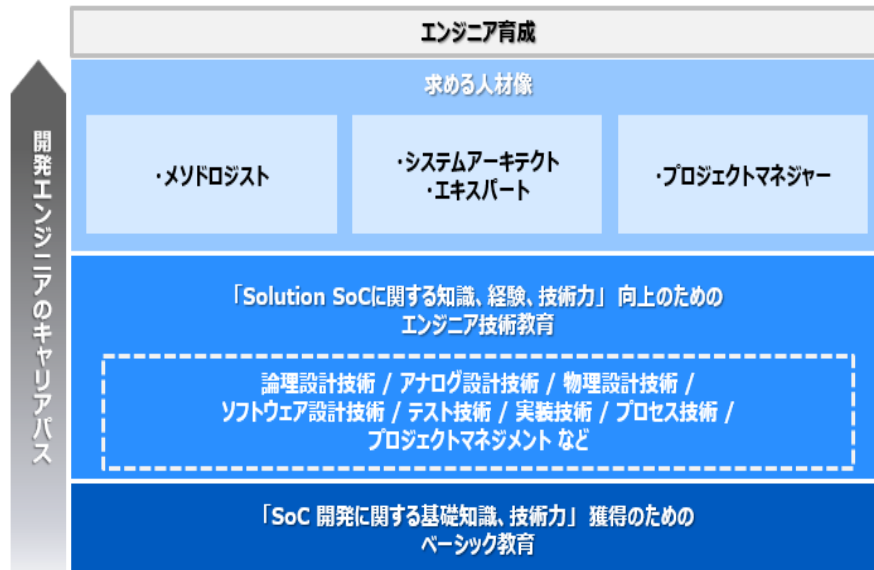
(i) 求める人材の明確化

当社グループは、エンジニアの育成を重要な経営課題の一つと考えています。

当社グループは、中期事業計画において、AD（自動運転）／ADAS（先進運転支援システム）や車載センシング等の「オートモーティブ」、データセンターやAIアクセラレータ等の「データセンター／ネットワーク」、アクションカメラやネットワークカメラ等の「スマートデバイス」、FA（Factory Automation）機器や計測器等の「インダストリアル」の各領域を中心に事業規模の拡大を計画しています。

これらの事業領域において、お客様は、S o Cのアーキテクチャーに対する知識はもとより、S o Cが搭載される最終製品やサービスに関する高い知見、および差別化を可能とする先端のハードウェアからソフトウェアにいたるまでの技術を組み合わせ、最適なソリューションを提案できるパートナーを求めています。このような「Solution SoC」ビジネスモデルの実現には、以下のようなエンジニア人材が必要になると考えます。

- グローバルに開発競争力を維持し続けるためのメソドロジスト
- お客様の要求に基づき最適なS o Cアーキテクチャー仕様を提案／策定できるシステムアーキテクト
- アーキテクチャー仕様から実装仕様作成、設計を行える各分野のエキスペート
- お客様からの信頼を得て、開発を円滑にゴールに導くプロジェクトマネジャー



(ii) 求める人材に必要なとなるスキルの明確化

必要とされるエンジニア人材の拡大を図るために、当社グループは、必要なスキルおよび経験を明確に定義し、エンジニア一人ひとりが保有するスキル等の可視化に取り組んでいます。

<エンジニアロールモデルとスキル/重要度のマトリックス>

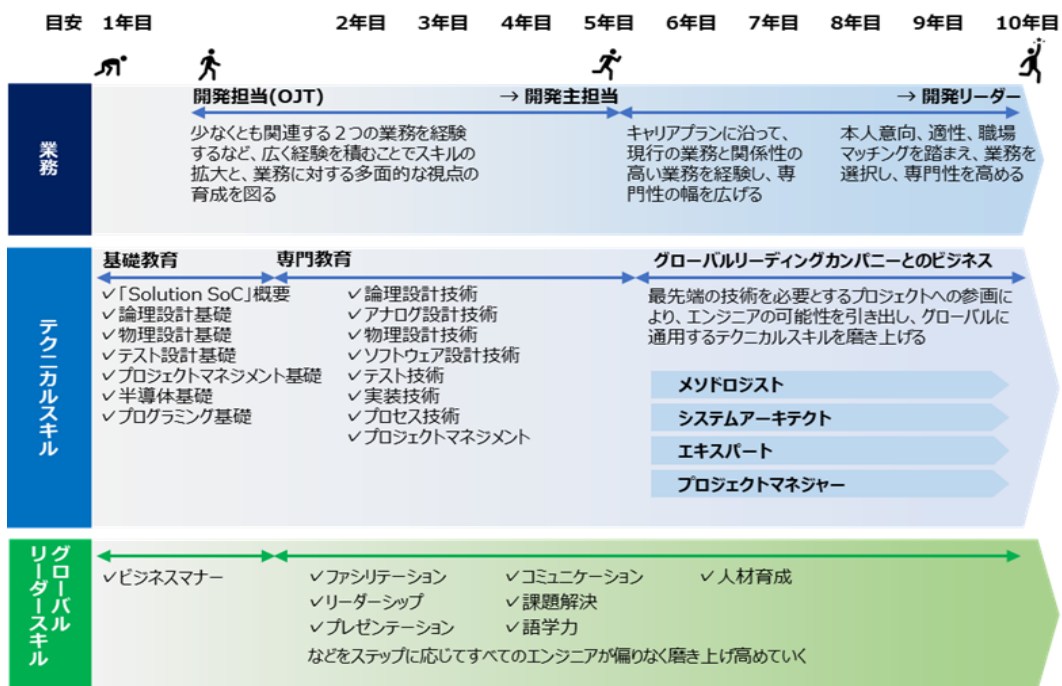
	メソジスト	システムアーキテクト	エキスパート						プロジェクトマネジャー	
			論理設計	アナログ	物理設計	ソフトウェア	テスト	実装		
デジタルスキル	論理設計技術	a-	a-	a	c	b-	b	b-	c	b
	アナログ設計技術	a-	b-	c	a	c	c	c	c	c
	物理設計技術	a-	a-	b-	b	a	c	b-	b-	b
	ソフトウェア設計技術	a-	a-	b-	c	c	a	c	c	c
	テスト技術	a-	b-	b-	c	c	c	a	c	b-
	実装技術	a-	b-	c	c	b-	c	c	a	b-
	プロセス技術	b	b	c	b	b	c	b-	b-	c
	プロジェクトマネジメント	b	b	b	b	b	b	b	b	a
グローバルリーダー スキル	①ファシリテーション ②リーダーシップ ③プレゼンテーション ④コミュニケーション ⑤課題解決 ⑥語学力 ⑦人材育成 ⑧ビジネスマナー 開発プロジェクトにおける役割や開発状況に応じた実践力 (グローバルに活躍できる提案型人材に必要なスキル)									

【重要度】
 a : 特に高い専門性を保有
 a- : 指定スキル(a-)のいずれかで特に高い専門性を保有
 b : 基礎技術を活用し応用できる
 b- : 指定スキル(b-)のいずれかで基礎技術を活用し応用できる
 c : 基礎技術を保有

(iii) スキル習得に向けた人材育成プログラム

<エンジニア育成のロードマップ>

当社グループは、エンジニア育成の一環として、エンジニア一人ひとりが上司との1 on 1面談を実施する制度を設けており、自身のキャリアパスおよびその実現に向けた具体的なアクションを共有することで、個人の成長をサポートしています。また、エンジニア一人ひとりが求められる人材に必要なスキルおよび経験を確実に身に付けるために、エンジニアのレベルに応じた教育プログラムを策定/実践しています。さらに、海外のお客様、海外パートナーとのビジネスを進めていくうえで欠かせない語学/コミュニケーションスキルについても、教育支援体制を強化しています。



(※) 語学／コミュニケーションスキル育成のプログラム

リーダー層向け	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションスキル上級（1 on 1 研修） ・グローバルマインド研修（グループ研修） ・グループコーチング研修
一般社員向け	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションスキル初級（グループ研修） ・グローバルマインド研修（グループ研修） ・英語運用力研修 ・新入社員向け語学研修（グループ研修）
全社員共通	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎英語力強化（語学研修アプリ）

<エンジニア教育の実施状況>

	2024年 3月期	2025年 3月期	2026年 3月期
総教育時間(時間)	19,500	18,900	19,000
エンジニア一人あたり			
教育時間(時間)	13.2	12.8	12.7
投資額(万円)	2.04	2.87	2.32

(iv) 人材育成に関する指標／実績

中長期的には、さらなる海外商談の増加に加え、最新の技術を提供するIPベンダーやツールベンダー、ファウンドリ、OSAT等のグローバルなパートナーとの協働が増加していくことが見込まれます。これらに対応していくために、多くのエンジニアに対し戦略的に海外ビジネスや先端テクノロジービジネスに参画する機会の創出を進めるとともに、エンジニアが得たノウハウ／経験を組織として蓄積／活用することを進めています。特に若手社員については、実務の中でしか積むことのできない経験の場を得る機会を早い段階から意図的に設けてきた結果、グローバルプロジェクトの経験人数比率、先端プロジェクトの経験人数比率はいずれも9割に迫る水準となっています。

<エンジニアのプロジェクト経験状況>

	2024年 3月期	2025年 3月期	2026年 3月期	2030年までの目標
グローバルプロジェクトの経験人数比率 (%)	82	87	89	Over 90
先端プロジェクト(7nm以細)の経験人数比率 (%)	75	82	87	Over 90

また、開発リソースマネジメントおよび開発プロセスの高度化に向けた取り組みにも着手しています。

具体的には、タレントマネジメントシステムの活用を通じて、エンジニアのスキル、経験、研修履歴等の人材データを体系的に把握・管理する仕組みの整備を進めており、今後、個人および組織の強み・課題を可視化し、中長期的な人材育成や人材配置の検討・判断をデータに基づいて行っていくことを目指しています。これらの取り組みにより、スキルと経験に基づいた中長期における人材配置が可能となり、特定のエンジニアに依存しない形で重要度・戦略性の高い開発案件を安定的に遂行できる体制を実現します。

あわせて、プロジェクトマネジメントおよび開発品質マネジメントの強化に向け、開発プロセスの標準化および運用定着に向けた検討・取り組みを進めています。これらの施策を推進することで、将来の開発案件を見据えた開発計画・リソース見積り精度の向上を図り、多数のプロジェクトが同時に進行する状況においても、プロジェクト全体の進捗や負荷状況を可視化しながら開発を推進できる仕組みを高度化し、開発期間の長期化リスクの低減につなげていきます。

これらの取り組みの進捗および成果を把握するための指標として、「基準を満たしたエンジニア」の状況を定期的にモニタリングしています。「基準を満たしたエンジニア（メソドロジスト、システムアーキテクト、エキスパート、プロジェクトマネジャー）」は、計画に沿って順調に推移しています。特に、メソドロジストについては、指標が大きく改善しています。これは、大規模かつ先端テクノロジーを用いた開発プロジェクトの比率が高まっており、グローバルに開発競争力を維持・強化していくためには、開発方針の決定やグランドデザインを担うメソドロジストの育成が急務であると認識し、戦略的に取り組んできた結果です。

<基準を満たしたエンジニア>※2023年3月期の人員を基準(100)とした指数

	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期	2026年 3月期	目標
メソドロジスト	100	200	225	500	前年比での指数改善
システムアーキテクト	100	118	141	145	前年比での指数改善
エキスパート	100	101	105	106	前年比での指数改善
プロジェクトマネジャー	100	97	115	118	前年比での指数改善

(v) エンジニアのエンゲージメントのモニタリングと改善サイクル

当社グループでは、エンジニアのエンゲージメントを人的資本の重要な指標の一つと位置づけ、定期的なアンケート調査を通じてその状況を把握しています。エンジニアが自身の役割や成果に対して納得感を持ち、意欲的に業務に取り組んでいる状態は、当社グループの技術開発力や開発生産性を支える重要な要素であると考えています。

エンゲージメントのモニタリングにあたっては、年齢層、等級、組織、評価方法といった切り口から分析を行い、全体傾向だけでなく層別・組織別の課題を把握しています。主な観点としては、エンジニア制度に対する印象、活動・成果に対する評価の納得感、報酬に対する満足度などを継続的に確認しています。

こうした分析を通じて、エンゲージメントの課題は年代や役割によって異なることが示されており、当社グループでは、評価フィードバックの充実や期待する役割の明確化、部門特性を踏まえたフォローを行うなど、改善に取り組んでいます。今後も、エンジニアの声を継続的に把握し、その結果を制度やマネジメントの改善につなげることで、人的資本の価値最大化と持続的な成長を目指していきます。

(b) 人権／ダイバーシティ&インクルージョン／安全衛生／健康経営について

当社グループは、一人ひとりのライフスタイルやキャリアプランを尊重し、心身ともに健康でいきいきと働ける環境の構築に取り組んでいます。こうした考えのもと、健全な労働環境づくりを進めることで、過重労働の抑制やストレスの軽減を図り、従業員の心身の健康を維持しつつ、より良い働き方を実現する企業風土・文化の醸成に努めています。

あわせて、多様な人材がそれぞれの能力を最大限に発揮できる環境づくりの一環として、女性活躍の推進にも取り組んでいます。今年度は、社外メンタリング制度の導入を通じて、女性社員が社外の視点や経験から学ぶ機会を提供するとともに、キャリア形成に関する意識醸成やネットワーク形成を支援しています。

また、管理職層を含む社員を対象に無意識バイアスに関する研修を実施し、多様な価値観を尊重した公正な意思決定や人材マネジメントの浸透に努めています。これらの取り組みを通じて、性別にかかわらず一人ひとりが安心して挑戦できる企業風土の醸成を図っていきます。

さらに当社グループは、社員の健康を、事業成長を支える重要な経営基盤の一つと位置づけ、健康経営を経営戦略の一環として推進しています。経営トップのコミットメントのもと、推進体制を整備し、従業員の健康課題の把握、重点施策の検討・実施およびその効果検証を継続的に実行しており、健康増進施策の推進やワークライフバランスの最適化を通じた組織の生産性向上と持続的な成長を目指しています。こうした取り

組みの積み重ねが評価され、当社は「健康経営優良法人2026（大規模法人部門）」に認定されました。健康経営を積極的に実践することにより、社員のエンゲージメント向上を図るとともに、イノベーションの創出、企業ブランドの強化、さらには社会への貢献につなげていきます。

[基本的な考え方]

人権	<p>当社グループでは、グループ理念である「CSR基本方針」において、「人権の尊重」および「社員の労働環境整備」を重要な責務として掲げています。</p> <p>-人権の尊重 私たちは一人ひとりの人権を尊重し、差別等の人権侵害行為を許しません。</p> <p>-社員の労働環境整備 私たちは社員の幸せを目指し、個性を尊重し、公平な処遇を実現するとともに、健康で働きやすい環境をつくります。</p> <p>当社グループは事業活動に関わるすべてのステークホルダーの人権を尊重し、性別、年齢、国籍、人種、民族、思想、宗教、社会的身分、雇用形態、婚姻状況、妊娠状況、門地、性的指向や性自認、身体的特徴、疾病、障がい等による差別的取り扱い／人権侵害を行いません。</p> <p>また、当社グループやサプライチェーンで働く人々に対しては、一人ひとりの人権を尊重します。ハラスメントを排除し、健康で安心して働くことができる職場環境を提供するとともに、最低賃金や労働時間の法規制を遵守し、強制労働や、児童労働、人身売買を行いません。また、結社の自由と団体交渉権、プライバシーの権利を保護します。</p>
ダイバーシティ & インクルージョン	<p>当社グループは、様々な個性、考え方、価値観をもった社員一人ひとりが、働きやすく、能力を発揮することができる企業風土、文化の醸成に努めます。当社グループは国籍／性別／年齢等を問わず人材採用と登用を行い、かつ、多様な人材がいきいきと働くことのできる社内環境整備を推進します。</p>
安全衛生／健康経営	<p>当社グループが持続的に成長するため、社員が健康かつ安全に働き、自らの持てる力を最大限発揮できるように、社員と関係者の健康と安全を最優先して事業を展開します。労働災害の無い安全な職場を実現するため、事故防止、安全に働ける環境づくりを行うとともに、健康経営の推進により社員のエンゲージメント向上／健康維持／増進を図り、企業価値の向上に向けた様々な取り組みを推進します。</p>

[主な取組]

当社グループの取り組みおよび諸制度の多くは、法令上または一般的な水準以上を満たしており、従業員の心身の健康維持に配慮しつつ、経済的・心理的な負担を軽減し、長期にわたり能力を発揮できる環境を整備しています。下記は、法令上または一般的な水準以上を満たしている主な取り組み・諸制度です。

主な取り組み・諸制度
<p>人権・ダイバーシティ／職場環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権相談窓口の設置 ・人権教育（ハラスメント防止、LGBTQ+への理解含む）の全従業員受講 ・視覚障がい者によるマッサージルーム運営 ・精神障がい者による社内業務代行制度 ・障がい者への環境整備アンケートの実施と改善
<p>柔軟な働き方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フレックスタイム制度（コアタイムなし）および在宅勤務制度（リモートワーク）の柔軟運用 ・疾病、疾患の治療のための短時間勤務制度 ・新卒採用時期の併用（新卒採用において4月入社を基本としつつ、10月入社制度を併用）

育児・出産・不妊治療支援
<ul style="list-style-type: none"> ・産前休職の拡充、妊産婦通院外出の支援、育児休職期間の延長 ・育児短時間勤務および子の看護等休暇制度の拡充 ・ベビーシッターサービス費用補助 ・チャイルドプラン休職制度（不妊治療目的で通算365日まで休職可能）
介護・家族支援
<ul style="list-style-type: none"> ・介護休職制度（通算1年まで回数制限なし、介護休職中の社会保険料負担を補助） ・家族の介護休暇 ・積立休暇（介護・私傷病・子の行事・不妊治療等に利用可能）
休暇・処遇制度
<ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇、その他（生理）の休暇、諸休暇（勤続年数やライフイベントに応じた特別休暇） ・奨学金返還支援制度 ・時間外、休日、深夜勤務における賃金割増
安全衛生／健康経営
<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断、婦人およびがん検診、ストレスチェックの実施 ・禁煙サポートおよび受動喫煙防止対策 ・感染症予防対策 ・安全衛生防災委員会の設置および安全衛生防災委員による職場巡視 ・交通安全講習の実施

②人的資本に関する指標と目標（単体ベース）

当社は、主要な取り組みについて目標を設定するとともに、その目標に対する進捗状況を管理しています。

戦略	指標	実績			目標	
		2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期		
人材育成 (エンジニア)	グローバルプロジェクトの経験人数比率	82%	87%	89%	Over 90%	
	先端プロジェクト(7nm以細)の経験人数比率	75%	82%	87%	Over 90%	
	人材育成への投資	エンジニア人当たりの研修時間(全従業員)	13.2H (11.3H)	12.8H (11.7H)	12.7H (12.2H)	-
		エンジニア人当たりの投資額(全従業員)	2.04万円 (1.76万円)	2.87万円 (2.59万円)	2.32万円 (2.67万円)	-
	メソドロジスト育成度(指数)(※1)	200	225	500	前年比での指数改善	
	システムアーキテクト育成度(指数)(※1)	118	141	145	前年比での指数改善	
	エキスパート育成度(指数)(※1)	101	105	106	前年比での指数改善	
	プロジェクトマネジャー育成度(指数)(※1)	97	115	118	前年比での指数改善	
ダイバーシティ&インクルージョン (人材確保/リテンション)	採用人数	新卒：26人 キャリア：39人	新卒：36人 キャリア：32人	新卒：35人 キャリア：23人	2026年3月期実績以上の採用を継続	
	定年後再雇用率	89.3%	83.5%	91.0%	-	
	離職率(※2)	1.9%	2.4%	2.8%	2.5%未満	

ダイバーシティ&インクルージョン (人権/コンプライアンス)	管理職女性比率	2.6%	2.6%	3.1%	3.4%以上 (※3)
	新卒入社的女性比率	7.7%	16.7%	14.3%	15.0%以上 (※3)
	外国籍社員比率	2.0%	2.2%	2.3%	-
	障がい者雇用率	2.4%	2.4%	2.4%	2.5%以上 法定障がい者雇用率以上
	労働者の男女の賃金の額の差異	全労働者 : 71.6% 正規 : 72.5% 非正規 : 62.7%	全労働者 : 73.4% 正規 : 74.7% 非正規 : 61.8%	全労働者 : 74.8% 正規 : 76.8% 非正規 : 58.5%	社員の働きやすさ/働きがい/活躍を支援する仕組み/制度を充実させると共に、資質ある社員を性別/年齢に関係なく、相応の上位職へ昇格させる等の取り組みにより改善を図っていく。 (賃金制度上、同一資格等級での性別/年齢の賃金差異はないが、上位職位/資格等級に占める女性の割合が少ないことが差異の主な理由であるため)
	労働者の男女の賃金の額の差異 (管理職)	91.6%	95.4%	90.0%	
	生活賃金以上の従業員比率 (※4)	100%	100%	100%	100%
	サプライチェーンデュー・デリジェンス実施率	80.2%	95.2%	95.4%	調達金額ベースで全取引先の90%以上の回答入手
コンプライアンス教育e-Learning受講率 (※5)	100%	100%	100%	100%	
ダイバーシティ&インクルージョン (ワークライフバランス)	育休取得率(男性)	57.1%	93.3%	85.7%	50.0% (※3)
	育休取得率(女性)	100%	100%	100%	100%
	復職率	100%	100%	100%	100%
	年間総実労働時間	2,099時間	2,016時間	2,001時間	2,000時間未満を目標とし、段階的な削減を図る (各年度、前年比1%減)
	有給休暇取得率	75.3%	75.4%	80.3%	70.0%
	欠勤率	0.77%	0.80%	0.93%	-
	リモートワーク適用比率 (※6)	100%	100%	100%	-
安全衛生/健康経営	アブセンティーズム (※7)	0.77%	0.80%	0.93%	-
	ワークエンゲージメント (※8)	2.37	2.40	2.36	-
	ストレスチェック実施率	83.2%	87.2%	88.2%	100.0%
	重大労働災害・事故件数	0件	0件	0件	0件
従業員エンゲージメント	従業員満足度eNPS (※9)	△69	△67	△65	業界平均以上 (△68)

※1 : 2023年3月期の人員を基準(100)とした指数です。

※2 : 正規従業員における自己都合退職者の比率です。

※3 : 女性活躍推進法に基づき策定した一般事業主行動計画で示した目標です。

※4 : 日本労働組合総連合会が公表する「連合リビングウェイジ報告書」および「都道府県別リビングウェイジ」で示された水準を上回る賃金が支払われた正規従業員の比率です。

- ※5： コンプライアンス教育のe-Learningには以下が含まれます。
コンプライアンス、情報セキュリティ、インサイダー取引防止、ハラスメント防止、環境、購買取引、安全保証輸出関連法令等。
- ※6： 対象者（一部の職種を除く全社員）は、リモートワークを週2回まで利用することが可能であり、フレキシブルに勤務場所を選択し効率的に働くことに努めています。
- ※7： 病欠、病気休業している状態で、傷病および外傷休業延日数÷在籍労働者の延所定労働日数で算出しています。
- ※8： 仕事に関連するポジティブで充実した心理状態で、新職業性ストレス簡易調査票にて算出した数値です。
- ※9： eNPSは「Employee Net Promoter Score」の略で、従業員のエンゲージメント（貢献意欲／信頼関係）を数値化する手法の一つです。
当社は2024年3月期より、国内従業員に対して、株式会社リクルート様が運営するサーベイツール「Geppo」を用いて、エンゲージメントサーベイを年1回行っています。なお、業界平均とは同ツールを利用する電子部品／デバイス／電子回路製造業の業界平均となります。

(7) サプライチェーン全体での取組

当社グループは、持続可能な社会の実現に向けて、当社グループのみならず、サプライチェーン全体でサステナビリティの向上に取り組むことが重要であると認識しています。そのためには、パートナーの皆さまに当社グループの方針や考え方をご理解いただくとともに、責任ある調達活動を推進していただくことが不可欠であると考えています。

この認識のもと、当社グループではサプライチェーンにおけるCSRの取り組みを強化するための指針として、「ソシオネクストグループCSR調達ガイドライン」を策定しています。本ガイドラインでは、人権の尊重、多様性の推進、気候変動への対応をはじめとするRBA行動規範（※）に則り、パートナーに遵守を求める事項を明確に定めるとともに、CSR活動への積極的な取り組みを要請しています。

さらに、パートナーにおけるCSR活動の実施状況を把握・確認するため、「CSR全般」「環境活動」「情報セキュリティ」「事業継続管理（BCM）」「責任ある鉱物調達」などの分野に関する定期的な調査を実施しています。これらの調査結果を踏まえ、必要に応じて改善に向けたフィードバックや対話を行うことで、サプライチェーン全体の透明性および実効性の向上に努めています。

当社グループは、今後もパートナーとの協働を通じて、リスクの低減と価値創出の両立を図り、最適かつ持続可能なサプライチェーンの構築に取り組んでいきます。

※ Responsible Business Alliance 行動規範の略語です。

①パートナーに対するCSR調査

当社グループは、サプライチェーンにおける人権・環境・コンプライアンスを含むCSR上のリスクを把握・低減し、持続可能な調達活動を推進することを目的として、パートナーに対し、定期的な「CSR調査」を実施しています。本取り組みは、リスクベースのアプローチに基づき、サプライチェーン全体における潜在的なリスクを特定し、改善につなげることを重視しています。

これまで当社グループでは、自社開発の評価ツールを用いてパートナーにおけるCSR評価を実施してきましたが、評価の客観性および網羅性を一層高めることを目的として、2025年度より外部評価ツールを活用したCSR評価を開始しました。外部ツールの活用により、グローバルな動向や基準を踏まえた評価を行うとともに、サプライチェーンにおけるリスク管理の高度化を図っています。

本CSR調査は、当社グループのCSR調達方針およびRBA行動規範に基づき、取引において重要と考える以下の9分野について評価を行っています。具体的には、「法令遵守」「人権／労働」「安全衛生」「環境」「公正取引／倫理」「品質／安全性」「情報セキュリティ」「事業継続」「マネジメントシステム」を対象カテゴリーとしています。

調査結果はA～Dの4段階で評価し、Dランク（ハイリスク）と判定されたパートナーに対しては、是正措置の実施を要請するとともに、必要に応じて改善に向けた支援や対話を行います。また、CSR調査に回答いただいたすべてのパートナーに対して評価結果および指摘事項をフィードバックし、対応が不十分と判断された項目については、次回調査までの改善計画の策定と是正状況の確認を行っています。

これらの取り組みを通じて、当社グループはパートナーと継続的にコミュニケーションをとりながらCSRへの取り組みの実効性向上を図っています。なお、ハイリスクと判定されたパートナーにおいて、当社グループからの是正要請への対応が確認できない場合には、リスクの程度に応じて取引条件の見直しや取引継続可否の判断を行うなど、サプライチェーン全体のリスク管理強化に取り組んでいます。

[2026年3月期 CSR調査結果（購入金額ベース）]

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
Aランク	79.5%	93.1%	87.7%
Bランク	0.7%	1.9%	7.1%
Cランク	0.0%	0.2%	0.6%
Dランク	0.0%	0.0%	0.0%
合計	80.2%	95.2%	95.4%

②責任ある鉱物調達に関するデュー・デリジェンス

当社グループは、サプライチェーンにおける、いかなる人権侵害や環境破壊も容認しません。責任ある鉱物調達が解決すべき社会課題であるとの認識のもと、当社グループとしての「責任ある鉱物調達の方針」「推進体制」「調達プロセス」を策定／構築し、RBA/RMI（※1）などのグローバルな規範に則った調達活動を進めており、毎年、CMRT（※2）/EMRT（※3）調査を通じて得られた結果に対してデュー・デリジェンスを行い、リスクの特定と改善の取り組みを進めています。

これらの調査結果を踏まえ、当社グループではリスクの特定および評価を行い、必要に応じてパートナーに対する是正要請や改善に向けた対応を実施することで、サプライチェーンにおけるリスク低減と責任ある鉱物調達の実効性向上を図っています。今後も、国際的な動向や要請を踏まえながら、継続的な改善に取り組んでいきます。

※1 Responsible Minerals Initiative の略語です。

※2 Conflict Minerals Reporting Template の略語です。

※3 Extended Minerals Reporting Template の略語です。

[2026年3月期 調査結果：3TG（金、タンタル、スズ、タングステン）]

- ・調査対象のパートナー：24社
- ・調査回答入手のパートナー：24社（入手率100%）
- ・特定した製錬／精製業者：全鉱物で206社（うちRMIのRMAP認証を取得している業者は201社）

	3TG				
	2026年3月期（24社）				
	合計	金	タンタル	スズ	タングステン
製錬所／精製所総数	206	89	32	51	34
RMAP認証取得（コンフリクトフリー）製錬所／精製所数	201	89	32	49	31
RMAP Active 製錬所／精製所数	-	-	-	-	-
その他RMI認定 製錬所／精製所数	5	-	-	2	3
RMAP認証取得 製錬所／精製所率	98%	100%	100%	96%	91%
調査票回収率	100%	-	-	-	-

[2026年3月期 調査結果：コバルト／マイカ]

- ・調査対象のパートナー：23社
- ・調査回答入手のパートナー：23社（入手率100%）
- ・特定した製錬／精製業者：全鉱物で59社（うちRMIのRMAP認証を取得している業者は49社）

	コバルト／マイカ		
	2026年3月期（23社）		
	合計	コバルト	マイカ
製錬所／精製所総数	59	54	5
RMAP認証取得（コンフリクトフリー）製錬所／精製所数	49	45	4
RMAP Active 製錬所／精製所数	10	9	1

その他RMI認定 製錬所／精製所数	-	-	-
RMAP認証取得 製錬所／精製所率	83%	83%	80%
調査票回収率	100%	-	-

(8) 人的資本に関する外部機関からの評価

当社グループは、人的資本の最大化に向けた取り組みに対して、外部機関による評価を積極的に受審しています。日本経済新聞社主催「日経スマートワーク経営2025」の総合評価では昨年に引き続き3つ星に認定され、また「S&P Global CSA 2025」においては昨年度の半導体セクター上位11%から上位9%にスコア改善をしました。さらに今年度は、「健康経営優良法人2026（大規模法人部門）」に初めて認定されました。これらの評価結果をもとに、さらなる施策の強化を図っています。

[「日経スマートワーク経営2025」で3つ星に認定]

日本経済新聞社主催「日経スマートワーク経営2025」の総合評価において、3つ星に認定されました。

「スマートワーク」とは、従業員のウェルビーイングの向上などにより人材を最大限活用するとともに、人材投資を加速させることで、新たなイノベーションを生み出し、生産性を向上させ、企業価値を最大化させることを目指す経営戦略です。

「スマートワーク経営」の調査は、全国の上場企業および有力な非上場企業を対象に、有効回答があった788社の中から「人材活用力」、「人材投資力」、「テクノロジー活用力」の視点において優れている企業を星5段階で評価されます。

当社グループは、評価対象分野のなかでも、特に「人材戦略とKPI」への対応が評価されました。



[「S&P Global CSA 2025」で半導体セクター上位9%のスコアを獲得]

ESG投資分野の世界的な調査/評価会社である米国のS&P Global社は、世界の企業を対象に、経済/環境/社会の3つの側面に関する評価(CSA: Corporate Sustainability Assessment)を実施し、サステナビリティに優れた企業を毎年選定しています。当社グループは、CSAスコア57点を獲得しました。これは、半導体セクターにおいて上位9%の評価となっています。評価対象分野のなかでも、特に「マテリアリティ/課題の分析と取り組み」、「環境対応」、「製品品質管理」、「サプライチェーンマネジメント」および「人的資本の最大化」への対応が評価されました。



[「健康経営優良法人2026（大規模法人部門）」に認定]

経済産業省および日本健康会議が共同で実施する「健康経営優良法人認定制度」において、「健康経営優良法人2026（大規模法人部門）」に認定されました。当社グループは、社員が心身ともに健康でいきいきと働ける環境を構築していくことが、さらなる企業価値の向上につながるの考えのもと、「健康づくり」を経営戦略の一つとして位置づけ、多様な取り組みを推進してきており、こうした健康経営の取り組みが評価されました。



3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財務状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

・リスクマネジメントに関する基本的な考え方および体制について

当社グループがグローバルに事業活動を展開していくうえで、複雑かつ多様なビジネス環境の変化によって生じるあらゆるリスクを早期に把握し、適切な対策を講じることが、当社グループの経営戦略／事業戦略の実現に必要不可欠であると考えています。

当社グループでは、組織的かつ継続的にリスクの抽出／評価を行い、抽出されたリスク項目ごとに主管役員を選任し、対応案の策定と実行を進めています。

また、これらの取り組みに関して、定期的に取り締り会への報告を行い、想定しているリスクの網羅性、各種対策の有効性および進捗状況等について確認する体制を構築し、リスクの発生可能性／損失規模の低減に向けてリスクマネジメントの強化に取り組んでいます。

・経営／事業を取り巻くリスク

(1) 製造委託先について

当社グループは、経営資源を設計／開発業務に集中し、製品の生産を外部に委託するファブレスという事業形態を採用し、多くの資金が必要となる生産設備投資に制約されることなく事業を推進しています。生産は国内外のファウンドリおよびOSATといった製造委託先に分散して委託しておりますが、かかる事業形態に関して以下のようリスクがあります。

①製造委託先が限定的であることについて

当社グループは台湾、日本、中国、シンガポールおよび韓国等の製造委託先に半導体の製造を委託しています。当社グループの取扱う最先端テクノロジー品や、車載品等の高い品質・信頼性を要求される製品については、その技術力等から製造委託先が限定される場合があり、特に半導体製造の前工程においてはTSMCに多くの製造を委託しています。当社グループの顧客への製品の供給は、製造委託先の方針、技術力や製造キャパシティの制約による影響を受けています。急速に技術革新が進む半導体業界において製造委託先が技術革新に乗り遅れた場合や、原材料や燃料価格の高騰が生じた場合の他、需要が急速に伸び製造キャパシティが不足する場合には、当社グループによる当該製造委託先への委託が困難となる可能性があります。そのような場合に、契約条件、事業上の関係性又は顧客の意向といった制約により、当社グループにおいて適時に合理的な条件で新たな製造委託先を確保できる保証はありません。さらに、製造委託先において、温暖化の影響による半導体製造のために必要な水、エネルギー又は廃水処理能力の不足による制約が生じる場合、当社グループの製品の供給に遅延が生じる可能性があります。

当社グループは、複数の製造委託先を確保する等、不測の事態に備えてはいますが、半導体業界に固有の急速な業界環境の変化、地政学的な要因や技術革新等により将来の需要予測には限界があり、製造キャパシティの制約に起因して製品の供給に遅延や中断が生じる可能性があります。その結果、製品売上への減少、当社グループの評判の悪化、顧客からの損害賠償請求等、当社グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響が生じる可能性があります。

②製造委託における価格について

当社グループの製造委託先は限定されており、また、製造委託先との間で長期的な製造委託契約を締結しているわけではないことから、製造キャパシティの制約、原材料や燃料価格の高騰、人件費、為替変動その他の理由による製造委託費の値上げの影響を大きく受けることとなります。製造委託先による値上げがあった場合、顧客と製品価格の見直しについて適時交渉を行います。製品価格に適切に転嫁できない場合には、当社グループの利益率が大きく低下することとなり、当社グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響が生じる可能性があります。

③製品の品質について

当社グループの製品については、製造委託先または当社グループの責任による歩留の低下や製品の欠陥が生じる可能性があります。これらの問題は製造過程の初期段階では発見することが困難であり、その改善に多くの時間や費用を要する可能性があります。また、このような場合に、他の製造委託先や製造拠点への移管を行おうとしても、対応可能な製造委託先等が存在しない等、移管が困難である可能性や、移管に多くの時間や費用を要する可能性があります。

当社グループの製品に歩留の低下や製品の欠陥その他の製造に関する問題が生じた場合には、顧客への製品の供給に遅延が生じ又は供給ができないことやプロジェクトが中止となること等により、顧客から損害賠償請求を受ける可能性があります。仮にかかる請求が認められない場合でも、その対応には多くの時間や費用が必要となります。また、製造委託先の責任に起因する場合でも、製造委託先に対して費用償還を求めることが困難な可能性もあります。

これらにより、当社グループの事業、経営成績、財政状態、ブランドイメージおよび社会的信用に悪影響が生じる可能性があります。

(2) 当社グループの製品の設計開発について

当社グループの製品については、商談を獲得したのち、製造に向けた設計／開発を行うこととなります。設計／開発から顧客の評価完了までは2年以上という長期間にわたる可能性があるため、その間に生じる半導体や最終製品の市場環境および顧客の戦略／需要の変化、新規技術の発明／市場への導入、製造委託先の製造キャパシティや繁忙状況の変化といった事象の影響を受け、顧客による仕様変更等に起因してプロジェクトが延伸、または中止となる可能性があるほか、顧客の要求水準を満たす製品の開発や顧客が受入可能な価格および数量での製造に成功しない可能性もあります。設計／開発段階でプロジェクトが中止となった場合、予定していた製品売上は一切受領できないこととなります。

また、当社グループは設計／開発段階において、一般的に顧客から設計／開発に要する費用の大半をNRE売上として段階的に受領しておりますが、上記のように設計／開発段階でプロジェクトが中止された場合には、残りの期間のNRE売上を収受できない可能性があるうえ、NRE売上は設計／開発段階で生じる費用の全てをカバーしない場合があるため、プロジェクトによっては損失が生じる可能性もあります。また、製品売上が当社グループの売上の大半を占め、当社グループの注力分野ではプロジェクトごとの規模が大きくなる傾向にあり、特定のプロジェクトにおける製品の価格もしくは数量の変更又はプロジェクトの延期や中止による当社グループの将来の経営成績への影響が大きくなります。従って、重要なプロジェクト又は複数のプロジェクトが設計／開発段階で中止となった場合には、当社グループの事業、財政状態および経営成績に重大な悪影響が生じる可能性があります。

(3) 当社グループの製品の量産化について

設計／開発が完了した場合、製品の量産段階に進むこととなりますが、商談獲得段階では製品単価については顧客との間で合意している（但し、仕様変更により変更される場合があります）ものの、製造数量については合意しておらず、量産段階における顧客からの個別の発注により確定することとなります。そのため、当社グループが商談獲得時に予測した数量の製品を顧客が量産時点において購入する保証はありません。従って、当社グループが当初想定していた数量について製品の量産化が行われない場合には、当社グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響が生じる可能性があります。

(4) 当社グループの経営指標について

上記「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおり、当社グループは「商談獲得金額」および「商談獲得残高」を重要な経営指標としております。商談獲得金額および商談獲得残高の算出には、製品の販売可能期間および受注が中止される可能性に関する見込みのほか、開発計画、開発コスト、NRE売上、製品単価および将来の製品の販売数量（なお、価格については、仕様変更による変更はありうるものの、商談獲得段階で合意されます。）に関する仮定および見込みを含む当社グループによる将来の予測や主観的判断が相当程度考慮されています。製品の販売数量は、顧客から提示された初期的な数量見込みのほか、顧客との過去の取引履歴や第三者による市場データその他の情報に基づく当社グループ独自の予測を基礎として判断したのですが、製造委託先の受注制限等、製造キャパシティによる制約は考慮していません。このように商談獲得金額および商談獲得残高の算出は当社グループ独自の方法により行われているため、他社が用いる同種の指標との比較は適切でない可能性があり、当社グループと他社の現在および将来の業績の比較において当該指標に依拠することもできません。当社グループは、商談獲得金額および商談獲得残高が過大な見積りとならないよう、モニタリング部門によるレビューおよび経営陣による承認に関する社内手続を定めていますが、かかる手続が有効である保証はありません。また、ある期間に獲得された商談獲得金額は、かかる期間の末時点における当社グループの仮定および見込みを反映したものに過ぎず、その後の案件の中止、かかる案件に関連して実際に計上された売上、又は開発プロセス、当社グループによる将来の製品販売数量の見込み、製品単価、製造キャパシティ、その他事後的に発生する要因の変更に基づき更新することはしておらず、年度ごとの比較が適切でない可能性があります。商談獲得残高は月次でこれらの情報を考慮し更新していますが、更新時点における見積りであることに変わりはなく、かかる見積りが正確である保証はありません。当社グループは商談獲得金額および商談獲得残高の算出方法を将来変更する可能性があり、また、過去にも変更しています。

以上のような制約により、商談獲得金額および商談獲得残高は当社グループの将来予測される業績を示すもので

はなく、実際の売上と大きく異なる可能性があります。

(5) 事業計画等の前提となる事項について

当社グループは、日々変化していく市況に対応し、持続的な成長を遂げていくため、事業計画の策定と実行、組織強化を目的とした各種施策を遂行しております。これら事業計画および各種施策の策定においては、半導体および最終製品の市場動向その他の経営環境について一定の前提を置いており、かかる前提には、例えば、当社グループが成長性のある注力分野において引き続き商談を獲得していくこと、商談獲得金額および商談獲得残高がその需要予測に従いNRE売上および製品売上として実現されること、製造委託先における製造キャパシティの確保が当社グループの想定どおりに実現されること、並びに為替変動が一定の範囲に収まること等が含まれます。しかしながら、これらの前提が現実と異なる場合には、当社グループの事業計画における各種施策の遂行および経営指標の達成が困難となり、当社グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響が生じる可能性があります。

(6) 主要顧客について

当社グループは、「オートモーティブ」、「データセンター／ネットワーク」、「スマートデバイス」および「インダストリアル」等の分野において商談を獲得しており、今後当該分野の主要顧客への売上の割合が高くなることが予想されますが、主要顧客への売上は、商談の獲得時期および規模並びに当該商談から得られた製品売上、当社グループの顧客基盤の多様化、消費者の嗜好の変化、業界の動向、法規制の変更、自然災害その他の要因により、大きく変動する可能性があります。当社グループにおける顧客との取引は、個別の発注に基づいており、顧客は長期的な購入義務を負わず、顧客が当社グループの期待する数量の製品を購入する保証はありません。主要顧客が最終製品の市場への投入を延期又は中止し、また、当社グループの製品の機能／性能、又は開発スケジュールが主要顧客の要求水準を満たさない場合には、当社グループの製品の採用を中止する可能性があります。主要顧客は、当社グループの製品を組み込んだ最終製品の売れ行きが芳しくない場合、当社グループの製品の発注数量を減少させ、又は納入期日を延期することがあります。さらに、当社グループの主要顧客が、競争力の低下又はM&Aや提携を契機として、当社グループの製品の購入量を減少し、また、当社グループとの契約条件が主要顧客に有利なように改定される可能性があります。これらにより、当社グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響が生じる可能性があります。

(7) 海外での事業活動について

当社グループは、顧客が世界の様々な地域に所在していることから、米国、欧州およびアジアの主要エリアに営業拠点を有しており、各地域の特色に合わせた営業活動を行っております。海外で事業活動を行うにあたっては、地政学上のバランス、各国の政治／経済情勢、海外輸送／生産の遅延やコストの上昇、為替の変動、外資規制／知的財産権等に関する法規制の新設又は変更、税制および関税政策の変更等のリスクが存在すると考えております。これらのリスクが顕在化することにより、当社グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響が生じる可能性があります。

(8) 経済情勢について

当社グループは、グローバルな景気動向、最終製品の需要変動、技術革新、製品の陳腐化や価格の下落、半導体市場の市況変動の影響を受けております。足元では、米国政府による関税政策・輸出管理規制等の新政策の導入、米中摩擦の継続、ロシアによるウクライナ進攻の長期化、中東紛争などにより経済情勢の先行きをますます不透明にしています。また、近年はAI／データセンター向け半導体を中心に需要が高まりを見せていますが、かかる需要が今後も同水準で成長又は継続する保証はありません。経済情勢の停滞／減退局面においては、当社グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響が生じる可能性があります。

(9) 為替レートの変動について

当社グループは、設計開発／製造／販売活動をグローバルに展開しており、多くの収益を海外から得ているため、米ドルを中心とする為替レートの変動に伴う影響を受けます。当社グループは為替レートの変動の影響を軽減するよう対応に努めていますが、かかる影響を完全に排除することはできないため、為替レートの変動状況によっては、外貨建取引の売上高、外貨建の設計開発や製造販売コスト等への影響により、当社グループの経営成績および財政状態に悪影響が生じる可能性があります。

(10) 競合について

当社グループによる「Solution SoC」は独自のビジネスモデルであり、直接的な競合先は少ないと認識しているものの、個別の商談獲得においては、従来型のASIC、汎用的なASSPおよびASSPをベースにカスタマイズされたASICが競合しており、それらのベンダーとは競合関係にあります。

当社グループの半導体製品およびサービスは、主に先端テクノロジーを必要とする各種エレクトロニクス製品に採用されておりますが、当該分野は技術革新の速度が速く、激しい市場競争に晒されております。競合他社の設計／開発能力の向上、異業種からの新規参入、巨大テック企業によるS o Cの自社開発の拡大、従来型のA S I Cや汎用的なA S S Pのベンダーによる開発の動向、顧客の嗜好／需要、各国政府による自国企業の優遇措置、競合他社間の統合／提携により、競争がさらに激化する可能性があります。また、当社グループの注力分野のうち、「オートモーティブ」においては、現状当社グループは優位な地位にあると認識しておりますが、技術革新／他社の積極的な攻勢等によりその地位を維持できない可能性があります。他方、データセンターやネットワーク等の既存市場ではより厳しい競争状況にあるところ、当社グループは顧客との共同開発を通じて顧客にとって最適なカスタムS o Cを提供することができるという強みを基盤として、先端分野への研究開発投資および多様な製品の提供を通じてより多くの商談を獲得することを目指しておりますが、そのような施策が奏功する保証はありません。

(11) 地政学リスクについて

当社グループが開発／販売する半導体は、近年経済安全保障上重要な製品と認識されております。米中対立、ロシアによるウクライナ侵攻、中東紛争等の地政学リスクの顕在化により、各国が輸出管理規制、関税や制裁措置等を発動／強化した場合、当社グループの主要な販売地域における当社グループの製品に対する需要の減退、競争力の低下、又はサプライチェーンの寸断や遅延が生じ、当社グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響が生じる可能性があります。当社グループにおける中国での売上高が一定規模を占めていることや当社グループがT S M Cに多くの製造を委託していることから、これらの地域における地政学リスクが顕在化した場合には、当社グループの事業、財政状態および経営成績に重大な悪影響が生じる可能性があります。

(12) 研究開発活動について

当社グループが属する半導体業界は技術革新の速度が速く、既存技術の陳腐化、それに伴う新たな市場の創出および既存市場の縮小が急速に起こる可能性があります。このような業界で、日々高まる顧客の要求水準を満たす新製品を開発し顧客が受入可能な価格および数量で製造するためには、多額の研究開発費用を要し、かかる費用が商談獲得や将来の製品売上につながらない場合には損失が発生する可能性があります。当社グループは今後も積極的な研究開発活動を行う計画ですが、このような技術革新に当社グループが対応できず、当社グループの市場シェアや製品価格が低下する場合や、研究開発を効率化できず研究開発費用が増加する場合には、当社グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響が生じる可能性があります。

(13) 感染症の世界的な拡大に係る影響について

当社グループ、当社グループの製造委託先およびサプライチェーンにかかわる取引先が事業を行っている台湾等の地域において、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大により事業活動等が禁止／制限されるような事態に陥った場合、製造委託先の工場閉鎖や生産停止およびそれらに伴う製造／輸送の遅延、部材調達等の制限等の予期できない事象により、当社グループの製品に対する需要の減少や供給能力に対する制約を受ける可能性があります。また、それらに伴う当社グループの取引先の経営状態の悪化、通信／金融／サプライチェーンを含む公共および民間のビジネスインフラの混乱等が生じる可能性もあります。これらの状況において、当社グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響が生じる可能性があります。

(14) 災害等による影響について

当社グループは日本のみならず、世界各地で設計開発／販売活動を行っており、当社グループが事業を展開する各地域において気候変動による干ばつ、暴風雨、大雨、洪水等激甚化する自然災害、大規模な地震、津波、噴火その他の自然災害や火災、停電、感染症の流行、戦争／紛争、テロ行為や政治／社会騒動、ランサムウェア等によるサイバー攻撃又はコンピューター関連システムの障害その他の事故／事件等が発生した場合、当社グループの事業拠点、当社グループの製造委託先、取引先、顧客およびサプライチェーンに関係する当事者に対して大きな被害が発生する可能性があります。特に、当社グループは、台湾に本拠を置くT S M Cに多くの製造を委託しているため、これらの災害等が台湾において発生した場合、当社グループの製品の製造および供給に悪影響が生じる可能性があります。

当社グループにおいては、リスクの予防／回避および発災時の人命の安全、並びに被害の抑制／軽減、二次災害の防止、早期の業務再開を図ることを目的に事業継続に関する規範／規程類を定め、C E Oを長とする事業継続管理委員会の管理のもとで、リスクの軽減に向けた施策を実施しております。しかし、かかる施策が奏功しない可能性があり、その場合には、当社グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響が生じる可能性があります。

(15) 資金調達について

当社グループにおいては、新技術や新製品のための研究開発への継続的な投資が必要となります。当社グループ

は、これまで必要な資金を主に営業活動から得られるキャッシュ・フローにより賄ってきましたが、業績、資金需要や市場環境並びにこれらの見込みにより資金調達を検討することがあります。しかしながら、当社グループの将来的な資金需要に必要な資金を、適時かつ受入可能な条件で調達できる保証はありません。また、金融市場の混乱、日本銀行を含む各国中央銀行の金融政策の変更、半導体業界の低迷、金融機関の貸付方針の変更、当社グループの信用力の低下等により、当社グループに有利な条件で資金調達をできない可能性もあります。これらの結果、資金調達コストが増加する可能性や、研究開発や必要となる各種投資を適時かつ適切な範囲で実施できない可能性があります。

(16) M&A／提携協業等について

半導体業界では、M&Aや提携が頻繁に行われており、当社グループにおいても、技術や大口顧客の獲得、事業領域の拡大、競争力の強化や収益力向上を図るため、M&Aや提携を実行する可能性があります。しかしながら、当社グループが適切な対象会社や提携先を発見できる保証はなく、また、デュー・デリジェンスで重大な問題点を検出できない可能性や、競争法その他の法規制による事業活動への制約等により当初期待した効果が得られない可能性があります。このような場合には、保有株式やのれんの減損が生じ、当社グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響が生じる可能性があります。

(17) 知的財産について

当社グループは他社製品と差別化を図るための様々な技術やノウハウを開発／保持しております。当社グループでは、これらの技術やノウハウを知的財産として保護しており、知的財産が流出／不正利用されることのないよう、専門部門で管理するとともに、情報セキュリティシステムの構築、顧客／パートナー／従業員との秘密保持契約の締結や、第三者によるオフィス／施設へのアクセスの管理等の施策を講じております。しかしながら、知的財産に対する十分な保護が得られない地域もあり、かかる施策にかかわらず、当社グループの知的財産が競合他社により不正に取得又は利用される可能性があります。

また、当社グループの製品には第三者からライセンスを受けて開発／販売しているものがありますが、今後第三者から必要なライセンスを受けられなくなる可能性や、引き続きライセンスを受けられるとしても従前より不利な条件でしかライセンスを受けられない可能性があります。さらに、半導体業界では、多数の特許が存在し、また多数の新たな特許の出願がなされています。当社グループ又はその顧客が事前の調査にかかわらず第三者の権利を侵害する場合、第三者より当社グループ又はその顧客に対して知的財産権に関する訴訟を提起され、当社グループが重要な技術を利用できなくなる可能性や、当社グループに帰責事由がある場合には当社グループが多額の損害賠償責任を負う可能性があり、また、当社グループに帰責事由がない場合でも、訴訟対応のため、時間、費用その他当社グループの経営資源が費やされる可能性があります。

(18) 製造物責任について

当社グループでは、様々な施策を通じて最適な品質を確保できるよう品質管理に取り組んでおりますが、当社グループの製品に用いられる技術の高度化や製造委託先に起因する欠陥等により、出荷時に発見できない不具合や異常が製品に存在する可能性があり、顧客への出荷後にそれらが発見される場合があります。この場合、製品の回収および交換、製品の採用中止等により多額の費用が発生する可能性、当該顧客から損害賠償請求を受ける可能性、当該顧客又は他の顧客からの将来の受注を失う可能性があります。

また、当社グループの製品は、顧客がエンドユーザーに販売する最終製品に組み込まれますが、その方法次第で、当社グループがエンドユーザーから損害賠償責任を追及される可能性もあります。顧客における当社グループの製品の使用方法は多様化しており、当社グループが当初想定していなかった方法で使用されることがあるところ、当社グループの製品が顧客の製品に組み込まれた後になって問題が発見される可能性もあります。このような場合には、当社グループもエンドユーザーによる損害賠償請求の対象となる可能性があります。

かかる事態に備えて、当社グループは、製造物責任保険やリコール保険に加入していますが、これらの保険により当社グループの負う多額の費用や損害賠償の全額が補填される保証はありません。

(19) 人材確保について

当社グループが厳しい事業環境下において競争優位性を確保するためには、経営陣、経営管理、設計／開発、製造技術支援、営業等の各分野において優秀な人材を確保することが重要です。しかしながら、専門性の高い優秀な人材の数は限られており、人材の採用および確保の競争は激化しています。特にカスタムS o Cの設計開発においてエンジニアは重要な役割を担っており、当社グループは、新卒採用、通年採用に精力的に取り組むとともに、エンジニアの育成に努めていますが、当社グループがエンジニアを含む優秀な人材を十分に採用および確保できない場合は、設計／開発に支障をきたす可能性があります。また、当社グループから、専門性の高い優秀な人材が競合他社に移籍した場合、その者が有する当社グループの知識やノウハウの流出により、当社グループの競争優位性が

損なわれる可能性があります。これらにより、当社グループの事業、財政状態、経営成績、ブランドイメージおよび社会的信用に悪影響が生じる可能性があります。

(20) 情報セキュリティについて

当社グループは、事業活動全般において、様々な情報システムを利用しており、災害、戦争、テロ行為、コンピューターウイルスの感染やサイバー攻撃等により、システム障害が発生する可能性があります。また、在宅勤務者の増加等の働き方の変化、フィッシング詐欺やランサムウェアなど攻撃手段の高度化により、サイバーセキュリティリスクが高まっています。当社グループは、リスク・コンプライアンス委員会の管理・監督のもと、常にITセキュリティシステムの高度化を図り、あわせて従業員への教育・訓練を通じてセキュリティ意識の高揚に努めています。しかし、これらの施策が功を奏せず、システム障害が発生した場合、当社グループの事業活動や製品の製造委託および供給の停止、重要なデータの喪失、多額の対応費用の発生等が生じた場合には、当社グループの事業、財政状態、経営成績、ブランドイメージおよび社会的信用に悪影響が生じる可能性があります。

また、当社グループは、事業活動の遂行に関連して、自己又は顧客その他の第三者の秘密情報や個人情報を多数有しております。これらの情報については、セキュリティシステムを整備し、法令や社内規則等に基づき管理しておりますが、不正行為や妨害行為の手法は多様化しており、かつ発見が困難であることや、関係者による意図的な漏洩の可能性もあるため、予防策が奏功せず、予期せぬ事態により情報が流出するおそれがあります。そのような事態が生じた場合、営業秘密の流出による競争力の低下や、顧客の信用や社会的信用の低下を招く可能性があるほか、システム改修等の対応に要する費用の発生や顧客からの損害賠償請求により、当社グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響が生じる可能性があります。

(21) 環境について

当社グループは、大気汚染、水質汚濁、有害物質、廃棄物処理、製品リサイクル、地球温暖化防止、エネルギー管理等に関し、世界各国において様々な環境関連法令の適用を受けています。当社グループは、これらの規制に細心の注意を払いつつ事業を行っておりますが、過失の有無にかかわらず、過去分を含む環境問題に対して法的又は社会的責任を負う可能性があり、そのような事態が生じた場合、その対応のために多額の費用負担が発生する可能性、当社グループの事業が停止する可能性や当社グループの社会的信用の低下を招く可能性があります。また、将来、環境に関する規制や社会的な要求がより厳しくなり当社グループおよび製造委託先の事業活動に制約が生じ、かかる規制に対応するためのコストが増加する可能性や、環境関連の規制又は社会的要請に適切に対応しないことにより当社グループに対する社会的評価／信用が低下する可能性があるほか、当社グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響が生じる可能性があります。

(22) 法規制等について

当社グループはグローバルに事業活動を展開しており、当社グループが事業活動を行っている国および地域における安全保障、外国貿易管理、労働、人権、競争政策、税制・関税政策、腐敗防止および環境保護等に関連する様々な法律および規制の対象となっています。当社グループは、かかる法律および規制のコンプライアンス体制の整備、業務の適正化のために必要な社内体制を構築しておりますが、かかる体制が適切に機能する保証はなく、また、これらの法律および規制の新設又は改正により法規制等の遵守が困難になる可能性もあります。これらの法律又は規制に違反した場合、当社グループに民事上の損害賠償請求や、刑事上又は規制上の罰則等が科せられ、当社グループの事業、財政状態、経営成績、ブランドイメージおよび社会的信用に悪影響が生じる可能性があります。

(23) 訴訟等について

当社グループは、グローバルに事業を展開しているため、様々な国又は地域において、パートナー、従業員、競合他社等から契約違反、労働問題、知的財産権の侵害等に関して訴訟の提起を受け、又は規制当局による措置、処分等に服するリスクを有しています。訴訟やその他の法的手続、当局による調査の結果、当社グループに不利益な決定がなされた場合、その決定の内容によっては当社グループの事業、財政状態、経営成績、ブランドイメージおよび社会的信用に悪影響が生じる可能性があります。

(24) 内部統制の整備について

当社グループは、財務報告および非財務報告に係る内部統制の整備／運用および評価のための体制を整備しております。しかしながら、内部統制が有効に機能しなかった場合、又は財務報告および非財務報告に係る内部統制の不備もしくは開示すべき重要な不備が発生した場合、当社グループの内部統制への信頼性が失われる結果、株価に重大な悪影響が生じ、又は法令違反、行政処分および損害賠償請求を受けることにより、当社グループの事業、財政状態および経営成績、ブランドイメージおよび社会的信用に悪影響が生じる可能性があります。

(25) 販売特約店について

当社グループは、販売特約店を通じて販売を行う場合と、顧客と直接商談を推進／獲得する場合があります。特に、当社グループの継続的な販売特約店である加賀F E I株式会社およびその子会社を通じて相当の取引を行っております。そのため、販売特約店の事業活動が中止する又は販売特約店との取引が中止される等の場合には、商談推進／販売活動の中断、売掛金回収の遅延／不能により、当社グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響が生じる可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態および経営成績の状況

a. 経営成績

当連結会計年度における世界経済は、米国の関税や経済政策をめぐる不確実性、中国経済の内需低迷等の影響に加え、ウクライナにおける戦争の長期化、中東での軍事衝突の本格化等の地政学的リスクの拡大によるエネルギー供給への懸念の高まりから、先行きの不透明な状況が継続しました。一方、AI需要の拡大を背景にデータセンター向けインフラへの投資等が拡大しました。なお、為替相場においては、当連結会計年度の第1四半期に円高が進行しましたが、第2四半期以降は円安基調に転じました。

当社グループにおいては、2018年4月以降、ビジネスモデルの転換、グローバルな大型商談が見込まれる成長分野／先端分野へのシフト、さらに大胆な事業体制の変革等の構造改革を進めてきました（「第一の変革」）。その結果、注力分野であるオートモーティブ、データセンター／ネットワーク、スマートデバイス分野を中心に多くの大型商談を獲得しております。年間の商談獲得金額（1米ドル=120円で換算）は、構造改革以前は1,100億円程度でしたが、構造改革後は拡大し、2023年3月期以降は3,000億円程度へ、2025年3月期は3,600億円程度に達しました。2026年3月期は3,100億円程度と前期を下回る結果となりましたが、データセンター／ネットワーク分野を中心に大型商談を獲得することができました。また、これまでに獲得した商談の量産が段階的に開始され、確実に売上拡大につながってきております。

さらに、競争力のある開発体制の構築やグローバル企業に相応しい組織風土を目指す「第二の変革」を進めております。グローバルな顧客、半導体エコシステムを構成するプレーヤー、投資家等とのコミュニケーションを通じて、社内の体制、組織の構造、従業員の意識を変える取り組みを強化しております。

先端技術分野のカスタムSoCの開発および開発基盤構築に取り組む組織であるグローバルリーディンググループを中心に、「Solution SoC」のビジネスモデルに相応しいコンピューターアーキテクチャーベースの開発基盤と標準的な開発プロセスの構築を進めてきました。当連結会計年度においては、AI処理等のシステム実装を担うエンジニアリングチームや量産技術や品質課題に取り組むエンジニアリングチームを新設・集約する等、グローバルリーディンググループのさらなる強化を図ってきました。また、これと並行して、開発の効率化・可視化、開発マネジメント改革を一体として積極的に推進してきました。

ここ数年の大型先端開発案件の商談獲得に伴い、半導体業界を取り巻くエコシステムを形成するグローバル企業との関係強化を進めてきました。特に、北米や台湾等に拠点を置くグローバル企業とのマネジメントレベルでの関係構築・強化により、これらの企業との先端技術分野での共同開発プロジェクト等の進捗もありました。

当社グループにおける研究開発は、注力分野における商談獲得につなげるための先行開発と、獲得した商談の製品開発から構成されております。当連結会計年度の研究開発費は58,508百万円（前連結会計年度比2.2%減）となりました。先行開発では、日々進化する半導体エコシステムにおいて最新の技術を活用するために、グローバルなエコシステムパートナーとの協業によるプロセステクノロジー、チップレットや先進的なパッケージング技術の開発、また最新設計ツールの実用化および開発プラットフォーム構築にも積極的に取り組んでおります。さらに、先端チップレット開発プラットフォームを構築し、RTL（Register Transfer Level）でカスタマイズ可能なチップレット設計ライブラリーの提供を開始しました。

引き続き、設計開発へのAI導入等にも積極的に取り組んでまいります。

当社グループでは、優先的に取り組むマテリアリティ（重要課題）を特定し、サステナビリティ活動を推進しております。当連結会計年度においては、個々のマテリアリティの実現に向けた取り組みの結果として「脱炭素経営ランキングGX500」への選出、「日経スマートワーク経営企業」および「日経SDGs経営企業」としての認定を受ける等、社外からも一定の評価をいただくことができました。

また、GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）が採用するサステナビリティインデックス6件のうち、「FTSE Blossom Japan Index」等4件のインデックス構成銘柄に選定されました。

なお、当社グループの事業セグメントは、「Solution SoC」のビジネスモデルで開発するSoCを主とする

単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高は200,834百万円（前連結会計年度比6.5%増）となりました。当社グループの売上高は主に、量産段階で受領する製品売上と、設計開発に要する費用を段階的に受領するNRE売上から構成されております。当連結会計年度の製品売上は、中国市場における通信機器の需要は減少したものの、第2四半期以降、中国車載向け新規量産品や一部のインダストリアル向けの販売が増加に転じたこと等により、161,792百万円（前連結会計年度比10.4%増）となりました。NRE売上は、38,325百万円（前連結会計年度比6.6%減）となりました。

また、売上原価は111,057百万円（前連結会計年度比31.2%増）となり、売上総利益は89,777百万円（前連結会計年度比13.6%減）となりました。これは、比較的粗利率の低い新製品の量産が始まったことにより、製品原価率が上昇したことによるものであります。販売費及び一般管理費は77,423百万円（前連結会計年度比1.9%減）となりました。先行開発のための開発投資等が高い水準で継続していることによるものであります。

営業利益は12,354百万円（前連結会計年度比50.6%減）となりました。これに為替差損等を加え、経常利益は11,756百万円（前連結会計年度比53.2%減）となりました。この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は8,733百万円（前連結会計年度比55.4%減）となりました。

なお、当連結会計年度の1米ドルの平均為替レートは150.8円、前連結会計年度比1.8円の円高となりました。

b. 財政状態

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は122,819百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,471百万円減少しました。これは主に、新製品の量産開始による棚卸資産の購入増加や、当連結会計年度は当期純利益を上回る自己株式の取得や配当金支払等により現金及び現金同等物が減少したことによるものであります。

固定資産は44,804百万円となり、前連結会計年度末に比べ782百万円増加しました。これは主に、獲得した商談の製品開発に係るレチクル、テストボード、評価設備の増強およびIPマクロ等の投資によるものであります。

この結果、総資産は167,623百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,689百万円減少しました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は32,520百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,249百万円増加しました。これは主に、新製品の量産開始等に伴う買掛金の増加によるものであります。

この結果、負債合計は34,567百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,301百万円増加しました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は133,056百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,990百万円減少しました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益8,733百万円、自己株式の取得5,000百万円（2,722,400株）および配当金の支払額8,854百万円によるものであります。

この結果、自己資本比率は79.4%となり、前連結会計年度末から1.1ポイント減少しております。

②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は44,541百万円となり、前連結会計年度末に比べ28,296百万円減少しました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは7,693百万円の収入（前連結会計年度は31,866百万円の収入）となりました。これは主に、比較的粗利益の低い新製品の量産が始まったことにより売上総利益が減少したこと、一方で量産開始に伴い棚卸資産の購入が増加したことから、前連結会計年度に対し収入額が減少しました。

投資活動によるキャッシュ・フローは22,884百万円の支出（前連結会計年度は14,552百万円の支出）となりました。これは主に、獲得した商談の製品開発に係るレチクル、テストボードおよび評価設備の増強等のための有形固定資産の取得による支出14,855百万円およびIPマクロ等の無形固定資産の取得による支出8,052百万円によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは14,240百万円の支出（前連結会計年度は13,825百万円の支出）となりました。これは主に、自己株式の取得による支出5,000百万円および配当金の支払額8,854百万円によるもので

あります。

当社は、コミットメントラインの借入枠を従来20,000百万円としておりましたが、顧客の需要増加に伴う運転資金の増加や、世界景気の減速および地政学リスクの高まり等に対応して、コミットメントラインの借入枠を2025年7月に10,000百万円増額し、30,000百万円といたしました。なお、当連結会計年度においてコミットメントライン契約に基づく借入は行っておりません。

③生産・受注および販売の実績

当連結会計年度における生産実績、受注実績および販売実績は次のとおりであります。

なお、当社グループの事業セグメントは、「Solution SoC」のビジネスモデルで開発するSoCを主とする単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

a. 生産実績

当社グループは、ファブレスモデルのビジネス形態となっており、製品の製造については、製造委託先（ファウンドリ、OSAT）へ委託しております。当社グループ製品は、顧客の特定製品向け専用で設計し搭載されるものが主であり、受注生産を行っていることから、生産実績は販売実績と概ね同等の金額となるため、生産実績の記載は省略しております。

b. 受注実績

当社グループは、商談獲得後、設計開発業務に係る受注を受けて設計開発を開始し、開発終了後にサンプルを製作の上、顧客に提供し評価を受けます。設計開発開始後、顧客の評価完了までの間、受注した設計開発業務に係る売上が段階的に計上されます。顧客により製品の性能等に問題がないことが確認されると、製品の量産段階に移行し、顧客の買取責任が発生する形で製品の量産に係る受注を受け、当社グループは製造委託先へ製造を委託します。当社グループの当連結会計年度における設計開発および製品の量産に係る受注高および受注残高は以下のとおりです。受注高および受注残高については、量産に入る新商品の受注が入り前年度比増加となりました。なお、下記の受注高および受注残高は、当社グループの経営指標である商談獲得金額および商談獲得残高とは算定方法および基準時点が異なります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年度比
受注高 (百万円)	171,045	229,696	34.3%
受注残高(百万円)	156,802	197,056	25.7%

c. 販売実績

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年度比
売上高 (百万円)	188,535	200,834	6.5%

(注) 主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合

- ・加賀F E I株式会社への前連結会計年度および当連結会計年度の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は、50,169百万円、26.6%および、43,855百万円、21.8%であります。
- ・Zhaoqing Xiaopeng New Energy Investment Co., Ltd.への当連結会計年度の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は、37,203百万円、18.5%であります。
- ・CRS TECHNOLOGY Co., Ltd.への前連結会計年度および当連結会計年度の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は、30,488百万円、16.2%および、24,349百万円、12.1%であります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容

当社グループの経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

①経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容

a. 売上高

当連結会計年度の売上高は200,834百万円（前連結会計年度比6.5%増）となりました。うち製品売上は161,792百万円（前連結会計年度比10.4%増）となりました。中国市場における通信機器の需要は減少していましたが、第2四半期以降、中国車載向け新規量産品や一部のインダストリアル向けの販売が増加に転じたことにより増加しました。NRE売上は、38,325百万円（前連結会計年度比6.6%減）となりました。その他は知的財産のライセンスによる収入であります。

・財務指標

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年度比
製品売上 (百万円)	146,578	161,792	10.4%
NRE売上(百万円)	41,019	38,325	△6.6%
その他 (百万円)	938	717	△23.6%
売上高合計(百万円)	188,535	200,834	6.5%

b. 売上原価・販売費及び一般管理費並びに営業利益

①売上原価

当連結会計年度の売上原価は111,057百万円となり、売上総利益は89,777百万円（前連結会計年度比13.6%減）となりました。主に、比較的粗利率の低い新製品の量産が始まったことにより、製品原価率が上昇し、売上総利益が減少しました。

・財務指標

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年度比
売上原価率	44.9%	55.3%	10.4ポイント
売上総利益(百万円)	103,919	89,777	△13.6%

(注) 各指標の計算方法は下記のとおりであります。

売上原価率：売上原価／売上高×100

②販売費及び一般管理費

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は77,423百万円（前連結会計年度比1,496百万円減）となりました。先行開発のための開発投資等を高い水準で継続していることにより研究開発費はほぼ前連結会計年度並みの58,508百万円（前連結会計年度比1,313百万円減）、研究開発費を除いた販売費及び一般管理費は18,915百万円（前連結会計年度比183百万円減）であります。

③営業利益

当連結会計年度の営業利益は12,354百万円（前連結会計年度比12,646百万円減）となりました。主に、比較的粗利率の低い新製品の量産が始まったことにより、製品原価率が上昇したことによるものであります。当連結会計年度の1米ドルの平均為替レートは150.8円、前連結会計年度に比べて1.8円の円高となりました。

・財務指標

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年度比
営業利益(百万円)	25,000	12,354	△50.6%
営業利益率	13.3%	6.2%	△7.1ポイント
EBITDA(百万円) ※	41,237	29,256	△29.1%

※ EBITDAは、「営業利益」および「減価償却費」を合計して算出しております。

c. 税金等調整前当期純利益

当連結会計年度の第1四半期に円高が進行したことで為替差損が発生したことなどで、営業外収益および営業外費用の差引額は598百万円の損失となりました。

以上の結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は11,756百万円（前連結会計年度比13,621百万円減）となりました。

d. 親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度の法人税、住民税および事業税の額が1,475百万円、法人税等調整額が1,548百万円となった結果、親会社株主に帰属する当期純利益は8,733百万円（前連結会計年度比10,867百万円減）となりました。

②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源および資金の流動性に係る情報

a. 資本の財源および資金の流動性についての分析

当社グループは、経営環境が急激に変化したとしても、顧客にとっての基幹部品である当社グループ製品を長期にわたり供給していく責任があることから、内部留保を厚くし資金の流動性を高く維持する方針としております。

当連結会計年度末における総資産は167,623百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,689百万円減少しました。流動資産は122,819百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,471百万円減少しました。これは主に、新製品の量産開始に伴い棚卸資産の購入が増加したことや、当連結会計年度は当期純利益を上回る自己株式の取得や配当金支払等により現金及び現金同等物が減少したことによるものです。当社グループはファブレスによる事業運営のため、資産構成上流動資産の割合が高く、総資産の73.3%を流動資産が占めております。

・財政状態および財務指標

	前連結会計年度末 (2025年3月31日)	当連結会計年度末 (2026年3月31日)	前年度比
総資産（百万円）	170,312	167,623	△2,689
流動資産（百万円）	126,290	122,819	△3,471
流動資産比率（%）	74.2	73.3	△0.9ポイント

（注）各指標の計算方法は下記のとおりであります。

流動資産比率：流動資産／総資産×100

当連結会計年度末の負債合計は34,567百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,301百万円の増加となりました。これは主に、新製品の量産開始等に伴う買掛金の増加によるものです。

・財政状態および財務指標

	前連結会計年度末 (2025年3月31日)	当連結会計年度末 (2026年3月31日)	前年度比
流動負債（百万円）	31,271	32,520	1,249
流動比率（%）	403.9	377.7	△26.2ポイント

（注）各指標の計算方法は下記のとおりであります。

流動比率：流動資産／流動負債×100

当連結会計年度末の純資産は133,056百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,990百万円の減少となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益8,733百万円、自己株式の取得5,000百万円（2,722,400株）および配当金の支払額8,854百万円によるものです。

以上の結果、当連結会計年度の自己資本は133,056百万円となり、自己資本比率は79.38%に、ROEは6.47%となりました。引き続き、経営環境の変化に柔軟に対応できるよう、収益力と財務体質の改善に取り組んでまいります。

・財政状態および財務指標

	前連結会計年度末 (2025年3月31日)	当連結会計年度末 (2026年3月31日)	前年度比
自己資本(百万円)	137,046	133,056	△3,990
自己資本比率(%)	80.47	79.38	△1.09ポイント
ROE(%)	14.62	6.47	△8.15ポイント

(注) 各指標の計算方法は下記のとおりであります。

自己資本比率：自己資本／総資産

ROE(自己資本利益率)：親会社株主に帰属する当期純利益／((前連結会計年度末自己資本+当連結会計年度末自己資本)／2)

当社は、コミットメントラインの借入枠を従来20,000百万円としておりましたが、顧客の需要増加に伴う運転資金の増加や、世界景気の減速および地政学リスクの高まり等に対応して、コミットメントラインの借入枠を2025年7月に10,000百万円増額し、30,000百万円といたしました。なお、当連結会計年度においてコミットメントライン契約に基づく借入は行っておりません。

b. キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

当社グループは、売掛債権の回収期間および棚卸資産の滞留日数の短縮に取り組んでおり、運転資金および成長に必要な資金を、営業キャッシュ・フローから確実に確保できるよう努めております。

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは前年度比24,173百万円減少の7,693百万円のプラス(前連結会計年度は31,866百万円のプラス)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益の減少および、新製品の量産開始に伴い棚卸資産の購入が増加したことによるものです。投資活動によるキャッシュ・フローは22,884百万円のマイナス(前連結会計年度は14,552百万円のマイナス)となりました。これは主に、獲得した商談の製品開発に係るレチクル、テストボード、IPマクロ等の取得による支出が増加したことによるものです。

以上の結果、フリー・キャッシュ・フローは15,191百万円のマイナス(前連結会計年度は17,314百万円のプラス)となりました。

・当社グループのキャッシュ・フロー関連指標

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年度比
I 営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	31,866	7,693	△24,173
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	△14,552	△22,884	△8,332
I+II フリー・キャッシュ・フロー(百万円)	17,314	△15,191	△32,505

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは14,240百万円のマイナス(前連結会計年度は13,825百万円のマイナス)となりました。これは主に、自己株式の取得5,000百万円および配当金の支払額8,854百万円によるものです。

以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末の残高は44,541百万円となり、前連結会計年度末に比べ28,296百万円減少しております。

③重要な会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されており、この連結財務諸表の作成にあたって、当社グループの重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えられる特に重要な会計方針は以下のとおりであります。

a. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産に関して、将来の業績予測やタックス・プランニングを基に将来の課税所得を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断しています。経営環境等の悪化により、その見積りに変更が生じた場合は、繰延税金資産が取り崩されることにより税金費用を計上する可能性があります。

b. 棚卸資産の評価

棚卸資産に関して、正味売却価額が取得原価より下落した場合に簿価の切下げを行います。また、一定期間を超えて滞留する棚卸資産について、将来の需要や市場動向を反映した正味実現可能価額まで簿価の切下げを行います。

c. 固定資産の減損

固定資産に関して、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損の要否を検討し、固定資産に減損が見込まれる場合は、将来キャッシュ・フローの現在価値又は正味売却価額に基づいて減損損失を計上いたします。将来の事業計画の変更や経営環境等の悪化による将来キャッシュ・フローの見積りが著しく減少する場合は、減損損失を計上する可能性があります。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社グループのビジネスモデルである「Solution SoC」は、自社のサービス／製品の差別化を求める顧客に、先端テクノロジーを用いて、顧客に最適な先端SoCを提供するものです。そのため、最先端技術に対して積極的に投資を行っており、それにより当社グループ独自のビジネスモデルをより強化し、継続的な成長の実現につなげていきます。

また、当社グループは、経営理念のもと、進化する半導体のエコシステムにおいてプロセス技術、パッケージング技術、テスト技術をはじめIP/EDAツール/ソフトウェアに至るまで最新の技術を提供するグローバルサプライヤーとも密に連携を行い、開発活動を実施しております。現在も半導体のエコシステムは進化拡大しており、先端技術を使った様々な選択肢の中から最適な技術を組み合わせたSoCを開発することの難易度が上昇しています。そのため、当社グループは、技術の組み合わせとその実証にも積極的な投資を行っております。

当連結会計年度における研究開発費は58,508百万円で、先端品の製品開発の増加に伴う減価償却費等の増加や前連結会計年度より為替が円安に振れたこともありましたが前連結会計年度比で1,313百万円の減少となりました。当社グループの研究開発活動は主に、注力分野における商談獲得につなげるための先行開発投資と、獲得した商談に関する製品開発から構成されています。当社グループは、注力分野の事業領域において、先行開発した要素技術を元に新たな商談を獲得し、獲得した個々の製品開発を行う中での顧客との技術議論や実際の製品開発で明らかになった技術課題から、今後必要とされる要素技術を明らかにし、次の先行開発投資を企画・実施していく、そうした好循環を目指します。

また、個々の製品開発を行う場合には、顧客と開発受託契約を締結したうえで設計開発を経て、顧客に対して試作品を提供しております。当該開発受託契約に基づき当社グループが行う研究開発の成果物に係る知的財産は、当社グループに帰属することを基本としております。個々の顧客の製品開発にかかる費用は研究開発費（販売費及び一般管理費）に含めております。

なお、当社グループの事業セグメントは、「Solution SoC」ビジネスモデルで開発するSoCを主とする単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載をしておりません。

<先行開発>

「Solution SoC」ビジネスモデルでは様々な機能の実装が求められております。従来その解決策としては、プロセステクノロジーの微細化による回路規模の拡大により対応する方法が一般的でした。一方、最先端のプロセステクノロジーの使用に関しては、費用、開発期間の問題や量産工場の供給能力の問題もあり、必ずしもそれだけが最適解とはならないケースが増えつつあり、お客様は先端SoCを開発するために「Entire Design（全体設計）」能力のあるパートナーを求めています。当社グループでは、そうした環境のもと、プロセステクノロジーの微細化（2nm、1.4nm）への対応はもちろんのこと、コンピューターアーキテクチャーを前提としたSoCや先端パッケージング/高密度実装（3D/5.5D/チップレット）技術への対応、低消費電力化や設計期間短縮のための新たな設計技術/手法の導入等、各サプライヤーの最先端技術を実際のSoC開発に適用するための先行開発を積極的に実施しております。具体的には、Arm Holdings plc（Arm社）およびTaiwan Semiconductor Manufacturing Company Limited（TSMC社）との密な連携や、imecとの共同開発等を通じて、2nm以細のプロセステクノロジー、チップレット等や先進的なパッケージング技術への対応、また最新設計ツールの実用化および開発プラットフォーム構築にも積極的に取り組んでおります。

<製品開発>

2020年3月期以降、データセンター/ネットワーク、オートモーティブ、スマートデバイス、インダストリアル の注力分野で、商談獲得が進んでいます。またそれらの分野で、5nm、3nmプロセスを使用する大規模な開発案件が増加しております。特に、当連結会計年度においては、データセンター/ネットワーク分野でのHPC向けSoCやAIアクセラレータSoCなど、最先端のプロセスを採用した多くのカスタムSoCの開発にも着手しました。また、注力分野を中心に先端テクノロジー（5nm、3nm）、大規模およびHBMを搭載した2.5Dなどの高密度実装を使用したカスタムSoCのテーパアウトも複数完了し、量産に向けて進んでいます。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度に実施した設備投資（無形固定資産を含む。）の総額は22,238百万円であり、その主なものは、オートモーティブやデータセンター／ネットワーク向け等の先端テクノロジー製品を開発するためのIP等の取得、個々のSOCの製造に用いるレチクルやテストボードの取得および研究開発環境の増強としてのサーバーやストレージ等の取得によるものであります。

なお、当社グループの事業セグメントは、「Solution SoC」ビジネスモデルで開発するSOCを主とする単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けては記載していません。

2【主要な設備の状況】

当社グループの事業セグメントは、「Solution SoC」ビジネスモデルで開発するSOCを主とする単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けては記載していません。

(1) 提出会社

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (名)
		建物	工具、器具及 び備品	技術資産	無形固定資産 その他	合計	
本社 (横浜市港北区)	ネットワーク機器、開発 評価ボード、測定機器他	79	1,747	13,119	1,016	15,961	1,277
京都事業所 (京都市下京区)	ネットワーク機器、開発 評価ボード、測定機器他	376	1,795	109	21	2,301	512
名古屋事業所 (愛知県名古屋市)	ネットワーク機器、開発 評価ボード、測定機器他	229	467	—	13	709	260
その他製造委託先等 (台湾 台北他)	L S I 製造用レチクル・ テストボード他	17	12,829	—	2	12,848	42

- (注) 1. 帳簿価額には、建設仮勘定並びにソフトウェア制作勘定の金額は含めておりません。
 2. 「技術資産」は主にIP、「無形固定資産その他」は主にソフトウェアであり、所在地の特定できないものについては、「本社」に含めております。
 3. 現在休止中の主要な設備はありません。
 4. 従業員数は就業人員（役員および当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しています。
 5. 事業所は賃借しております。

(2) 在外子会社

2026年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（百万円）				従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	無形固定 資産その 他	合計	
Socionext Europe GmbH	ランゲン事業所 (ドイツ・ランゲン)	ネットワーク機器、開発 評価ボード、測定機器他	1,097	184	14	1,295	97

- (注) 1. 帳簿価額には、建設仮勘定並びにソフトウェア制作勘定の金額は含めておりません。
 2. 「無形固定資産その他」は主にソフトウェアであります。
 3. 現在休止中の主要な設備はありません。
 4. 従業員数は就業人員（役員および当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しています。
 5. 事業所は賃借しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	673,000,000
計	673,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年6月23日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	179,968,630	179,978,005	東京証券取引所 プライム市場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	179,968,630	179,978,005	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第2回新株予約権

決議年月日	2016年7月20日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 1 当社使用人 29
新株予約権の数(個) ※1	14,400 [14,400] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数(株) ※1	普通株式18,000 [18,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※1	495 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※1、2	2018年7月21日～2026年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) ※1	発行価格 495 資本組入額 248 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※1	<p>i) 本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社又は関連会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社又は関連会社とする。以下、当社の子会社および関連会社を「関係会社」と総称する。)の取締役、執行役員又は使用人(以下、「取締役等」という。)の地位を有していなければならない。但し、以下に記載する理由により当社又は関係会社の取締役等から退任又は退職した場合はこの限りではない。</p> <p>① 定年又は任期満了による退任又は退職 ② 死亡による退職 ③ 当社の斡旋による転職 ④ 疾病等やむを得ない事情による自己都合退職であると、当社がその合理的な裁量により判断した場合</p> <p>ii) 新株予約権の行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、年間2回を限度として、これを行うことができる。但し、この定めにかかわらず、その保有する全ての新株予約権の目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍に満たない新株予約権者は、当該1単元の株式数の整数倍に満たない新株予約権の全てを行使するときに限り、当該1単元の株式数の整数倍に満たない新株予約権を行使することができる。</p> <p>iii) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の全部を法定相続人の内1名が相続する場合に限り、これを行使することができる。なお、当該法定相続人が死亡した場合には、当該権利は消滅する。</p> <p>iv) 新株予約権者が、当社又は関係会社において、出勤停止又は減給処分に処された場合には、当該処分の発令から1年間、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>v) 新株予約権者が当社又は関係会社との間で係争中である場合、本新株予約権を行使することはできない。</p> <p>vi) 本新株予約権は、行使期間が到来していても、当社普通株式が金融商品取引所に上場した後、6ヶ月を経過しなければ行使することができない。</p> <p>vii) 本新株予約権は、行使期間が到来していても、新株予約権者が海外に滞在している期間中は行使することができない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の数（個）」に準じて決定する。 iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に上記iii)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 v) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）」に準じて決定する。 vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 viii) 新株予約権の取得条項および行使条件 上記「新株予約権の行使の条件」のほか、発行要項で定める「新株予約権の取得条項」に準じて組織再編行為の際に当社の取締役会で決定する。
------------------------------------	---

※1 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

※2 租税特別措置法第29条の2第1項第1号に定める期間（新株予約権にかかる付与決議の日後2年を経過した日から当新株予約権の行使期間について、当該付与決議の日後10年を経過する日まで）の範囲内で、2018年7月21日から2026年7月20日までとする。但し、権利行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1.25株であります。

但し、新株予約権の決議日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織再編を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の決議日後、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、決議日後に、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込価額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替える。

3. i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i)記載の資本金等増加限度額から上記i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。新株予約権の割当日後、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

4. 新株予約権の取得条項

- i) 以下の①、②および③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約、又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画承認の議案

- ii) 以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、当社は無償で新株予約権の全部を取得することができる。

- ① 新株予約権者が当社又は関係会社の取締役等の地位を喪失した場合（但し、上記新株予約権の行使の条件i)①乃至④記載の理由による場合、および同iii)記載のとおり新株予約権者が死亡した場合で新株予約権者の法定相続人の内1名が新株予約権の全部を相続した場合を除く。）。
- ② 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。
- ③ 新株予約権者が破産宣告を受けた場合。
- ④ 新株予約権者が関係法令、当社もしくは関係社の社内規則等に違反した場合、又は当社もしくは関係会社に対する背信行為があったと認められる場合。
- ⑤ 新株予約権者が別途当社との間で締結する新株予約権引受契約書の規定に違反した場合。

- iii) 当社は、新株予約権の行使の条件の一部又は全部を満たさないため行使することができなくなった新株予約権については、取締役会が別途定める日に、これを無償で取得することができる。

5. 端数処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

6. 新株予約権証券の発行

当社は新株予約権証券を発行しない。

第3回新株予約権

決議年月日	2017年7月24日
付与対象者の区分および人数(名)	当社使用人 28
新株予約権の数(個) ※1	14,400 [14,400] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数(株) ※1	普通株式18,000 [18,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※1	513 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※1、2	2019年7月25日～2027年7月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) ※1	発行価格 513 資本組入額 257 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※1	<p>i) 本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社又は関連会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社又は関連会社とする。以下、当社の子会社および関連会社を「関係会社」と総称する。)の取締役、執行役員又は使用人(以下、「取締役等」という。)の地位を有していなければならない。但し、以下に記載する理由により当社又は関係会社の取締役等から退任又は退職した場合はこの限りではない。</p> <p>① 定年又は任期満了による退任又は退職 ② 死亡による退職 ③ 当社の斡旋による転職 ④ 疾病等やむを得ない事情による自己都合退職である と、当社がその合理的な裁量により判断した場合</p> <p>ii) 新株予約権の行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、年間2回を限度として、これを行うことができる。但し、この定めにかかわらず、その保有する全ての新株予約権の目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍に満たない新株予約権者は、当該1単元の株式数の整数倍に満たない新株予約権の全てを行使するとき限り、当該1単元の株式数の整数倍に満たない新株予約権を行使することができる。</p> <p>iii) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の全部を法定相続人の内1名が相続する場合に限り、これを行することができる。なお、当該法定相続人が死亡した場合には、当該権利は消滅する。</p> <p>iv) 新株予約権者が、当社又は関係会社において、出勤停止又は減給処分に処された場合には、当該処分の発令から1年間、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>v) 新株予約権者が当社又は関係会社との間で係争中である場合、本新株予約権を行使することはできない。</p> <p>vi) 本新株予約権は、行使期間が到来していても、当社普通株式が金融商品取引所に上場した後、6ヶ月を経過しなければ行使することができない。</p> <p>vii) 本新株予約権は、行使期間が到来していても、新株予約権者が海外に滞在している期間中は行使することができない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の数（個）」に準じて決定する。 iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に上記iii）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 v) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）」に準じて決定する。 vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 viii) 新株予約権の取得条項および行使条件 上記「新株予約権の行使の条件」のほか、発行要項で定める「新株予約権の取得条項」に準じて組織再編行為の際に当社の取締役会で決定する。
------------------------------------	---

※1 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

※2 租税特別措置法第29条の2第1項第1号に定める期間（新株予約権にかかる付与決議の日後2年を経過した日から当新株予約権の行使期間について、当該付与決議の日後10年を経過する日まで）の範囲内で、2019年7月25日から2027年7月24日までとする。但し、権利行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1.25株であります。

但し、新株予約権の決議日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織再編を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の決議日後、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、決議日後に、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込価額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替える。

3. i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i)記載の資本金等増加限度額から上記i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。新株予約権の割当日後、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

4. 新株予約権の取得条項

- i) 以下の①、②および③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約、又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画承認の議案

- ii) 以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、当社は無償で新株予約権の全部を取得することができる。

- ① 新株予約権者が当社又は関係会社の取締役等の地位を喪失した場合（但し、上記新株予約権の行使の条件i)①乃至④記載の理由による場合、および同iii)記載のとおり新株予約権者が死亡した場合で新株予約権者の法定相続人の内1名が新株予約権の全部を相続した場合を除く。）。
- ② 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。
- ③ 新株予約権者が破産宣告を受けた場合。
- ④ 新株予約権者が関係法令、当社もしくは関係会社の社内規則等に違反した場合、又は当社もしくは関係会社に対する背信行為があったと認められる場合。
- ⑤ 新株予約権者が別途当社との間で締結する新株予約権引受契約書の規定に違反した場合。

- iii) 当社は、新株予約権の行使の条件の一部又は全部を満たさないため行使することができなくなった新株予約権については、取締役会が別途定める日に、これを無償で取得することができる。

5. 端数処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

6. 新株予約権証券の発行

当社は新株予約権証券を発行しない。

第4回新株予約権

決議年月日	2018年7月25日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 1 当社使用人 2,255
新株予約権の数(個) ※1	877,520 [870,020] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数(株) ※1	普通株式1,096,900 [1,087,525] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※1	513 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※1、2	2020年7月26日～2028年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) ※1	発行価格 513 資本組入額 257 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※1	<p>i) 本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社又は関連会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社又は関連会社とする。以下、当社の子会社および関連会社を「関係会社」と総称する。)の取締役、執行役員又は使用人(以下、「取締役等」という。)の地位を有していなければならない。但し、以下に記載する理由により当社又は関係会社の取締役等から退任又は退職した場合はこの限りではない。</p> <p>① 定年又は任期満了による退任又は退職 ② 死亡による退職 ③ 当社の斡旋による転職 ④ 疾病等やむを得ない事情による自己都合退職であると、当社がその合理的な裁量により判断した場合</p> <p>ii) 新株予約権の行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、年間2回を限度として、これを行うことができる。但し、この定めにかかわらず、その保有する全ての新株予約権の目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍に満たない新株予約権者は、当該1単元の株式数の整数倍に満たない新株予約権の全てを行使するとき限り、当該1単元の株式数の整数倍に満たない新株予約権を行使することができる。</p> <p>iii) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の全部を法定相続人の内1名が相続する場合に限り、これを行使することができる。なお、当該法定相続人が死亡した場合には、当該権利は消滅する。</p> <p>iv) 新株予約権者が、当社又は関係会社において、出勤停止又は減給処分に処された場合には、当該処分の発令から1年間、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>v) 新株予約権者が当社又は関係会社との間で係争中である場合、本新株予約権を行使することはできない。</p> <p>vi) 本新株予約権は、行使期間が到来していても、当社普通株式が金融商品取引所に上場した後、6ヶ月を経過しなければ行使することができない。</p> <p>vii) 本新株予約権は、行使期間が到来していても、新株予約権者が海外に駐在している期間中は行使することができない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の数（個）」に準じて決定する。</p> <p>iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に上記iii)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>v) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）」に準じて決定する。</p> <p>vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>viii) 新株予約権の取得条項および行使条件 上記「新株予約権の行使の条件」のほか、発行要項で定める「新株予約権の取得条項」に準じて組織再編行為の際に当社の取締役会で決定する。</p>
------------------------------------	--

※1 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

※2 租税特別措置法第29条の2第1項第1号に定める期間（新株予約権にかかる付与決議の日後2年を経過した日から当新株予約権の行使期間について、当該付与決議の日後10年を経過する日まで）の範囲内で、2020年7月26日から2028年7月25日までとする。但し、権利行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1.25株であります。

但し、新株予約権の決議日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含

む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織再編を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の決議日後、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、決議日後に、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込価額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替える。

3. i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i)記載の資本金等増加限度額から上記i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。新株予約権の割当日後、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

4. 新株予約権の取得条項

- i) 以下の①、②および③の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約、又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画承認の議案

- ii) 以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、当社は無償で新株予約権の全部を取得することができる。

- ① 新株予約権者が当社又は関係会社の取締役等の地位を喪失した場合(但し、上記新株予約権の行使の条件i)①乃至④記載の理由による場合、および同iii)記載のとおり新株予約権者が死亡した場合で新株予約権者の法定相続人の内1名が新株予約権の全部を相続した場合を除く。)
- ② 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。
- ③ 新株予約権者が破産宣告を受けた場合。
- ④ 新株予約権者が関係法令、当社もしくは関係会社の社内規則等に違反した場合、又は当社もしくは関係会社に対する背信行為があったと認められる場合。
- ⑤ 新株予約権者が別途当社との間で締結する新株予約権引受契約書の規定に違反した場合。

- iii) 当社は、新株予約権の行使の条件の一部又は全部を満たさないため行使することができなくなった新株予約権については、取締役会が別途定める日に、これを無償で取得することができる。

5. 端数処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

6. 新株予約権証券の発行

当社は新株予約権証券を発行しない。

第6回新株予約権

決議年月日	2019年7月29日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 3 当社使用人 125
新株予約権の数(個) ※1	26,500 [26,500] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数(株) ※1	普通株式33,125 [33,125] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※1	513 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※1、2	2021年7月30日～2029年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) ※1	発行価格 513 資本組入額 257 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※1	<p>i) 本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社又は関連会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社又は関連会社とする。以下、当社の子会社および関連会社を「関係会社」と総称する。)の取締役、執行役員又は使用人(以下、「取締役等」という。)の地位を有していなければならない。但し、以下に記載する理由により当社又は関係会社の取締役等から退任又は退職した場合はこの限りではない。</p> <p>① 定年又は任期満了による退任又は退職 ② 死亡による退職 ③ 当社の斡旋による転職 ④ 疾病等やむを得ない事情による自己都合退職であると、当社がその合理的な裁量により判断した場合</p> <p>ii) 新株予約権の行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、年間2回を限度として、これを行うことができる。但し、この定めにかかわらず、その保有する全ての新株予約権の目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍に満たない新株予約権者は、当該1単元の株式数の整数倍に満たない新株予約権の全てを行使するときに限り、当該1単元の株式数の整数倍に満たない新株予約権を行使することができる。</p> <p>iii) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の全部を法定相続人の内1名が相続する場合に限り、これを行うことができる。なお、当該法定相続人が死亡した場合には、当該権利は消滅する。</p> <p>iv) 新株予約権者が、当社又は関係会社において、出勤停止又は減給処分に処された場合には、当該処分の発令から1年間、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>v) 新株予約権者が当社又は関係会社との間で係争中である場合、本新株予約権を行使することはできない。</p> <p>vi) 本新株予約権は、行使期間が到来していても、当社普通株式が金融商品取引所に上場した後、6ヶ月を経過しなければ行使することができない。</p> <p>vii) 本新株予約権は、行使期間が到来していても、新株予約権者が海外に駐在している期間中は行使することができない。</p>

<p>新株予約権の譲渡に関する事項 ※1</p>	<p>譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の数（個）」に準じて決定する。 iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に上記iii)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 v) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）」に準じて決定する。 vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 viii) 新株予約権の取得条項および行使条件 上記「新株予約権の行使の条件」のほか、発行要項で定める「新株予約権の取得条項」に準じて組織再編行為の際に当社の取締役会で決定する。

※1 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

※2 租税特別措置法第29条の2第1項第1号に定める期間（新株予約権にかかる付与決議の日後2年を経過した日から当新株予約権の行使期間について、当該付与決議の日後10年を経過する日まで）の範囲内で、2021年7月30日から2029年7月29日までとする。但し、権利行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1.25株であります。

但し、新株予約権の決議日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織再編を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の決議日後、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、決議日後に、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込価額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替える。

3. i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i)記載の資本金等増加限度額から上記i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。新株予約権の割当日後、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

4. 新株予約権の取得条項

i) 以下の①、②および③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約、又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画承認の議案

ii) 以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、当社は無償で新株予約権の全部を取得することができる。

- ① 新株予約権者が当社又は関係会社の取締役等の地位を喪失した場合（但し、上記新株予約権の行使の条件i)①乃至④記載の理由による場合、および同iii)記載のとおり新株予約権者が死亡した場合で新株予約権者の法定相続人の内1名が新株予約権の全部を相続した場合を除く。）。
- ② 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。
- ③ 新株予約権者が破産宣告を受けた場合。
- ④ 新株予約権者が関係法令、当社もしくは関係会社の社内規則等に違反した場合、又は当社もしくは関係会社に対する背信行為があったと認められる場合。
- ⑤ 新株予約権者が別途当社との間で締結する新株予約権引受契約書の規定に違反した場合。

iii) 当社は、新株予約権の行使の条件の一部又は全部を満たさないため行使することができなくなった新株予約権については、取締役会が別途定める日に、これを無償で取得することができる。

5. 端数処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

6. 新株予約権証券の発行

当社は新株予約権証券を発行しない。

第7回新株予約権

決議年月日	2020年7月22日
付与対象者の区分および人数(名)	当社使用人 192
新株予約権の数(個) ※1	55,520 [55,520] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数(株) ※1	普通株式69,400 [69,400] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※1	513 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※1、2	2022年7月23日～2030年7月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) ※1	発行価格 513 資本組入額 257 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※1	<p>i) 本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社又は関連会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社又は関連会社とする。以下、当社の子会社および関連会社を「関係会社」と総称する。)の取締役、執行役員又は使用人(以下、「取締役等」という。)の地位を有していなければならない。但し、以下に記載する理由により当社又は関係会社の取締役等から退任又は退職した場合はこの限りではない。</p> <p>① 定年又は任期満了による退任又は退職</p> <p>② 死亡による退職</p> <p>③ 当社の斡旋による転職</p> <p>④ 疾病等やむを得ない事情による自己都合退職であると、当社がその合理的な裁量により判断した場合</p> <p>ii) 新株予約権の行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、年間2回を限度として、これを行うことができる。但し、この定めにかかわらず、その保有する全ての新株予約権の目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍に満たない新株予約権者は、当該1単元の株式数の整数倍に満たない新株予約権の全てを行使するとき限り、当該1単元の株式数の整数倍に満たない新株予約権を行使することができる。</p> <p>iii) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の全部を法定相続人の内1名が相続する場合に限り、これを行使することができる。なお、当該法定相続人が死亡した場合には、当該権利は消滅する。</p> <p>iv) 新株予約権者が、当社又は関係会社において、出勤停止又は減給処分に処された場合には、当該処分の発令から1年間、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>v) 新株予約権者が当社又は関係会社との間で係争中である場合、本新株予約権を行使することはできない。</p> <p>vi) 本新株予約権は、行使期間が到来していても、当社普通株式が金融商品取引所に上場した後、6ヶ月を経過しなければ行使することができない。</p> <p>vii) 本新株予約権は、行使期間が到来していても、新株予約権者が海外に滞在している期間中は行使することができない。</p>

<p>新株予約権の譲渡に関する事項 ※1</p>	<p>譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の数（個）」に準じて決定する。 iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に上記iii)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 v) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）」に準じて決定する。 vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 viii) 新株予約権の取得条項および行使条件 上記「新株予約権の行使の条件」のほか、発行要項で定める「新株予約権の取得条項」に準じて組織再編行為の際に当社の取締役会で決定する。

※1 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

※2 租税特別措置法第29条の2第1項第1号に定める期間（新株予約権にかかる付与決議の日後2年を経過した日から当新株予約権の行使期間について、当該付与決議の日後10年を経過する日まで）の範囲内で、2022年7月23日から2030年7月22日までとする。但し、権利行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1.25株であります。

但し、新株予約権の決議日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織再編を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の決議日後、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、決議日後に、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込価額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替える。

3. i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i)記載の資本金等増加限度額から上記i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。新株予約権の割当日後、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

4. 新株予約権の取得条項

i) 以下の①、②および③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約、又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画承認の議案

ii) 以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、当社は無償で新株予約権の全部を取得することができる。

- ① 新株予約権者が当社又は関係会社の取締役等の地位を喪失した場合（但し、上記新株予約権の行使の条件i)①乃至④記載の理由による場合、および同iii)記載のとおり新株予約権者が死亡した場合で新株予約権者の法定相続人の内1名が新株予約権の全部を相続した場合を除く。）。
- ② 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。
- ③ 新株予約権者が破産宣告を受けた場合。
- ④ 新株予約権者が関係法令、当社もしくは関係会社の社内規則等に違反した場合、又は当社もしくは関係会社に対する背信行為があったと認められる場合。
- ⑤ 新株予約権者が別途当社との間で締結する新株予約権引受契約書の規定に違反した場合。

iii) 当社は、新株予約権の行使の条件の一部又は全部を満たさないため行使することができなくなった新株予約権については、取締役会が別途定める日に、これを無償で取得することができる。

5. 端数処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

6. 新株予約権証券の発行

当社は新株予約権証券を発行しない。

第8回新株予約権

決議年月日	2021年3月24日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社使用人 75
新株予約権の数(個) ※1	59,800 [59,800] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数(株) ※1	普通株式74,750 [74,750] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※1	513 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※1、2	2023年3月25日～2031年3月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) ※1	発行価格 513 資本組入額 257 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※1	<p>i) 本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社又は関連会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社又は関連会社とする。以下、当社の子会社および関連会社を「関係会社」と総称する。)の取締役、執行役員又は使用人(以下、「取締役等」という。)の地位を有していなければならない。但し、以下に記載する理由により当社又は関係会社の取締役等から退任又は退職した場合はこの限りではない。</p> <p>① 定年又は任期満了による退任又は退職 ② 死亡による退職 ③ 当社の斡旋による転職 ④ 疾病等やむを得ない事情による自己都合退職であると、当社がその合理的な裁量により判断した場合</p> <p>ii) 新株予約権の行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、年間2回を限度として、これを行うことができる。但し、この定めにかかわらず、その保有する全ての新株予約権の目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍に満たない新株予約権者は、当該1単元の株式数の整数倍に満たない新株予約権の全てを行使するとき限り、当該1単元の株式数の整数倍に満たない新株予約権を行使することができる。</p> <p>iii) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の全部を法定相続人の内1名が相続する場合に限り、これを行うことができる。なお、当該法定相続人が死亡した場合には、当該権利は消滅する。</p> <p>iv) 新株予約権者が、当社又は関係会社において、出勤停止又は減給処分に処された場合には、当該処分の発令から1年間、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>v) 新株予約権者が当社又は関係会社との間で係争中である場合、本新株予約権を行使することはできない。</p> <p>vi) 本新株予約権は、行使期間が到来していても、当社普通株式が金融商品取引所に上場した後、6ヶ月を経過しなければ行使することができない。</p> <p>vii) 本新株予約権は、行使期間が到来していても、新株予約権者が海外に駐在している期間中は行使することができない。</p>

<p>新株予約権の譲渡に関する事項 ※1</p>	<p>譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の数（個）」に準じて決定する。 iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に上記iii)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 v) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）」に準じて決定する。 vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 viii) 新株予約権の取得条項および行使条件 上記「新株予約権の行使の条件」のほか、発行要項で定める「新株予約権の取得条項」に準じて組織再編行為の際に当社の取締役会で決定する。

※1 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

※2 租税特別措置法第29条の2第1項第1号に定める期間（新株予約権にかかる付与決議の日後2年を経過した日から当新株予約権の行使期間について、当該付与決議の日後10年を経過する日まで）の範囲内で、2023年3月25日から2031年3月24日までとする。但し、権利行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1.25株であります。

但し、新株予約権の決議日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織再編を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の決議日後、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、決議日後に、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込価額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替える。

3. i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i)記載の資本金等増加限度額から上記i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。新株予約権の割当日後、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

4. 新株予約権の取得条項

i) 以下の①、②および③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約、又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画承認の議案

ii) 以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、当社は無償で新株予約権の全部を取得することができる。

- ① 新株予約権者が当社又は関係会社の取締役等の地位を喪失した場合（但し、上記新株予約権の行使の条件i)①乃至④記載の理由による場合、および同iii)記載のとおり新株予約権者が死亡した場合で新株予約権者の法定相続人の内1名が新株予約権の全部を相続した場合を除く。）。
- ② 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。
- ③ 新株予約権者が破産宣告を受けた場合。
- ④ 新株予約権者が関係法令、当社もしくは関係会社の社内規則等に違反した場合、又は当社もしくは関係会社に対する背信行為があったと認められる場合。
- ⑤ 新株予約権者が別途当社との間で締結する新株予約権引受契約書の規定に違反した場合。

iii) 当社は、新株予約権の行使の条件の一部又は全部を満たさないため行使することができなくなった新株予約権については、取締役会が別途定める日に、これを無償で取得することができる。

5. 端数処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

6. 新株予約権証券の発行

当社は新株予約権証券を発行しない。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2022年9月5日 (注) 1	普通株式 △45,000,000 A種種類株式 △30,000,000 B種種類株式 △15,600,000	普通株式 15,000,000 A種種類株式 10,000,000 B種種類株式 5,200,000	—	30,200,000	—	30,200,000
2022年9月6日 (注) 2	普通株式 18,666,666	普通株式 33,666,666 A種種類株式 10,000,000 B種種類株式 5,200,000	—	30,200,000	—	30,200,000
2022年9月6日 (注) 3	A種種類株式 △10,000,000 B種種類株式 △5,200,000	普通株式 33,666,666	—	30,200,000	—	30,200,000
2023年4月1日 ～ 2023年7月30日 (注) 4	1,616,860	35,283,526	1,859,637	32,059,637	1,859,637	32,059,637
2023年7月31日 (注) 5	7,515	35,291,041	73,120	32,132,758	73,120	32,132,758
2023年8月1日 ～ 2023年12月31日 (注) 4	356,615	35,647,656	419,107	32,551,866	419,107	32,551,866
2024年1月1日 (注) 6	142,590,624	178,238,280	—	32,551,866	—	32,551,866
2024年1月2日 ～ 2024年3月31日 (注) 4	449,125	178,687,405	104,506	32,656,373	104,506	32,656,373
2024年4月1日 ～ 2024年7月30日 (注) 4	447,050	179,134,455	102,858	32,759,231	102,858	32,759,231
2024年7月31日 (注) 7	41,050	179,175,505	79,452	32,838,683	79,452	32,838,683

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2024年8月1日 ～ 2025年3月31日 (注) 4	580,900	179,756,405	132,026	32,970,710	132,026	32,970,710
2025年4月1日 ～ 2026年3月31日 (注) 4	212,225	179,968,630	49,326	33,020,036	49,326	33,020,036

- (注) 1. 普通株式、A種種類株式およびB種種類株式について、それぞれ4株につき1株の割合で行った株式併合によるものであります。
2. A種種類株主である株式会社日本政策投資銀行より株式取得請求権の行使を受けたことにより、2022年9月6日付でその全てのA種種類株式を自己株式として取得し、対価としてA種種類株式1株につき普通株式1,346,666株を交付しております。また、B種種類株主である富士通株式会社およびパナソニックホールディングス株式会社よりそれぞれ株式取得請求権の行使を受けたことにより、2022年9月6日付でその全てのB種種類株式を自己株式として取得し、対価としてB種種類株式1株につき普通株式1株を交付しております。
3. 当社が取得したA種種類株式およびB種種類株式について、2022年8月31日付の取締役会決議により、2022年9月6日付で会社法第178条に基づき全て消却しております。
4. 新株予約権の行使による増加であります。また、2026年4月1日から2026年5月31日までの間に、新株予約権の権利行使により、発行済株式総数が9,375株、資本金および資本準備金がそれぞれ2,404千円増加しております。
5. 譲渡制限付株式報酬（事後交付型株式報酬）として新株式を発行しております。
発行価格 19,460円
資本組入額 9,730円
割当先 当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）5名、当社の取締役を兼務しない執行役員6名および当社の使用人1名
6. 株式分割（1：5）によるものであります。
7. 譲渡制限付株式報酬（事後交付型株式報酬）として新株式を発行しております。
発行価格 3,871円
資本組入額 1,936円
割当先 当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）5名、当社の取締役を兼務しない執行役員7名および当社の使用人1名

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府およ び地方公 共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	28	62	691	347	652	75,273	77,053	—
所有株式数 (単元)	—	585,228	55,347	56,319	492,783	4,665	602,975	1,797,317	236,930
所有株式数 の割合 (%)	—	32.56	3.07	3.13	27.41	0.25	33.54	100.00	—

(注) 自己株式3,476,869株は、「個人その他」に34,768単元、「単元未満株式の状況」に69株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	38,787,600	21.97
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	15,766,200	8.93
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505301 (常任代理人 みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南二丁目15番1号)	4,882,724	2.76
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号)	2,479,645	1.40
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE UK UCITS CLIENTS NON LENDING 10PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 セキュリティー・サービス・オペレーションズ部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	2,338,900	1.32
HSBC-FUND SERVICES CLIENTS A/C 500 (常任代理人 香港上海銀行東京支店 セキュリティー・サービス・オペレーションズ部)	1 QUEEN'S ROAD CENTRAL HONG KONG (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	2,203,500	1.24
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南二丁目15番1号)	2,149,288	1.21
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U. S. A. (東京都千代田区大手町一丁目9番7号)	1,893,854	1.07
HSBC HONG KONG-TREASURY SERVICES A/C ASIAN EQUITIES DERIVATIVES (常任代理人 香港上海銀行東京支店 セキュリティー・サービス・オペレーションズ部)	1 QUEEN'S ROAD CENTRAL. HONG KONG (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,871,300	1.06
MORGAN STANLEY & CO. LLC (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U. S. A. (東京都千代田区大手町一丁目9番7号)	1,683,667	0.95
計	—	74,056,678	41.96

(注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

2. 当社は自己株式3,476,869株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 株券等の大量保有の状況に関する報告書が公衆の縦覧に供されていますが、2026年3月31日現在における実質保有状況が確認できないため、「大株主の状況」の表には含めていません。報告書の主な内容は次のとおりです。なお、当社は、2024年1月1日付で株式分割を行っており、報告義務発生日が当該株式分割の効力発生日より前の報告書は、当該株式分割前の保有株券等の数が記載されています。

保有者	キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー (Capital Research and Management Company)
報告義務発生日	2023年12月15日
保有株券等の数	1,716,018株
保有割合	4.82%

保有者	プリンシパル・グローバル・インベスターズ・エルエルシー (Principal Global Investors, LLC)
報告義務発生日	2025年2月14日
保有株券等の数	395,100株
保有割合	0.22%

保有者	ブラックロック・ジャパン株式会社 他8名
報告義務発生日	2025年4月30日
保有株券等の数	12,083,400株
保有割合	6.72%

保有者	野村証券株式会社 他2名
報告義務発生日	2026年3月13日
保有株券等の数	15,183,630株
保有割合	8.44%

保有者	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 他1名
報告義務発生日	2026年5月15日
保有株券等の数	12,200,000株
保有割合	6.78%

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 3,476,800	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 176,254,900	1,762,549	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 236,930	—	—
発行済株式総数	179,968,630	—	—
総株主の議決権	—	1,762,549	—

- (注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、役員報酬 B I P 信託が保有する当社株式 506,300 株 (議決権 5,063 個) および株式付与 E S O P 信託が保有する当社株式 705,700 株 (議決権 7,057 個) 含まれております。なお、役員報酬 B I P 信託の議決権 5,063 個は、議決権不行使となっております。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式 69 株が含まれております。

② 【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社 ソシオネクスト	横浜市港北区新横浜二丁目10番23	3,476,800	—	3,476,800	1.93

- (注) 1. 2026年3月31日現在の自己株式は、3,476,869株であります。
2. 「自己名義所有株式数」には、役員報酬 B I P 信託に係る信託口および株式付与 E S O P 信託に係る信託口が所有する株式は含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

(役員報酬B I P信託)

①本制度の概要

本制度は、当社が拠出する当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）および所定の要件を満たす執行役員（対象取締役とあわせた総称を、以下「対象取締役等」という。）の報酬額を原資として、信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて対象取締役等に当社株式の交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付を行う株式報酬制度です。

②対象取締役等に取得させる予定の株式の総数

2026年3月31日時点で、株式付与B I P信託（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）が当社株式506,300株を保有しております。

③本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲 対象取締役等のうち、受益者要件を充足する者

(株式付与E S O P信託)

①本制度の概要

本制度は、当社（当社米国子会社）が拠出する金銭を原資として、信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて当社米国子会社の限定された従業員（以下、「対象従業員」という。）に当社株式の交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付を行う従業員インセンティブ・プランです。

②対象従業員に取得させる予定の株式の総数

2026年3月31日時点で、株式付与E S O P信託（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）が当社株式705,700株を保有しております。

③本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲 対象従業員のうち、受益者要件を充足する者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得および会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価格の総額 (円)
取締役会 (2025年4月28日) での決議状況 (取得期間 2025年4月30日～2025年5月30日)	4,400,000	5,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	2,722,400	4,999,835,279
残存決議株式の総数および価額の総額	1,677,600	164,721
当事業年度の末日現在の未行使割合	38.1	0.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合 (%)	38.1	0.0

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価格の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	25	56,875
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転 を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)	50,983	140,075,788	-	-
保有自己株式数	3,476,869	-	3,476,869	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含めておりません。

2. 当事業年度および当期間の保有自己株式数には、「役員報酬BIP信託」および「株式付与ESOP信託」の信託資産として、信託が保有する株式1,212,000株は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、中長期的に企業価値を高めるとともに、株主の皆さまに利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置づけております。将来の成長に必要な先行開発投資と、顧客への信用としての確固とした財務基盤の維持のバランスに配慮しつつ、連結配当性向40%程度を目安に安定的な配当の実施を目指してまいります。加えて、中期的には成長投資と強固な財務基盤を維持しながら、さらなる株主利益と資本効率の向上に向けて、総還元性向50%程度を目安に株主還元を促進してまいります。

また、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨および毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としております。

当期の期末配当金は、当該方針に基づき、2026年5月19日開催の取締役会において、1株当たり25円とすることを決議いたしました（支払開始日：2026年6月4日）。

なお、2025年9月30日を基準日として1株につき25円の中間配当金をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、中間配当金25円と期末配当金25円を合わせた1株当たり50円となりました。

[ご参考] 年間配当金の状況

決算期	配当金の総額（百万円）	1株当たり年間配当額（円）
第12期（2026年3月期）当期（注）1	8,823	50
第11期（2025年3月期）	8,928	50
第10期（2024年3月期）	8,557	48（注）2

- (注) 1. 当期において、配当金総額と自己株式取得額の合計が当期純利益に占める割合（いわゆる総還元性向）は158.3%であります。
2. 2024年1月1日付で実施した株式分割について、2024年3月期の期首に実施したと仮定して、1株あたり配当額を算定しています。
3. 当期を含む過去3年間の当期純利益（連結）の合計額に対して、当期を含む過去3年間の配当金総額が占める割合は48.3%、当期を含む過去3年間の配当金総額と自己株式取得額の合計額が占める割合（3年間累計でのいわゆる総還元性向）は66.7%であります。
4. 上記の配当金の総額には、役員報酬B I P信託および株式付与E S O P信託が所有する当社株式に対する配当金60百万円が含まれております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会的責任を有する企業としての経営の重要性を認識し、意思決定の透明性・公平性を確保するための組織体制や仕組みの整備を実行し、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの信頼関係を構築していくことを、経営上の最も重要な課題の1つとして位置づけています。このため、コーポレートガバナンス・コードの実践と継続的な改善により、企業価値の向上と持続的な成長を目指しています。

②企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

<取締役会>

取締役会は、取締役会規則に定められた重要な業務執行に関する事項や法令に定められた事項を決議するとともに、業務執行の状況を逐次、監督しております。また、複数の多様な分野の専門家を独立社外取締役に迎えて、業務執行の監督機能の強化や適切な助言等実効性ある体制の整備を図っております。取締役会は原則として月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

なお、取締役会は「グループ決裁権限・関係会社管理規程」に基づき、経営執行の権限の一部を、CEOを議長とし、各部門を統括する執行役員等で構成する経営委員会に委譲しています。

取締役会は、提出日（2026年6月23日）現在、社内取締役3名および独立社外取締役6名の計9名から構成されており、過半数を独立社外取締役に占めております。

代表取締役会長兼CEO 肥塚雅博（議長）

代表取締役社長兼COO 吉田久人

社内取締役 米山優

筆頭独立社外取締役 鈴木正俊

独立社外取締役 笠野さち子、西畑一宏、市川育義、米田紀子、阿南剛（注）

（注）監査等委員である取締役池本守正氏が2026年4月26日に逝去のため監査等委員である取締役を退任し、2025年6月26日開催の第11回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されていた阿南剛氏が2026年4月26日付で当社の監査等委員である取締役に就任しております。

※当社は、2026年6月25日開催予定の定時株主総会議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」および「監査等委員である取締役1名選任の件」を提案しており、この2つの議案が承認可決されると、当社の取締役は9名（うち独立社外取締役6名）となります。また、当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会の決議事項として「代表取締役選定の件」、「役付取締役選定の件」および「CEO選定の件」が付議される予定であり、この3つの議案が承認可決された場合の取締役会は社内取締役3名および独立社外取締役6名の計9名から構成されており、過半数を独立社外取締役に占めております。

代表取締役会長兼CEO 肥塚雅博（議長）

代表取締役社長兼COO 吉田久人

社内取締役 米山優

筆頭独立社外取締役 鈴木正俊

独立社外取締役 笠野さち子、西畑一宏、市川育義、米田紀子、川島繁雄

<取締役会の多様性に関する考え方等>

当社では、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示しております。

監査等委員でない取締役の候補者は、独立社外取締役に過半数を占める指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定されます。

監査等委員である取締役の候補者は、独立社外取締役に過半数を占める指名・報酬委員会の答申に基づき、監査等委員会の同意を経たうえで、取締役会において決定されます。

<独立社外取締役の独立性判断基準および資質>

当社では、監査等委員を含む独立社外取締役の選任にあたっては、指名・報酬委員会で独立性に関する基準および方針との適合性について審議し、その結果を取締役に答申し、取締役会において審議したうえで決議することとしております。

当社が採用・制定した独立性基準は、会社法の定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立役員の要件に基づいております。

<監査等委員会>

監査等委員会は、持続的な企業価値の向上に向けて、取締役の職務執行の適法性や妥当性に関する監査を行い、企業の健全性を確保し、株主の共同の利益のために行動します。重要な会議への出席や会計監査人および監査部との連携強化により監査・監督機能の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を1名選定しております。また、独立社外取締役が委員長を担っております。監査等委員会は、原則として月1回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催しております。

監査等委員会は、提出日（2026年6月23日）現在、3名の取締役（うち、3名が独立社外取締役）で構成されており、全員が独立社外取締役です。

（委員長）独立社外取締役 市川育義（常勤）

（委員）独立社外取締役 米田紀子、阿南剛（注）

（注）監査等委員である取締役池本守正氏が2026年4月26日に逝去のため監査等委員である取締役を退任し、2025年6月26日開催の第11回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されていた阿南剛氏が2026年4月26日付で当社の監査等委員である取締役に就任しております。

※当社は、2026年6月25日開催予定の定時株主総会議案（決議事項）として「監査等委員である取締役1名選任の件」を提案しており、この議案が承認可決されたのち、当該定時株主総会の直後に開催が予定されている監査等委員会の決議事項として「常勤監査等委員選定の件」が付議される予定であり、この議案が承認可決された場合の監査等委員会は、3名の取締役（うち、3名が独立社外取締役）で構成され、全員が独立社外取締役となります。

（委員長）独立社外取締役 市川育義

（委員）独立社外取締役 米田紀子、川島繁雄（常勤）

<指名・報酬委員会>

指名・報酬委員会は、取締役会決議により、取締役の中から選任された委員によって構成され、監査等委員でない取締役・執行役員の選任および報酬等、並びに監査等委員である取締役の選任についての透明性の向上などに努めることを目的に、取締役会の任意の諮問機関として設置しております。指名・報酬委員会では、取締役会の諮問を受け、監査等委員でない取締役・執行役員の選任や報酬等、および監査等委員である取締役の選任について答申を行っております。取締役・執行役員の人事に関する選任基準・方針を策定し候補者を審議し、監査等委員でない取締役・執行役員の報酬に関する方針を策定し報酬水準を審議します。独立した視点を取り入れるため、筆頭独立社外取締役が委員長を担うとともに、提出日（2026年6月23日）現在、委員の4分の3を独立社外取締役で構成しております。

（委員長）筆頭独立社外取締役 鈴木正俊

（委員）独立社外取締役 笠野さち子、西畑一宏

代表取締役会長兼CEO 肥塚雅博

※当社は、2026年6月25日開催予定の定時株主総会議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」および「監査等委員である取締役1名選任の件」を提案しており、この2つの議案が承認可決されたのち、当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会の決議事項として「代表取締役選定の件」、「役付取締役選定の件」および「CEO選定の件」が付議される予定であり、この3つの議案が承認可決された場合の指名・報酬委員会は委員の4分の3を独立社外取締役で構成しております。

（委員長）筆頭独立社外取締役 鈴木正俊

（委員）独立社外取締役 笠野さち子、西畑一宏

代表取締役会長兼CEO 肥塚雅博

<社外役員会議>

社外役員会議は、社外取締役が経営の意思決定に必要な情報を収集し共有を図るとともに、取締役会への意見や議論の必要性等についての意見交換をするために、毎月開催しております。筆頭独立社外取締役が議長を務めております。社外役員会議は提出日（2026年6月23日）現在、独立社外取締役全員で構成され、必要に応じて代表取締役会長兼CEOが参加します。

筆頭独立社外取締役 鈴木正俊（議長）

独立社外取締役 笠野さち子、西畑一宏、市川育義、米田紀子、阿南剛（注）

代表取締役会長兼CEO 肥塚雅博

(注) 監査等委員である取締役池本守正氏が2026年4月26日に逝去のため監査等委員である取締役を退任し、2025年6月26日開催の第11回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されていた阿南剛氏が2026年4月26日付で当社の監査等委員である取締役に就任しております。

※当社は、2026年6月25日開催予定の定時株主総会議案(決議事項)として「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」および「監査等委員である取締役1名選任の件」を提案しており、この2つの議案が承認可決されたのち、当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会の決議事項として「代表取締役選定の件」、「役付取締役選定の件」および「CEO選定の件」が付議される予定であり、この3つの議案が承認可決された場合の社外役員会議は独立社外取締役全員で構成され、必要に応じて代表取締役会長兼CEOが参加します。

筆頭独立社外取締役 鈴木正俊(議長)

独立社外取締役 笠野さち子、西畑一宏、市川育義、米田紀子、川島繁雄

代表取締役会長兼CEO 肥塚雅博

<筆頭独立社外取締役>

当社では、独立社外取締役の中から筆頭独立社外取締役を選定しています。

筆頭独立社外取締役の役割は、経営陣と独立社外取締役との間の連絡役を務め、両者の対話を促進させることです。また、定例取締役会の議題の決定に参画するとともに、必要な場合は社外役員会議を招集し会議の議題を決定して議長を務め、その審議結果を経営陣または取締役に伝えて議論を促すこと等を行います。

筆頭独立社外取締役 鈴木正俊

<経営委員会>

経営委員会は、取締役会の権限委譲の決定に基づき、当社グループの経営執行における重要事項および取締役に付議すべき重要事項の審議、決定を行います。経営委員会は、原則として毎週1回開催しており、以下のメンバーにより構成されます。

CEO、執行役員、CEOが指名した組織責任者等

<リスク・コンプライアンス委員会>

リスク・コンプライアンス委員会は、当社グループの情報セキュリティ、コンプライアンス、災害等のリスクについて、リスクの把握、分析、対策等について討議を行っております。なお、ビジネスリスク(事業環境、戦略、財務、労務、サプライチェーンリスク)については経営委員会で討議します。リスク・コンプライアンス委員会は四半期毎に開催しており、以下のメンバーにより構成されます。

委員長 CEO、委員 執行役員、CEOが指名した組織責任者等

<監査部>

監査部は、CEOの直下に設置されており、当社グループにおける経営諸活動の全般にわたる内部統制の整備状況および業務の遂行状況について内部監査を実施します。監査部の監査計画はCEOおよび監査等委員会により承認され、監査部による監査の結果はCEOおよび監査等委員会に報告されます。また、監査等委員会が、必要に応じて監査部に指示を行うことができることとしております。

b. 当該体制を採用する理由

当社は、中長期での企業価値向上を図るため、監査等委員会設置会社によるコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

・監督機能の強化

独立社外取締役を含む取締役会による監督と過半数の委員が独立社外取締役である監査等委員会による監査・監督により、業務執行に対する監督機能を強化します。

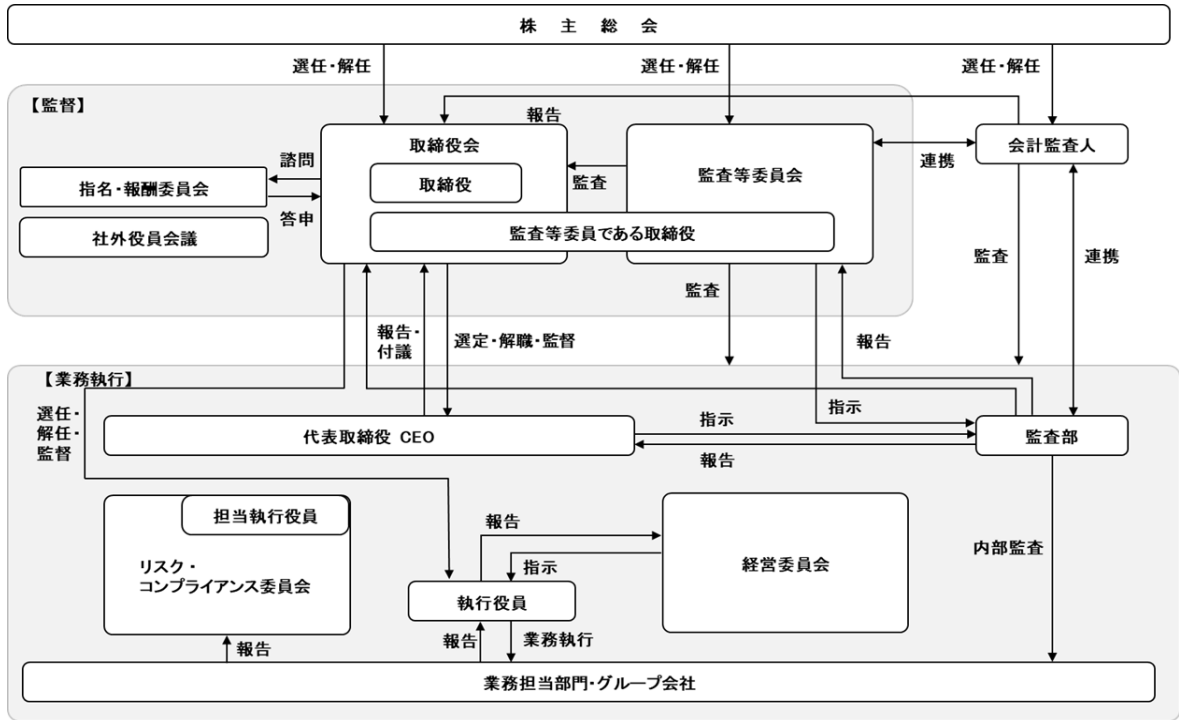
・経営の透明性の確保

取締役の3分の1以上を独立社外取締役とすることや、過半数の委員が独立社外取締役である指名・報酬委員会が役員の指名と報酬に関する答申を取締役にを行うこと等により、経営の透明性を確保いたします。

・意思決定の迅速化

取締役会は経営の方向性を示し重要な意思決定と業務執行の監督を行うことに注力し、CEOと執行役員に対して業務執行の権限を委譲することにより、迅速な意思決定による事業の推進と企業価値の拡大を目指します。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりです。
 <コーポレート・ガバナンス体制の模式図>



③企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備・運用の状況

当社グループの内部統制システムの整備・運用状況の概要は、次のとおりです。

◆内部統制システム整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するために、当社および子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）の内部統制システムを以下のとおり整備する。

◆整備・運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の当期における運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 役員および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

◇体制

- ① 当社は、「CSR基本方針」および「コンプライアンス規範」等の社内規程を制定し、当社グループの役員および従業員に周知し遵守させることにより、法令・定款遵守を含むコンプライアンスの推進に取り組む。
- ② 当社は、当社グループの事業活動にかかる法規制等を明確化し、それらの遵守のために必要な社内ルールの制定、教育の実施、監視体制の整備を行う。
- ③ 当社グループの役員および従業員は、当社グループの事業活動に関連して、重大なコンプライアンス違反のおそれのある事実を認識した場合は、直ちに業務ラインを通じてその事実を当社の取締役会および監査等委員会に通知する。
- ④ 当社は、コンプライアンス問題の早期発見を可能とするため、通報者の保護体制等を確保したうえで、当社グループの役員および従業員からの内部通報の窓口を社内外に設置する。
- ⑤ 当社は、取締役会において当社グループの職務の執行者から職務執行状況の報告を定期的を受け、職務の執行においてコンプライアンス違反がないことを確認する。
- ⑥ 当社は、当社グループの業務の執行状況を確認し、法令・定款等の遵守の確保と業務効率化のための改善を図るため、内部監査を実施する。

◇整備・運用状況の概要

- ・ 「CSR基本方針」および「コンプライアンス規範」などの社内規程を社内ポータルサイトに掲載して周知するとともに、役員に対するコンプライアンス研修、役員および従業員に対するeラーニングおよび部門ごとの教育を実施し、法令・定款遵守を含むコンプライアンスの推進に取り組んでいます。
- ・ リスク・コンプライアンス委員会のもと、部門ごとにリスク・コンプライアンス責任者を設置し、コンプライアンス体制の強化を図っています。
- ・ eラーニングを活用し、役員および従業員に対して情報セキュリティ、インサイダー取引防止、ハラスメント防止、環境、購買取引、安全保障輸出関連法令等に関する各種コンプライアンス教育を実施しています。
- ・ コンプライアンス違反のおそれのある事実を認識した当社グループの役員および従業員はライン長に報告し、その内容は取締役会および監査等委員会に報告されることとしています。
- ・ グローバルな内部通報制度を構築・運用しており、利用ルールを周知しています。また、通報者に対して不利益な扱いや報復行為を行うことを禁止し、通報者の保護を図っています。
- ・ 取締役会において当社グループの職務の執行者から職務執行状況の報告を定期的を受け、職務の執行においてコンプライアンス違反がないことを確認しています。
- ・ 監査部による内部監査を実施し、当社グループの業務の執行状況の確認、および法令・定款等の遵守の確保と業務効率化のための改善を行っています。

⑦ 当社グループは、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たず、外部専門機関と連携して組織的に対応する。

- ・ 反社会的勢力との取引を防止するため、当社グループの業務プロセスにおける必須の対応として取引の適切性の確認を実施しています。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

◇体制

① 当社は、取締役の職務執行にかかる文書およびその他の重要な情報について、「重要文書管理規程」に基づき、保管責任者を定め、保管方法を定め、適切に保存および管理を行う。

② 当社は、職務の執行状況を確認するための文書を取締役が常時閲覧できる体制を整備する。

◇整備・運用状況の概要

- ・ 「重要文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、経営委員会議事録、稟議書等の重要な文書および情報について、保管責任者および保管方法を定め、適切に保存および管理を行っています。
- ・ 取締役が職務の執行状況を確認するための文書を常時閲覧することができる体制を構築しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

◇体制

① 当社は、「リスクマネジメント規程」に基づき、当社グループのリスクマネジメント体制を構築する。経営全般に関するリスクマネジメントは経営委員会が行い、災害・事故、コンプライアンス、情報セキュリティ等に関するリスクマネジメントはリスク・コンプライアンス委員会が行う。

② 当社は、当社グループに損失を与えるリスクを組織的かつ継続的に抽出・評価し、抽出されたリスクごとに担当する役員を任命して責任体制を明確にしたうえで、対策の作成と実行を推進する。また、リスクが顕在化した場合には、当社は発生する損失を最小限にとどめるための活動を行う。

③ 当社は、「BCP（事業継続計画）／BCM（事業継続マネジメント）規程」に基づき、責任体制を明確にしたうえで、当社グループや取引先における災害等の不測の事態に備えることとし、当社グループの事業継続を図るための活動を行う。

④ 当社は、「情報セキュリティ規程」に基づき、責任体制を明確にしたうえで、当社グループの情報セキュリティに関する具体的な施策を実施する。

◇整備・運用状況の概要

- ・ 「取締役会規則」、「経営委員会規程」のほか、「リスクマネジメント規程」を定め、グローバルなリスク管理体制を整備しています。
- ・ リスクマネジメントプロセスを構築し、定期的に経営委員会にて全社リスクレビューを実施する体制としており、本プロセスを通して最新のリスク状況の把握、各リスクを担当する役員の任命、リスクに対する施策や対策の立案、進捗状況の確認を実施しています。
- ・ リスク・コンプライアンス委員会において、第三者による情報セキュリティ体制の脆弱性検証などを踏まえ、情報セキュリティインシデントおよびサイバーセキュリティに関する報告と対策の状況等の進捗確認を行うとともに、法令違反等が発生していないかの確認を実施しています。
- ・ BCP／BCMの取り組みとして、平時から方針に基づきマニュアルを整備し、BCP訓練を行う等継続的な活動を行っています。
- ・ 情報セキュリティ体制のさらなる強化のため、情報セキュリティ推進室を中心として、グループ全体で情報セキュリティのルール整備を推進するとともに、多要素認証の導入、役員および従業員への情報セキュリティ教育、標的型攻撃メールに対する訓練等、さまざまな情報セキュリティの施策を実施しました。

⑤ 当社は、当社グループのリスクマネジメントの活動状況を定期的に取り締役に報告する。

・ 経営委員会およびリスク・コンプライアンス委員会の活動状況を定期的および随時に取締役会に報告しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

◇体制

① 当社は、経営の監督機能と執行機能を分離し、取締役会は経営の基本方針および重要な業務執行等を決定するとともに執行機能の監督を行う。当社は、執行役員制度を導入し、CEOおよび執行役員は業務の執行機能を担う。また、執行機能において効率的に多面的な検討を行うために経営委員会を設置し、経営戦略および業務執行に関する重要事項を審議し決定する。

◇整備・運用状況の概要

・ 取締役は、取締役会において経営上の重要な意思決定を迅速に行うとともに、職務執行の監督を行っています。また、取締役会付議案件のうち経営上の重要事項については、事前に経営委員会において議論・検討を行うことで、審議の充実を図っています。さらに、執行役員制度の導入により、業務執行の迅速化を図っています。

・ 具体的には、以下のマネジメント等により、取締役の職務の執行に関する効率化を進めています。

- 「Solution SoC」のビジネスモデル・事業領域の明確化および成長分野への事業変革・リソースシフトを推進し、ビジネスの拡大と成長に向けたグローバル大型商談や開発に注力しています。また、標準開発プロセスの策定・実践等の開発プロセスの見直し・改善や、海外開発拠点の本格的な稼働の開始、開発業務のAIツール導入など、グローバルな事業拡大を支えるための開発リソースを強化しています。
- 効率的かつ迅速な開発を可能とするため、エンジニアスキルや開発リソースの可視化を推進し、タイムリーなリソースアサインを可能とする体制構築・運用を進めています。また、開発リソースをより強固なものとするため、エンジニアのレベルに応じた教育プログラムを策定・実践しています。
- 広報IRやSRの機能の見直し・改善等、上場企業としての職務執行体制のさらなる強化を進めています。また、サステナビリティに関連する業務プロセスの構築・運用・情報開示を推進し、ステークホルダーからの評価および当社プレゼンスの向上に取り組んでいます。

<p>② 当社は、「ソシオネクストグループ決裁権限・関係会社管理規程」、「組織・職務分掌規程」等により当社グループの役員および従業員の職務権限と子会社の役員および従業員から当社への報告義務について明確にする。</p>
<p>③ 当社は、事業に関するビジネスプロセスの基本事項を定めることにより、当社グループの事業が効率的かつ適法に行われる体制を構築する。</p>
<p>④ 当社は、当社グループにおける内部統制体制の整備と業務プロセスの改革を継続的に推進する。</p>
<p>⑤ 当社は、経営方針を当社グループ内に周知するとともに、毎年3月に次年度およびそれ以降の期間を含む事業計画を策定する。また、毎月の取締役会において、決算および業務執行の状況等の報告を行うことにより、経営に関する目標の達成状況を監視・監督する。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 「経営委員会規程」および「ソシオネクストグループ決裁権限・関係会社管理規程」に基づき、当社グループの事業活動にかかる重要事項を経営委員会における承認事項、報告事項として定め、運用しています。また、当社グループ会社の社長は経営委員会の構成員等に対して、毎月事業報告を行っています。 ・ 当社の役員および従業員を当社グループ会社の役員として配置して、業務遂行体制の整備に関する指導、支援、監督を強化し、また、当社グループ全体に適用する規範を制定し当社グループの管理体制を強化しています。 ・ ビジネスプロセスの基本事項を定めることにより、当社グループの事業が効率的かつ適法に行われる体制を構築しています。また、ビジネスプロセスに関する内部監査を実施し、必要に応じて是正活動を行うとともに、継続的な改善を図っています。 ・ 監査部は、当社グループ全体に関する内部監査を実施し、「ソシオネクストグループ決裁権限・関係会社管理規程」、およびビジネスプロセスのルールに則った職務の執行が行われていることを確認しています。 ・ 当社グループは、毎年3月に次年度およびそれ以降の期間を含む事業計画を策定し、四半期毎のマネジメントに加え、複数年度での経営指標・目標に関するマネジメントを実施しています。この仕組みの中で、商談獲得・売上計画の実現性の確認、包括的な原価・粗利益改善の推進、市場戦略のアップグレードと商談・アカウントリードでの先行開発投資の妥当性の確認、SCMのグローバル化/効率化、コーポレートのグローバル化/効率化等を進めるとともに、事業活動を支えるIT基盤の構築・強化に取り組んでいます。これらの取り組みの状況は、毎月の取締役会に報告されています。
--

(5) 監査等委員会の職務の補助者に関する事項および当該補助者の取締役からの独立性並びに当該補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

◇体制

<p>① 当社は、監査等委員会の職務の補助者を置くこととし、監査等委員会の要求する能力・知見を有する適切な人材を配置する。</p>
<p>② 当社は、前項の補助者の独立性および監査等委員会による当該補助者に対する指示の実効性を確保するため、その任命・異動および報酬等人事に関する事項については監査等委員会の同意を得る。</p>

◇整備・運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は監査等委員会の職務を補助するために監査等委員会事務局を設置し、適切な人員を配置しています。 ・ 監査等委員会の補助者の任命・異動および報酬等人事に関する事項については、監査等委員会の同意を得ています。
--

③ 当社は、第1項の補助者を原則としてその他の組織と兼務させない。ただし、監査等委員会の要請により特別の専門知識を有する者を兼務させる必要が生じた場合は、前項による独立性の確保に配慮する。

- ・ 監査等委員会事務局は専任体制であり、兼務者はおりません。

(6) 監査等委員会への報告に関する体制

◇体制

- ① 当社グループの役員および従業員は、定期的に当社の監査等委員会に職務執行状況を報告するほか、監査等委員に重要な会議への出席の機会を提供する。
- ② 当社グループの役員および従業員は、経営・業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合、または事業活動の遂行に関して重大なコンプライアンス違反のおそれのある事実を認識した場合は、直ちに当社の監査等委員会に報告する。
- ③ 当社グループは、監査等委員会に前2項の報告を行ったことを理由として、当該報告を行った役員または従業員を不利に取り扱わない。

◇整備・運用状況の概要

- ・ 監査等委員会は、CEO、COO、CFOおよび執行役員等から、定期的および随時、職務執行状況に関する報告を受けています。また、監査等委員は、取締役会、経営委員会、業績報告会等重要な会議に出席するとともに、各部門への調査やヒアリングを実施し、当社取締役との意見交換等を行っています。
- ・ 当社グループの役員および従業員は、経営・業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合、または事業活動の遂行に関して重大なコンプライアンス違反のおそれのある事実を認識した場合は、直ちに当社の監査等委員会に報告することとしています。
- ・ 当社グループは、監査等委員会に対する前2項の報告を行った役員および従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利に取り扱わないこととしています。

(7) その他監査等委員会監査の実効性確保のための体制

◇体制

- ① 当社グループの役員および従業員は、監査等委員会からの要請に基づき監査等委員会と情報交換を行う。
- ② 監査部は、監査等委員会に定期的に監査の状況および結果を報告する。また、監査等委員会は、必要に応じて、監査部に指示を行うことができる。
- ③ 監査等委員会は、会計監査の計画および結果等について会計監査人から随時報告を受けるとともに、定期的に会計監査人との情報交換を行う。
- ④ 監査等委員会の職務の執行について生じる費用については、会社法第399条の2第4項に基づくものとし、当社は、同項の請求にかかる手続を定める。

◇整備・運用状況の概要

- ・ 当社グループの役員および従業員は、監査等委員会からの要請に応じて監査等委員会と情報交換を行っています。
- ・ 監査等委員会は、内部監査部門である監査部と定期的および必要に応じて、情報交換や意見交換を行う等の連携を密にして、監査等委員会監査の実効性と効率性の向上を図っています。また、監査等委員会は、必要に応じて、監査部に指示を行っています。
- ・ 監査等委員会は、会計監査人から定期的および随時報告を受け、情報交換や意見交換を行っています。
- ・ 監査等委員会の費用に関しては、監査等委員の請求に応じて、適正に精算しています。

b. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(a) 自己の株式の取得

当社は、会社法第459条第1項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは機動的に自己株式の取得を行うことを目的とするものであります。

(b) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨および毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

(c) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

c. 取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

d. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

e. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

f. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

g. 補償契約の内容の概要

当社は、取締役全員との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当社に損害を加える目的で職務を執行した場合には同項第1号の費用の返還を請求することができることや、職務の執行について悪意又は重大な過失がある場合には、同項第2号の損失を補償の対象外とすることを定めております。

h. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員および管理職等並びに当社子会社の役員および管理職等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、全ての保険料を当社が負担しており、また、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償請求を受けた場合において被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。

④取締役会および指名・報酬委員会の活動状況

a. 取締役会

取締役会は原則として月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会においては、各種方針・規程等の改定や関連書類の作成、事業戦略と経営課題、事業計画の策定と進捗状況、株主総会議案、サステナビリティ関連、開発体制の強化、重要な契約の締結、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定方針策定と個別報酬の決定、リスク・コンプライアンス関連、内部統制システムの構築と運用状況等について審議し必要な決定を行うとともに、取締役および執行役員から業務執行状況についての報告を受けました。

当事業年度における個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

職位	氏名	出席状況	
代表取締役会長	肥塚 雅博	13回／13回	(100%)
代表取締役社長	吉田 久人	13回／13回	(100%)
取締役	米山 優	13回／13回	(100%)
取締役	大槻 浩一	3回／3回	(100%)
取締役	久保 徳章	3回／3回	(100%)
筆頭独立社外取締役	鈴木 正俊	13回／13回	(100%)
独立社外取締役	笠野 さち子	13回／13回	(100%)
独立社外取締役	西畑 一宏	10回／10回	(100%)
独立社外取締役（監査等委員）	市川 育義	13回／13回	(100%)
独立社外取締役（監査等委員）	池本 守正	13回／13回	(100%)
独立社外取締役（監査等委員）	米田 紀子	13回／13回	(100%)

(注) 1. 大槻浩一氏、久保徳章氏は2025年6月26日開催の第11回定時株主総会において退任、また、西畑一宏氏は同定時株主総会において取締役に選任されたため、出席状況（出席回数/開催回数）が他の取締役と異なります。

2. 池本守正氏は2026年4月26日に逝去のため監査等委員である取締役を退任し、2025年6月26日開催の第11回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されていた阿南剛氏が2026年4月26日付で当社の監査等委員である取締役に就任しております。

b. 指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、毎事業年度において2回以上開催することとしており、当事業年度においては22回開催いたしました。

指名・報酬委員会においては、取締役会の構成、取締役および執行役員の選解任の方針、社外取締役の独立性判断基準、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の報酬等に関する事項（基本方針、個人別の報酬等の内容の決定に関する方針、個人別の報酬等の内容等）、株主総会に提案する報酬に関する議案、後継者計画等に関して審議し、取締役会に対して必要な答申を行いました。

当事業年度における個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

職位	氏名	出席状況	
委員長（筆頭独立社外取締役）	鈴木 正俊	22回／22回	(100%)
委員（独立社外取締役）	笠野 さち子	22回／22回	(100%)
委員（独立社外取締役）	西畑 一宏	17回／17回	(100%)
委員（代表取締役会長）	肥塚 雅博	22回／22回	(100%)

(注) 西畑一宏氏は2025年6月26日開催の第11回定時株主総会において取締役に選任されたため、出席状況（出席回数/開催回数）が他の取締役と異なります。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

a. 2026年6月23日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性7名 女性2名（役員のうち女性の比率22.2%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長兼 CEO	肥塚 雅博	1951年12月14日生	1974年4月 通商産業省（現 経済産業省） 入省 2010年6月 富士通株式会社 取締役執行役員専務 2013年5月 同社 取締役執行役員副会長 2014年9月 当社（準備会社） 代表取締役 2015年2月 当社 取締役 2016年4月 株式会社富士通総研（現 富士通株式会 社） 代表取締役会長 2018年4月 当社 代表取締役会長兼CEO 2022年3月 当社 代表取締役会長兼社長兼CEO 2025年6月 当社 代表取締役会長兼CEO（現任）	(注) 2	132,244
代表取締役社長兼 COO	吉田 久人	1963年11月3日生	1988年4月 松下電器産業株式会社（現 パナソニック ホールディングス株式会社） 入社 2010年4月 パナソニック株式会社（現 パナソニック ホールディングス株式会社） システ ムL S I 事業部 第一事業ディビジョン 第四開発グループ グループマネージャ ー 2015年3月 当社 第一事業本部 I o Tシステム事 業部 開発四部 部長 2021年1月 当社 グローバル開発本部 副本部長兼 S N D P推進本部 副本部長 2022年4月 当社 執行役員常務 グローバル開発本 部長 2023年6月 当社 取締役執行役員常務 グローバル 開発本部長 2024年4月 当社 取締役執行役員副社長 開発担当 2025年4月 当社 取締役兼COO兼グローバルリー ディンググループ（G L G）共同リード 2025年6月 当社 代表取締役社長兼COO兼グロー バルリーディンググループ（G L G）共 同リード（現任）	(注) 2	26,821
取締役兼EVP 兼CFO	米山 優	1962年6月20日生	1985年4月 松下電器産業株式会社（現 パナソニック ホールディングス株式会社） 入社 2013年4月 パナソニック株式会社（現 パナソニック ホールディングス株式会社） システ ムL S I 事業部 経理グループマネージャ ー 2015年3月 当社 財務経理統括部長代理 2020年7月 当社 財務経理統括部門長兼総務人事統 括部門長 2022年3月 当社 取締役 財務経理統括部門長兼 総務人事統括部門長兼知法務統括部門 長 2022年4月 当社 取締役執行役員常務 管理部門担 当 2024年4月 当社 取締役執行役員副社長兼CFO 財務・管理担当 2024年10月 当社 取締役執行役員副社長兼CFO 管理担当 2025年4月 当社 取締役兼EVP兼CFO（現任）	(注) 2	26,821

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
筆頭 独立社外取締役	鈴木 正俊	1951年10月30日生	1975年4月 日本電信電話公社(現 NTT株式会社) 入社 2008年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現株式会社NTTドコモ) 代表取締役副社長 2012年6月 株式会社ミライト・ホールディングス(現 株式会社ミライト・ワン) 代表取締役副社長 2012年10月 同社 代表取締役社長 2020年6月 同社 取締役相談役 2021年6月 当社 社外取締役 2022年3月 当社 指名・報酬委員長(現任) 2022年10月 当社 筆頭独立社外取締役(現任)	(注) 2	0
独立社外取締役	笠野 さち子	1977年4月14日生	2001年10月 弁護士登録 三宅坂総合法律事務所 入所 2016年1月 霞門総合法律事務所(現 潮見坂総合法律事務所) 開設 弁護士(現任) 2021年6月 当社 社外監査役 2022年3月 当社 社外取締役(監査等委員長) 2022年10月 当社 独立社外取締役(監査等委員長) 2023年6月 当社 独立社外取締役(現任) 2023年6月 株式会社レスターホールディングス(現株式会社レスター) 社外取締役(監査等委員)(現任) 2023年11月 株式会社ブラップジャパン 社外監査役(現任)	(注) 2	0
独立社外取締役	西畑 一宏	1957年3月16日生	1981年4月 日本電信電話公社(現 NTT株式会社) 入社 2006年6月 NTT EUROPE LTD. 代表取締役社長 2009年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(現株式会社NTTデータグループ) 執行役員 国際事業本部長 2015年6月 同社 取締役常務執行役員 2017年6月 同社 代表取締役副社長執行役員 2018年6月 同社 顧問 2020年6月 同社 代表取締役副社長執行役員 2022年10月 株式会社NTT DATA, Inc. 代表取締役社長 2024年9月 当社 顧問 2025年6月 当社 独立社外取締役(現任)	(注) 2	0
独立社外取締役 (監査等委員長・ 常勤)	市川 育義	1961年7月16日生	1985年10月 等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2018年8月 有限責任監査法人トーマツ 執行役(品質管理担当) 2020年12月 市川育義公認会計士事務所 設立 公認会計士(現任) 2022年3月 当社 社外取締役(監査等委員) 2022年10月 当社 独立社外取締役(監査等委員) 2023年6月 当社 独立社外取締役(監査等委員長) 2023年6月 大日本印刷株式会社 社外監査役(現任) 2026年4月 当社 独立社外取締役(監査等委員長・常勤)(現任)	(注) 3	0
独立社外取締役 (監査等委員)	米田 紀子	1975年6月30日生	2001年10月 弁護士登録 辰野・尾崎・藤井法律事務所 入所 2014年10月 TMI 総合法律事務所 入所 2020年7月 神戸グレース法律事務所 開設 代表弁護士(現任) 2023年3月 恵和株式会社 社外取締役(現任) 2023年6月 当社 独立社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
独立社外取締役 (監査等委員)	阿南 剛	1977年3月20日生	2001年10月 弁護士登録 森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所外国法共同事 業) 入所 2007年4月 末吉綜合法律事務所(現 潮見坂綜合法 律事務所) 開設 弁護士(現任) 2021年5月 株式会社INFORICH 社外監査役(現任) 2022年6月 株式会社エージービー 社外取締役 2026年4月 当社 独立社外取締役(監査等委員) (現任)	(注) 3	0
計					185,886

- (注) 1. 取締役 鈴木正俊氏、笠野さち子氏、西畑一宏氏、市川育義氏、米田紀子氏、阿南剛氏は、社外取締役であります。
2. 2025年6月26日開催の定時株主総会終結の時から、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2025年6月26日開催の定時株主総会終結の時から、2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 所有株式数は、2026年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
5. 取締役 笠野さち子氏の戸籍上の氏名は、柳井さち子であります。
6. 取締役(監査等委員) 米田紀子氏の戸籍上の氏名は、大島紀子であります。
7. 当社では、取締役会の監督機能の強化および執行部門への権限委譲による業務執行の迅速化を図るため、「経営の意思決定や監督機能」と「業務執行機能」とを分離し、執行役員制度を導入しております。取締役ではない執行役員(提出日現在)は以下の9名であります。なお、執行役員体制の記載は、CEO、COO、CFOを除き、開発、事業・営業、生産、コーポレートの順番としております。
- EVP Rajinder Cheema
EVP 後藤誠司
EVP 斎藤正
EVP 鎌田剛弘
EVP Marwan Majid
EVP 内藤貢
EVP 安藤慎一
EVP 林豊
EVP 中島弘雅
8. 監査等委員である取締役池本守正氏が2026年4月26日に逝去のため監査等委員である取締役を退任し、2025年6月26日開催の第11回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されていた阿南剛氏が2026年4月26日付で当社の監査等委員である取締役に就任しております。

- b. 2026年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」および「監査等委員である取締役1名選任の件」を提案しており、当議案が承認可決されると、当社の役員の状況は、以下のとおりとなる予定です。

なお、当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会および監査等委員会の決議事項の内容（役職等）も含めて記載しています。

男性7名 女性2名（役員のうち女性の比率22.2%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長兼 CEO	肥塚 雅博	1951年12月14日生	1974年4月 通商産業省（現 経済産業省） 入省 2010年6月 富士通株式会社 取締役執行役員専務 2013年5月 同社 取締役執行役員副会長 2014年9月 当社（準備会社） 代表取締役 2015年2月 当社 取締役 2016年4月 株式会社富士通総研（現 富士通株式会社） 代表取締役会長 2018年4月 当社 代表取締役会長兼CEO 2022年3月 当社 代表取締役会長兼社長兼CEO 2025年6月 当社 代表取締役会長兼CEO（現任）	(注) 2	132,244
代表取締役社長兼 COO	吉田 久人	1963年11月3日生	1988年4月 松下電器産業株式会社（現 パナソニックホールディングス株式会社） 入社 2010年4月 パナソニック株式会社（現 パナソニックホールディングス株式会社） システムLSI事業部 第一事業ディビジョン 第四開発グループ グループマネージャー 2015年3月 当社 第一事業本部 IoTシステム事業部 開発四部 部長 2021年1月 当社 グローバル開発本部 副本部長兼SNDP推進本部 副本部長 2022年4月 当社 執行役員常務 グローバル開発本部長 2023年6月 当社 取締役執行役員常務 グローバル開発本部長 2024年4月 当社 取締役執行役員副社長 開発担当 2025年4月 当社 取締役兼COO兼グローバルリーディンググループ（GLG）共同リード 2025年6月 当社 代表取締役社長兼COO兼グローバルリーディンググループ（GLG）共同リード（現任）	(注) 2	26,821
取締役兼EVP 兼CFO	米山 優	1962年6月20日生	1985年4月 松下電器産業株式会社（現 パナソニックホールディングス株式会社） 入社 2013年4月 パナソニック株式会社（現 パナソニックホールディングス株式会社） システムLSI事業部 経理グループマネージャー 2015年3月 当社 財務経理統括部長代理 2020年7月 当社 財務経理統括部門長兼総務人事統括部門長 2022年3月 当社 取締役 財務経理統括部門長兼総務人事統括部門長兼知財法務統括部門長 2022年4月 当社 取締役執行役員常務 管理部門担当 2024年4月 当社 取締役執行役員副社長兼CFO 財務・管理担当 2024年10月 当社 取締役執行役員副社長兼CFO 管理担当 2025年4月 当社 取締役兼EVP兼CFO（現任）	(注) 2	26,821

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
筆頭 独立社外取締役	鈴木 正俊	1951年10月30日生	1975年4月 日本電信電話公社（現 NTT株式会社）入社 2008年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現株式会社NTTドコモ）代表取締役副社長 2012年6月 株式会社ミライト・ホールディングス（現 株式会社ミライト・ワン）代表取締役副社長 2012年10月 同社 代表取締役社長 2020年6月 同社 取締役相談役 2021年6月 当社 社外取締役 2022年3月 当社 指名・報酬委員長（現任） 2022年10月 当社 筆頭独立社外取締役（現任）	(注) 2	0
独立社外取締役	笠野 さち子	1977年4月14日生	2001年10月 弁護士登録 三宅坂総合法律事務所 入所 2016年1月 霞門総合法律事務所（現 潮見坂総合法律事務所）開設 弁護士（現任） 2021年6月 当社 社外監査役 2022年3月 当社 社外取締役（監査等委員長） 2022年10月 当社 独立社外取締役（監査等委員長） 2023年6月 当社 独立社外取締役（現任） 2023年6月 株式会社レスターホールディングス（現株式会社レスター）社外取締役（監査等委員）（現任） 2023年11月 株式会社ブラップジャパン 社外監査役（現任）	(注) 2	0
独立社外取締役	西畑 一宏	1957年3月16日生	1981年4月 日本電信電話公社（現 NTT株式会社）入社 2006年6月 NTT EUROPE LTD. 代表取締役社長 2009年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（現株式会社NTTデータグループ）執行役員 国際事業本部長 2015年6月 同社 取締役常務執行役員 2017年6月 同社 代表取締役副社長執行役員 2018年6月 同社 顧問 2020年6月 同社 代表取締役副社長執行役員 2022年10月 株式会社NTT DATA, Inc. 代表取締役社長 2024年9月 当社 顧問 2025年6月 当社 独立社外取締役（現任）	(注) 2	0
独立社外取締役 (監査等委員長)	市川 育義	1961年7月16日生	1985年10月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2018年8月 有限責任監査法人トーマツ 執行役（品質管理担当） 2020年12月 市川育義公認会計士事務所 設立 公認会計士（現任） 2022年3月 当社 社外取締役（監査等委員） 2022年10月 当社 独立社外取締役（監査等委員） 2023年6月 当社 独立社外取締役（監査等委員長） 2023年6月 大日本印刷株式会社 社外監査役（現任） 2026年4月 当社 独立社外取締役（監査等委員長・常勤） 2026年6月 当社 独立社外取締役（監査等委員長）（現任）	(注) 3	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
独立社外取締役 (監査等委員)	米田 紀子	1975年6月30日生	2001年10月 弁護士登録 辰野・尾崎・藤井法律事務所 入所 2014年10月 TMI 総合法律事務所 入所 2020年7月 神戸グレース法律事務所 開設 代表弁護士 (現任) 2023年3月 恵和株式会社 社外取締役 (現任) 2023年6月 当社 独立社外取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 3	0
独立社外取締役 (常勤監査等委員)	川島 繁雄	1963年12月19日生	1987年10月 サンワ・等松青木監査法人 (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 1990年3月 公認会計士登録 2002年7月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) パートナー就任 2024年10月 川島繁雄公認会計士事務所 設立 公認会計士 (現任) 2026年3月 当社 顧問 2026年6月 当社 独立社外取締役 (常勤監査等委員) (現任)	(注) 4	0
計					185,886

(注) 1. 取締役 鈴木正俊氏、笠野さち子氏、西畑一宏氏、市川育義氏、米田紀子氏、川島繁雄氏は、社外取締役であります。

2. 2026年6月25日開催の定時株主総会終結の時から、2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3. 2025年6月26日開催の定時株主総会終結の時から、2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 2026年6月25日開催の定時株主総会終結の時から、2028年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 所有株式数は、2026年3月31日現在の所有株式数を記載しております。

6. 取締役 笠野さち子氏の戸籍上の氏名は、柳井さち子であります。

7. 取締役 (監査等委員) 米田紀子氏の戸籍上の氏名は、大島紀子であります。

8. 当社では、取締役会の監督機能の強化および執行部門への権限委譲による業務執行の迅速化を図るため、「経営の意思決定や監督機能」と「業務執行機能」とを分離し、執行役員制度を導入しております。取締役ではない執行役員 (2026年6月25日開催予定の定時株主総会終了後) は以下の9名であります。なお、執行役員体制の記載は、CEO、COO、CFOを除き、開発、事業・営業、生産、コーポレートの順番としております。

EVP Rajinder Cheema

EVP 後藤誠司

EVP 斎藤正

EVP 鎌田剛弘

EVP Marwan Majid

EVP 内藤貢

EVP 安藤慎一

EVP 林豊

EVP 中島弘雅

9. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
阿南 剛	1977年3月20日生	2001年10月 弁護士登録 森綜合法律事務所 (現 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業) 入所 2007年4月 末吉綜合法律事務所 (現 潮見坂綜合法律事務所) 開設 弁護士 (現任) 2021年5月 株式会社INFORICH 社外監査役 (現任) 2022年6月 株式会社エージービー 社外取締役 2026年4月 当社 独立社外取締役 (監査等委員) (現任)	0

②社外役員の状況

2026年6月23日（有価証券報告書提出日）現在の当社の監査等委員でない社外取締役3名および社外取締役（監査等委員）3名の当社との関係および選任理由は以下のとおりです。

監査等委員でない社外取締役の鈴木正俊氏は、当社および当社子会社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、上場企業の代表取締役等を歴任したことによる豊富な経営経験を活かし、筆頭独立社外取締役として客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、独立の立場から意見や提言を行い、取締役の選任に関する議案の内容や役員報酬等の決定過程における監督機能、透明性と公平性の向上に寄与しております。このため、独立の立場から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員でない社外取締役として選任いただいております。

監査等委員でない社外取締役の笠野さち子氏は、当社および当社子会社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、弁護士としての豊富な経験と企業法務やコンプライアンスに関する高い見識に基づき、客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、独立の立場から意見や提言を行い、取締役の選任に関する議案の内容や役員報酬等の決定過程における監督機能、透明性と公平性の向上に寄与しております。このため、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、独立の立場から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員でない社外取締役として選任いただいております。

監査等委員でない社外取締役の西畑一宏氏は、当社との間で2024年9月から2025年6月の当社監査等委員でない社外取締役への就任時まで顧問契約を締結しておりましたが、その金額は当社「社外取締役の独立性判断基準」に定める基準額（年間1,000万円）を下回るものであり、独立性に影響を与えるものではないと判断しております。当該契約を除き同氏と当社および当社子会社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、上場企業の代表取締役および海外の事業会社の社長を歴任する等のグローバルな事業経営の経験とITサービス関連の豊富な技術的知見を活かし、独立社外取締役として客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、独立の立場から意見や提言を行い、取締役の選任に関する議案の内容や役員報酬等の決定過程における監督機能、透明性と公平性の向上に寄与しております。このため、独立の立場から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員でない社外取締役として選任いただいております。

社外取締役（監査等委員）市川育義氏は、当社および当社子会社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、公認会計士としての豊富な経験と財務会計に関する高い見識に基づき、客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。また、監査等委員会の委員長として、取締役の職務執行の監査を主導し、委員会の運営を推進しております。このため、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、独立の立場から社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役（監査等委員）として選任いただいております。

社外取締役（監査等委員）米田紀子氏は、当社および当社子会社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、弁護士としての豊富な経験と企業法務やコンプライアンスに関する高い見識に基づき、客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。また、監査等委員会の委員として、その専門的知見に基づいて取締役の職務執行の監査を行っております。このため、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、独立の立場から社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役（監査等委員）として選任いただいております。

社外取締役（監査等委員）阿南剛氏（※）は、当社および当社子会社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、弁護士としての豊富な経験と企業法務やコンプライアンスに関する高い見識に基づき、独立社外取締役として客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。また、監査等委員会の委員として、その専門的知見に基づいて取締役の職務執行の監査を行っております。このため、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、独立の立場から社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役（監査等委員）として選任いただいております。

※監査等委員である取締役池本守正氏が2026年4月26日に逝去のため監査等委員である取締役を退任し、

2025年6月26日開催の第11回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されていた阿南剛氏が2026年4月26日付で当社の監査等委員である取締役に就任しております。

当社は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を採用するとともに、当社が独自に定める「社外取締役の独立性判断基準」に基づき、社外取締役の独立性を判断しております。この基準に従って、社外取締役6名（鈴木

正俊氏、笠野さち子氏、西畑一宏氏、市川育義氏、米田紀子氏、阿南剛氏)を独立社外取締役として東京証券取引所に届け出ております。

(注) 2026年6月25日開催予定の第12回定時株主総会の議案(決議事項)として「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」および「監査等委員である取締役1名選任の件」を提案しており、当該議案がそれぞれ承認可決されますと、当社の監査等委員でない社外取締役3名および社外取締役(監査等委員)3名となります。この場合の当社との関係および候補者としている理由は以下のとおりです。

監査等委員でない社外取締役の鈴木正俊氏は、当社および当社子会社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、上場企業の代表取締役等を歴任したことによる豊富な経営経験を活かし、筆頭独立社外取締役として客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、独立の立場から意見や提言を行い、取締役の選任に関する議案の内容や役員報酬等の決定過程における監督機能、透明性と公平性の向上に寄与しております。このため、独立の立場から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員でない社外取締役候補者としております。

監査等委員でない社外取締役の笠野さち子氏は、当社および当社子会社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、弁護士としての豊富な経験と企業法務やコンプライアンスに関する高い見識に基づき、独立社外取締役として客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、独立の立場から意見や提言を行い、取締役の選任に関する議案の内容や役員報酬等の決定過程における監督機能、透明性と公平性の向上に寄与しております。このため、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、独立の立場から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員でない社外取締役候補者としております。

監査等委員でない社外取締役の西畑一宏氏は、当社との間で2024年9月から2025年6月の当社監査等委員でない社外取締役への就任時まで顧問契約を締結しておりましたが、その金額は当社「社外取締役の独立性判断基準」に定める基準額(年間1,000万円)を下回るものであり、独立性に影響を与えるものではないと判断しております。当該契約を除き同氏と当社および当社子会社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、上場企業の代表取締役および海外の事業会社の社長を歴任する等のグローバルな事業経営の経験とITサービス関連の豊富な技術的知見を活かし、独立社外取締役として客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、独立の立場から意見や提言を行い、取締役の選任に関する議案の内容や役員報酬等の決定過程における監督機能、透明性と公平性の向上に寄与しております。このため、独立の立場から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員でない社外取締役候補者としております。

社外取締役(監査等委員)市川育義氏は、当社および当社子会社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、公認会計士としての豊富な経験と財務会計に関する高い見識に基づき、独立社外取締役として客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。また、監査等委員会の委員長として、取締役の職務執行の監査を主導し、委員会の運営を推進しております。このため、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、独立の立場から社外取締役(監査等委員)としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役(監査等委員)として選任いただいております。

社外取締役(監査等委員)米田紀子氏は、当社および当社子会社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、弁護士としての豊富な経験と企業法務やコンプライアンスに関する高い見識に基づき、独立社外取締役として客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。また、監査等委員会の委員として、その専門的知見に基づいて取締役の職務執行の監査を行っております。このため、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、独立の立場から社外取締役(監査等委員)としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役(監査等委員)として選任いただいております。

社外取締役(監査等委員)川島繁雄氏は、当社との間で2026年3月から2026年6月の当社監査等委員である社外取締役への就任時まで顧問契約を締結しておりましたが、その金額は当社「社外取締役の独立性判断基準」に定める基準額(年間1,000万円)を下回るものであり、独立性に影響を与えるものではないと判断しております。当該契約を除き同氏と当社および当社子会社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、公認会計士としての豊富な経験と財務会計に関する高い見識を有しております。公認会計士としての豊富な経験と高い見識に基づく経営全般への提言等を通じて、経営監督機能の強化および企業価値の向上に寄与していただくことを期待しております。このため、同氏

は直接会社の経営に関与した経験はありませんが、独立の立場から社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役（監査等委員）候補者としております。

当社は、東京証券取引所が定める独立役員要件を採用するとともに、当社が独自に定める「社外取締役の独立性判断基準」に基づき、社外取締役の独立性を判断しております。

この基準に従って、社外取締役6名（鈴木正俊氏、笠野さち子氏、西畑一宏氏、市川育義氏、米田紀子氏、川島繁雄氏）は独立社外取締役として東京証券取引所に届け出ております。

（参考）社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役又はその候補者が、次の1から9のいずれにも該当しないと判断される場合、独立性を有しているものと判断する。

ただし、次の1から9のいずれかに該当する者であっても、当社が十分に独立性を有すると考える者については、その理由を公表することを条件として、当社の独立社外取締役とすることができる。

1. 当社グループ（注1）を主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者（注3）
2. 当社グループの主要な取引先（注4）、主要な借入先（注5）、又はそれらの業務執行者
3. 当社グループから役員報酬以外に多額の報酬を得ている（注6）外部専門家、又は当該外部専門家が法人等の団体である場合の当該団体に所属する者
4. 当社の会計監査人の社員又は使用人
5. 当社グループから多額の寄付を得ている（注7）者、又は当該寄付を得ている者が法人等の団体である場合の当該団体に所属する者
6. 当社グループから取締役等の役員を受け入れている法人等の団体の業務執行者
7. 過去3年間において上記1から6のいずれかに該当していた者
8. 当社の主要株主（注8）又はその業務執行者
9. 次のいずれかの者の近親者（注9）
 - （1）上記1から8に掲げる者
 - （2）当社グループの業務執行者
 - （3）過去3年間において当社グループの業務執行者であった者

（注1）当社グループとは、当社および当社の子会社をいう。

（注2）当社グループを主要な取引先とする者とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上が当社グループへの売上である者をいう。

（注3）業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める者をいう。

（注4）主要な取引先とは、当社グループの取引先のうち、当社グループの直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上が当該取引先への売上である者をいう。

（注5）主要な借入先とは、当社の直近の事業報告に記載された主要な借入先をいう。

（注6）多額の報酬を得ているとは、個人に関しては当社グループの直近事業年度において年間1,000万円以上の報酬を得ていること、法人等の団体に関しては当該団体の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の報酬を得ていることをいう。

（注7）多額の寄付を得ているとは、当社グループの直近事業年度において年間1,000万円以上の寄付を得ていることをいう。

（注8）主要株主とは、議決権を10%以上保有する者をいう。

（注9）近親者とは、配偶者、2親等内の親族又は同居の親族をいう。

③監査等委員でない社外取締役又は社外取締役（監査等委員）による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査および会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員でない社外取締役は取締役会への出席等を通じて、会計監査の状況、内部監査の報告並びに内部統制の状況についての報告を受けております。また、監査等委員との定期的な意見交換を行う等相互の連携を高めております。

社外取締役（監査等委員）は、取締役会に出席するとともに、監査等委員会で策定された監査方針、監査計画等に基づき、毎月開催する監査等委員会において常勤監査等委員から重要な会議の内容、閲覧した重要書類等の概要、内部統制の状況等についての報告を受ける等、常勤監査等委員と十分な意思疎通を図りながら適宜意見を表明しております。また、監査部の監査計画はCEOおよび監査等委員会により承認されます。承認された監査計画に基づく監査部による監査の結果はCEOおよび監査等委員会に報告されます。監査等委員会は、必要に

じて監査部に指示を行うことができることとしております。社外取締役（監査等委員）は、監査等委員会において監査部および会計監査人並びに財務経理統括部やその他の関連する内部統制部門との意見交換や情報共有を行い、監査・監督機能の向上を図っております。

(3) 【監査の状況】

①監査等委員会監査の状況

a. 監査等委員会監査の組織体制

有価証券報告書提出日現在、監査等委員会は、監査等委員である社外取締役3名で構成されております。また、監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会事務局（専任スタッフ2名）を設置しております。

監査等委員会の委員長（兼常勤監査等委員）を務める市川育義氏は公認会計士資格を有し、財務および会計に関する豊富な経験および高い見識を有しております。米田紀子氏は弁護士資格を有し、企業法務およびコンプライアンスに関する豊富な経験および高い見識を有しております。阿南剛氏は弁護士資格を有し、企業法務およびコンプライアンスに関する豊富な経験および高い見識を有しております。

なお、当社は、2026年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員会である取締役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、監査等委員である社外取締役は引き続き3名で構成されることとなります。

b. 監査等委員および監査等委員会の活動状況

監査等委員会および監査等委員は、監査等委員会において策定した監査計画に基づき、取締役会を含む重要な会議への出席、業務および財産の状況調査並びに内部統制システムの整備・運用状況の把握等を通じて、業務執行取締役の職務執行状況の監査・監督を行っております。

当事業年度における活動状況については次のとおりであります。

職位	氏名	出席状況
独立社外取締役（監査等委員）	市川 育義	13回／13回 (100%)
独立社外取締役（常勤監査等委員）	池本 守正	13回／13回 (100%)
独立社外取締役（監査等委員）	米田 紀子	13回／13回 (100%)

(注) 池本守正氏は2026年4月26日に逝去のため監査等委員である取締役を退任し、2025年6月26日開催の第11回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されていた阿南剛氏が2026年4月26日付で当社の監査等委員である取締役に就任しております。

監査等委員会における具体的な検討内容として、取締役・執行役員との面談等を通じて経営および事業の進捗状況を把握し、経営執行状況の適法性および妥当性の判断等を行っております。監査等委員はその全員が取締役会に出席し、取締役会の審議の状況、経営戦略およびコーポレート・ガバナンス等における重要な意思決定のプロセスおよびサステナビリティに関する取り組み等について監査・監督を行っております。また、監査等委員会は会計監査人との間で、毎四半期の定期会議の他、必要に応じて追加会議を開催する等適宜連携を図り、監査の実施状況について相互理解を促進するための情報・意見交換を行っております。このほか、監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任等および報酬等について検討を行い、監査等委員会としての意見を決定しております。

常勤監査等委員は、経営委員会等の重要な会議に出席するほか、当社の取締役・執行役員および当社子会社社長に対するヒアリングの実施並びに重要な契約書類・稟議書類等を閲覧すること等により、業務執行の状況等を監査し、その結果を監査等委員会に報告しております。

②内部監査の状況

当社は、CEO直下に専任者6名で構成された監査部を設置しております。CEOおよび監査等委員会より承認され、また取締役会において報告された年度監査計画をもとに海外グループ会社を含めた被監査部門を監査し、監査結果は、CEOおよび監査等委員会へ適時報告しております。また、監査部は、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価の機能も有し、内部統制部門および関連部門から適時情報を収集しております。内部統制方針および評価結果は、会計監査人と適時共有することで連携を図っております。

なお、当社の監査体制は、監査等委員会、会計監査人、監査部の三者がそれぞれの監査手続において相互に連携し、社内各部門から適宜情報を得ることで監査を行い、リスクの評価および内部統制の有効性等について意見交換を行っております。

③会計監査の状況

a. 監査法人の名称

E Y新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2015年3月期の当社設立以降

c. 業務を執行した公認会計士

剣持 宣昭

増田 晋一

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、公認会計士試験合格者3名およびその他9名です。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人の選任、再任、解任に関する手続、並びに会計監査人の業務執行に関する評価を行っています。新たに会計監査人を選任するに際しては、複数の監査法人から監査法人の概要、監査の実施体制、監査報酬見積額等に関する提案を求め、当該監査法人の監査体制、独立性および専門性等が適切であるかについて確認の上、決定します。現会計監査人であるE Y新日本有限責任監査法人を会計監査人とした理由は、会計監査を適正に行うために必要な品質管理、監査体制、独立性および専門性等を総合的に比較検討した結果、最も適任と判断したためです。

一方、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は、必要に応じて、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人の専門性および独立性に加え、監査業務の品質管理、監査チームの資質、経営者および内部監査部門とのコミュニケーション、不正リスクへの対応等の観点から、会計監査人を評価しております。

④監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	71	-	71	-
連結子会社	-	-	-	-
計	71	-	71	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（Ernst&Young）に対する報酬の内容（aを除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	55	-	58	-
計	55	-	58	-

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

会計監査人に対する報酬の決定に関する方針は、監査計画の内容について有効性・効率性の観点から会計監査人と協議の上、会計監査人が必要な監査を行うことができる監査時間等を検証し、監査等委員会の同意を得て決定しています。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部門および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けるほか、監査計画・監査の遂行状況、当該期の報酬見積りの相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準と判断し、同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針については、2022年7月27日開催の取締役会での決議に伴い制定し、2024年4月12日開催の取締役会での決議に伴い一部内容を改定していますが、その後、業績連動型株式報酬制度を一部改定して株式交付信託に基づく株式報酬制度「役員報酬B I P信託」を導入することに係る2025年6月26日開催の第11回定時株主総会に付議した議案が決議により承認されたことに伴い更に一部内容を改定しております。その内容の概要は以下のとおりであります。

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該方針に沿っていること、並びに決定された報酬等が指名・報酬委員会の答申内容を踏まえたものであることを確認していることから当該方針に沿うものであると判断しております。

また、当該事業年度においては、取締役の個人別の報酬等について、指名・報酬委員会の審議・答申を経て、2026年4月28日および2026年6月19日に開催した取締役会において、指名・報酬委員会から取締役会になされた答申の内容を踏まえて、指名・報酬委員会の承認を得たうえで決定することを条件として、代表取締役会長肥塚雅博に一任のうえ、決定しております。

<取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針の内容>

①基本的な考え方

当社の取締役の報酬等についての考え方は以下のとおりであります。

- ・会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性が高いものであること
- ・株主と利益意識を共有するため、企業価値の向上と報酬が連動するものであること
- ・企業ビジョンの実現にあたって、適格な能力要件を満たすグローバルな経営陣の確保とリテンションに資するものであること

取締役のうち業務執行取締役の報酬等は、役職の報酬基準に基づいた基本報酬と、各事業年度の会社業績の達成度等を反映した現金インセンティブ報酬と株式インセンティブ報酬により構成しております。株式インセンティブ報酬は株式交付信託に基づく株式報酬制度「役員報酬B I P信託」を導入します。

取締役のうち社外取締役の報酬等につきましては、業務執行の監督という役割に鑑み、固定の基本報酬のみとしております。

なお、当社が上記のいずれにも該当しない非業務執行取締役を置くこととする場合、当該非業務執行取締役の報酬等については、指名・報酬委員会の答申に基づき別途検討いたします。

対象	内容	基本報酬	インセンティブ報酬	
			現金報酬	株式報酬
業務執行取締役	業績目標達成と株主価値向上の観点から、基本報酬とインセンティブ報酬（現金・株式）を支給する。	○	○	○
社外取締役	独立性確保の観点から、業績に連動しない基本報酬のみを支給する。	○	-	-

②報酬水準

当社を取り巻く経営環境を踏まえ、調査会社のデータに基づく同業他社又は同規模の他社等の報酬水準との比較を客観的に行い、役職に見合う適正水準を設定いたします。

③報酬等の決定プロセス

当社は、報酬水準および報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、任意の指名・報酬委員会を設置しております。委員長および委員の過半数は独立社外取締役としております。

取締役会は指名・報酬委員会に対して基本方針および決定手続の諮問をします。指名・報酬委員会の答申内容は取締役会にて審議され、取締役会において基本方針および決定手続を決定し、報酬総額の上限を見直す場合の株主総会の議案内容を決議します。

個人別の具体的な基本報酬およびインセンティブ報酬（現金・株式）の額については、株主総会で承認された報酬総額の枠内で（かつ、個人別の具体的なインセンティブ報酬（株式）の額については、当社が定める取締役株式交付規程にも準拠したうえで）、指名・報酬委員会から取締役会になされた答申の内容を踏まえて、指名・報酬委員会の承認を得たうえで決定することを条件として、取締役会の決議に基づき代表取締役会長に一任します。

④マルス・クローバック制度

業務執行取締役の業務執行に起因して重大な財務諸表の修正や当社のレピュテーションに重大な影響を及ぼす事象等が発生した場合または業務執行取締役（信託期間中に業務執行取締役が在任のまま死亡した場合の当該業務執行取締役の相続人を含みます。）が禁錮以上の刑に処せられる等の当社が定める欠格事由に該当した場合には、当該業務執行取締役（信託期間中に当該業務執行取締役が在任のまま死亡した場合の相続人を含みます。）に対し、支給・交付等がなされる予定の現金報酬・当社株式に係る受益権の没収（マルス）または支給・交付等した現金報酬相当の金銭・当社株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）を求めることがあります。

<報酬体系>

当社の取締役の報酬構成は以下のとおりです。

①取締役のうち業務執行取締役

報酬の種類		概要	固定/変動	支給方式	構成割合 (注) 2
基本報酬		責任の範囲および当社における役割(役位)に基づき基本報酬として固定金額を毎月支給	固定	現金支給	60%
インセンティブ報酬	現金	対象年度1年間の業績結果の評価に基づき業績連動報酬として現金(賞与)を毎年支給	変動		20%
	株式 (注) 1	対象年度1年間の業績結果の評価に基づき業績連動報酬として原則として退任時に株式を支給		株式支給	20%

(注) 1. 株式の支給については、株式交付信託に基づく「役員報酬B I P信託」を用いて、毎事業年度の終了後に、評価に応じたポイントが付与され、原則として取締役の退任時に、当該ポイントの累積値に相当する株式が交付されることにより行われます。

2. 構成割合は目安であり、業績目標が100%達成された場合の比率です。また、後記のとおり0～200%の範囲で、インセンティブ報酬に占める現金と株式の割合は異なる場合があります。

a. 基本報酬

基本報酬はこれまでの報酬額を参考に、同業・同規模の他社実績と比較して設定いたします。基本報酬は固定金額を月例報酬として支給します。

b. インセンティブ報酬（現金・株式）

(a) 構成

業績連動部分の評価項目・指標は、下記のように、定量項目として経営計画の数値目標として用いている「売上高」「営業利益額」「商談獲得金額」を各々25%程度のウエートで勘案し、定性項目として事業変革、成長戦略、E S G対策などを25%程度のウエートで勘案することとし、さらにこれらの項目全体を指名・報酬委員会で総合的に判断して評価をします。当該指標を選定した理由は、定量項目は当社の経営計画の数値目標であり、定性項目は当社の持続的発展のために欠かせない項目と判断したからであります。評価結果は取締役会に答申され、取締役会にて審議されます。

評価対象	評価項目	評価時期	評価指標（目標） (注) 1		勘案割合	変動幅 (注) 2
			定量項目	定性項目		
対象年度 (1年間)の 目標の達成度	共通項目	対象年度 (1年間) 終了後	定量項目	売上高	25%	各項目の達成度を総合的に勘案して、指名・報酬委員会が0～200%の範囲で判断する。
				営業利益額(注) 3	25%	
				商談獲得金額	25%	
	定性項目		事業変革、成長戦略、E S G対策など	25%		
個別項目					100%	

(注) 1. 各々の評価指標(目標)に対しては最低目標を定めます。また、インセンティブ報酬（現金・株

- 式)の評価の変動幅の上限を定め、達成度と支給額が比例するように評価レベルを決定します。
2. 取締役がより企業価値を意識して業務に当たることを目的として、指名・報酬委員会の答申を踏まえた上、評価指標の達成度が0～200%の範囲内で、インセンティブ報酬(現金)の全部または一部について、現金に代えて株式報酬として支給できることといたします。
 3. 評価指標(目標)は、将来的にはROEも加味して判断することを検討します。

(b)インセンティブ報酬(現金)の支給

指名・報酬委員会が、業績評価期間終了後に評価指標の達成度を、総合的に判断して0～200%の範囲で取締役会に答申します。また、指名・報酬委員会は、0～200%の範囲でインセンティブ報酬(現金)の全部又は一部について、インセンティブ報酬(現金)の支給に代えて、インセンティブ報酬(株式)として支給することが相当と判断する場合には、その旨を取締役に答申します。指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会においてインセンティブ報酬(現金)支給レベルを審議・決定します。

業績評価の対象年度(1年間)の次年度の6月に現金で支給します。

<評価イメージ>

対象年度 (1年間) の前年度	対象年度(1年間)					対象年度 (1年間) の次年度
第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	
目標策定 →	← 評価期間				評価・ 支給(6月)	

(c)インセンティブ報酬(株式)の支給

(i)概要

指名・報酬委員会が、業績評価期間終了後に評価指標の達成度を総合的に判断して0～200%の範囲で取締役会に答申します。また、指名・報酬委員会は、0～200%の範囲でインセンティブ報酬(現金)の全部又は一部について、インセンティブ報酬(現金)の支給に代えて、インセンティブ報酬(株式)として支給することが相当と判断する場合には、その旨を取締役に答申します。指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会においてインセンティブ報酬(株式)支給レベルを審議・決定します。

当社は、業績評価期間が終了した後に、各取締役の役位別基本報酬額(年額)、評価指標の達成度、並びに業績評価期間中の在任期間等に応じてポイントを付与します。

(ii)株式の交付

取締役は、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した時において以下の条件のいずれかに該当する場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、付与されたポイントの一定割合に相当する数の当社株式(1ポイントあたり当社株式1株)の交付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式については信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。

なお、取締役が当社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任する前に「役員報酬BIP信託」が廃止された場合には、廃止時において在任中の取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、付与されたポイントの一定割合に相当する数の当社株式(1ポイントあたり当社株式1株)の交付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式については信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。

- ・任期满了により当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員または使用人のいずれの地位をも退任または退職した場合
- ・任期满了および死亡以外の正当な理由により当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員または使用人のいずれの地位をも退任または退職した場合
- ・在任中に死亡した場合

	X年 3月期	X+1年 3月期	X+2年 3月期	X+3年 3月期	X+4年 3月期	X+5年 3月期	X+6年 3月期
X+1年 3月期	目標策定 →	←	評価・ポイント付与 (6, 7月)			原則として役員退任時に株式交付	
X+2年 3月期		→	←	評価・ポイント付与 (6, 7月)		原則として役員退任時に株式交付	
X+3年 3月期			→	←	評価・ポイント付与 (6, 7月)	原則として役員退任時に株式交付	

②取締役のうち社外取締役

業務執行の監督という役割に鑑みて、固定の基本報酬のみとしております。

2. 監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。なお、業務執行の監督という役割に鑑みて、常勤と非常勤の別に固定の基本報酬のみとしております。

3. 報酬等に関する株主総会の決議の内容

<取締役（監査等委員である取締役を除く。）>

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の総額は、提出日（2026年6月23日）現在、年額800百万円以内（うち社外取締役100百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とすることを2025年6月26日開催の第11回定時株主総会決議により承認しており、個人別の具体的な報酬の額については、取締役会において、指名・報酬委員会から取締役会になされた答申の内容を踏まえて、指名・報酬委員会の承認を得たうえで決定することを条件として、代表取締役会長肥塚雅博に一任のうえ、決定しております。当該権限を一任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門についての評価を行うには代表取締役会長が適していると判断したためです。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名であります。

また、当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会決議により、それまでの業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に代えて、新たに取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および所定の要件を満たす執行役員（以下、併せて「対象取締役等」という。）を対象とする株式交付信託に基づく株式報酬制度「役員報酬BIP信託」（以下、「本制度」という。）を導入することを承認しております。具体的には、当社が対象取締役等の報酬等として拠出する信託金の上限は1,150百万円に対象期間の年数を乗じた金額であり、当初の対象期間である3事業年度においては3,450百万円（当初の対象期間は2026年3月31日で終了する事業年度から2028年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度）とし、当社が設定する信託を通じて対象取締役等に交付および給付（以下、「交付等」という。）が行われる当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）の数の上限は、1,000,000株に対象期間の年数を乗じた株式数であり、当初の対象期間である3事業年度を対象として対象取締役等に対して交付等が行われる株式数の上限は3,000,000株（当初の対象期間は2026年3月31日で終了する事業年度から2028年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度）とすることを決議しております。なお、この議案の提案がなされた時点における対象取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は5名であります。

<監査等委員である取締役>

監査等委員である取締役の報酬は、その役割・職務の内容を勘案し、固定の基本報酬のみとし、提出日（2026年6月23日）現在、年額300百万円以内とすることを2025年6月26日の第11回定時株主総会決議により承認しており、個人別の具体的な報酬の額については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。なお、株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

4. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬		
			金銭報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である 取締役を除く。）	382	221	81	80	8
（うち社外取締役）	(38)	(38)	(-)	(-)	(3)
取締役（監査等委員）	49	49	-	-	3
（うち社外取締役）	(49)	(49)	(-)	(-)	(3)
合計	431	270	81	80	11
（うち社外取締役）	(87)	(87)	(-)	(-)	(6)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額には、2025年6月26日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名の在任中の報酬等の額が含まれております。
2. 上記の非金銭報酬等の総額は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。

5. 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額(百万円)		
				基本報酬	業績連動報酬	
					金銭報酬	非金銭報酬等
肥塚 雅博	122	取締役	提出会社	70	26	26

(注) 報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

6. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準および考え方

当社は、投資株式について、専ら株式の価値の変動又は配当金を目的として保有する「純投資目的である投資株式」と、それ以外の目的で保有する「純投資目的以外の目的である投資株式」とに区分しております。

② 保有目的が「純投資目的以外の目的である投資株式」

a. 保有方針および保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、原則として、保有目的が「純投資目的以外の目的である投資株式」を保有しない方針です。

なお、現時点において「純投資目的以外の目的である投資株式」の取得予定はありませんが、将来において経営戦略等の観点から「純投資目的以外の目的である投資株式」を取得する必要がある場合には、当社の持続的成長と中長期の企業価値向上に資する場合に限定するとともに、取締役会において、銘柄ごとに取得する意義につき事前に確認し、取得後も保有の適否に関する確認と見直しを毎年行います。また、「純投資目的以外の目的である投資株式」に係る議決権の行使については、当社の企業価値向上に資するかどうかを基準として判断します。

b. 銘柄数および貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)
非上場株式	2	0
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得価 額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却価 額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式およびみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③ 保有目的が「純投資目的である投資株式」

該当事項はありません。

④ 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

①人材戦略に関する考え方

当社グループは、半導体の開発・設計を中核とする知的集約型のビジネスモデルであり、従業員の約8割がエンジニアで構成されています。当社グループの付加価値の源泉は、エンジニア一人ひとりが有する高度な知識、技術、経験、およびそれらを組み合わせる成果を創出する組織的な協働力にあります。このため、高度専門人材の確保と育成は、競争力の維持・強化に直結するとともに、他社との差別化を実現する基盤であると考えます。

一方で、技術進化のサイクルが速く、高い専門性と複合的なスキルが強く求められる環境であることに加え、エンジニアの年齢構成の偏りといった構造的な課題も存在しており、今後、実際に有するエンジニアリソースと、事業成長のために必要となるリソースに乖離が生じる可能性があります。このため、人的資本の質と量を中長期的に安定させることは、事業計画実現に向けた重要な経営課題であると考えています。こうした課題に対応するため、当社グループは、「人材確保」に加え、価値創出力の向上を目的とした「人材育成」「開発生産性の高度化」を人的資本戦略の中核に位置づけています。

この考え方に基づき、当社グループでは、求めるエンジニア像を定義しています。当社グループが求めるエンジニア像は、中期事業計画で拡大を見込む各事業領域において、S o C設計の専門性に加え、グローバルな開発競争力を備え、顧客要求に沿った最適なアーキテクチャーの提案から設計・開発までを主体的に担い、事業価値の創出に貢献できる人材です。この考え方に沿って、求められる専門性や役割を整理したうえで、当社のビジネスに必要な4つのエンジニア像をロールモデルとして示しています（メソドロジスト・システムアーキテクト・エキスパート・プロジェクトマネジャー）。これらのロールモデルは、エンジニア一人ひとりが目指す姿や期待される役割を共有するための指針であるとともに、人材の育成、評価、処遇における共通の基盤として位置づけています。

また、当社グループは、高度人材の継続的な獲得と育成に加え、従業員が長期にわたり能力を発揮し続けられる環境構築についても人材戦略の一環として取り組んでいます。人権・労働環境・ダイバーシティ&インクルージョン、健康経営を人的資本の基盤として一体的に推進し、エンジニアをはじめとする従業員一人ひとりの生産性と価値創出力を高め、事業成長と企業価値向上の実現を目指します。

なお、人材戦略を含む人的資本戦略の詳細については、「第2事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (6) 人的資本への対応」に記載しています。

②従業員の処遇の決定に関する方針

こうした人材戦略の考え方のもと、当社は、事業計画と連動した形で、従業員の給与・報酬および昇格について決定しています。職務内容や求められる専門性、役割と責任の大きさ、および成果や事業への貢献度を踏まえ、公正かつ透明性のある評価・処遇制度の構築に努めています。

また、高度専門人材の継続的な獲得と定着を図るため、市場水準や外部環境を考慮しつつ、競争力ある報酬水準の確保に努めています。さらに従業員の成長や挑戦を適切に処遇に反映する仕組みとして、年次に限定しない随時昇格制度を導入しています。

人事評価においては、エンジニアをはじめとする全ての職能区分毎に期待される役割を全うした従業員を正當に評価することを基本とし、「役割達成度」と「行動姿勢」の2軸で評価を実施しています。各基準に基づく絶対評価を行ったうえで、全体のバランスにも配慮した評価プロセスを通じて、特に高い貢献や成果をあげた従業員を適切に処遇することで、各人の挑戦と成長を促し、中長期的な事業成長と企業価値向上につなげています。

(2) 【従業員の状況】

当社グループの事業セグメントは、「Solution SoC」ビジネスモデルで開発するSoCを主とする単一セグメントとなっており、セグメント情報に関連付けては記載しておりません。

①連結会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数（名）	2,469
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員（役員および当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

②提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）	平均年間給与の 対前事業年度増減率 （%）
2,111	50.6	9.6	9,590	3.6

(注) 1. 従業員数は就業人員（役員および当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与には、賞与および基準外賃金が含まれております。

③労働組合の状況

当社において、ソシオネクスト労働組合を組成しております。なお、ソシオネクスト労働組合は、上部団体（全富士通労働組合連合会）に加入しております。

2026年3月31日現在、当社従業員のうち、ソシオネクスト労働組合員数（当社グループからグループ外への出向者を含む）は1,533人です。なお、労使関係は円滑に推移しており、労働組合との間に特記すべき事項はありません。

④使用人等のみに対して付与した新株予約権の内容

当社は、使用人等のみに対する新株予約権を付与しております。当該新株予約権の内容については、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。

⑤管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率および労働者の男女の賃金の額の差異

提出会社

当事業年度					補足説明
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合（%） （注）1	男性労働者の育児休業取得率（%） （注）2	労働者の男女の賃金の額の差異（%） （注）1			
		全労働者	正規雇用労働者	パート/有期労働者	
3.1	85.7	74.8	76.8	58.5	-

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の連結財務諸表および事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適正に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	72,837	39,541
売掛金	31,609	36,875
有価証券	-	5,000
製品	6,388	9,957
仕掛品	10,650	21,128
未収入金	866	4,422
前渡金	2,108	2,036
前払費用	1,800	3,077
その他	32	783
流動資産合計	126,290	122,819
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,462	2,222
機械装置及び運搬具（純額）	65	91
工具、器具及び備品（純額）	19,667	21,158
建設仮勘定	144	408
有形固定資産合計	※1 22,338	※1 23,879
無形固定資産		
技術資産	12,373	13,236
その他	2,035	1,906
無形固定資産合計	14,408	15,142
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
繰延税金資産	6,124	4,624
その他	1,152	1,159
投資その他の資産合計	7,276	5,783
固定資産合計	44,022	44,804
資産合計	170,312	167,623

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	11,936	15,789
未払金	4,597	3,950
未払費用	7,412	5,613
未払法人税等	3,361	1,553
その他	3,965	5,615
流動負債合計	31,271	32,520
固定負債		
株式給付引当金	-	126
資産除去債務	350	356
その他	1,645	1,565
固定負債合計	1,995	2,047
負債合計	33,266	34,567
純資産の部		
株主資本		
資本金	32,971	33,020
新株式申込証拠金	※2 46	※2 3
資本剰余金	32,971	33,930
利益剰余金	74,252	74,131
自己株式	△5,003	△10,773
株主資本合計	135,237	130,311
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	1,809	2,745
その他の包括利益累計額合計	1,809	2,745
純資産合計	137,046	133,056
負債純資産合計	170,312	167,623

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	188,535	200,834
売上原価	84,616	111,057
売上総利益	103,919	89,777
販売費及び一般管理費	※1,※2 78,919	※1,※2 77,423
営業利益	25,000	12,354
営業外収益		
受取利息	405	380
その他	41	26
営業外収益合計	446	406
営業外費用		
為替差損	250	903
その他	78	101
営業外費用合計	328	1,004
経常利益	25,118	11,756
特別利益		
固定資産売却益	※3 1,790	-
特別利益合計	1,790	-
特別損失		
減損損失	※4 1,531	-
特別損失合計	1,531	-
税金等調整前当期純利益	25,377	11,756
法人税、住民税及び事業税	5,175	1,475
法人税等調整額	602	1,548
法人税等合計	5,777	3,023
当期純利益	19,600	8,733
親会社株主に帰属する当期純利益	19,600	8,733

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益	19,600	8,733
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△213	936
その他の包括利益合計	※ △213	※ 936
包括利益	19,387	9,669
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	19,387	9,669

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	32,656	85	32,656	63,604	△3	128,998
当期変動額						
新株の発行（ストックオプションの行使）	235	△39	236			432
新株の発行（株式引受権の行使）	80		79			159
剰余金の配当				△8,952		△8,952
親会社株主に帰属する当期純利益				19,600		19,600
自己株式の取得					△5,000	△5,000
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						-
当期変動額合計	315	△39	315	10,648	△5,000	6,239
当期末残高	32,971	46	32,971	74,252	△5,003	135,237

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2,022	2,022	131,020
当期変動額			
新株の発行（ストックオプションの行使）			432
新株の発行（株式引受権の行使）			159
剰余金の配当			△8,952
親会社株主に帰属する当期純利益			19,600
自己株式の取得			△5,000
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△213	△213	△213
当期変動額合計	△213	△213	6,026
当期末残高	1,809	1,809	137,046

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	32,971	46	32,971	74,252	△5,003	135,237
当期変動額						
新株の発行（ストックオプションの行使）	49	△43	49			55
剰余金の配当				△8,854		△8,854
親会社株主に帰属する当期純利益				8,733		8,733
自己株式の取得					△5,000	△5,000
自己株式の処分等			910		△770	140
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						-
当期変動額合計	49	△43	959	△121	△5,770	△4,926
当期末残高	33,020	3	33,930	74,131	△10,773	130,311

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,809	1,809	137,046
当期変動額			
新株の発行（ストックオプションの行使）			55
剰余金の配当			△8,854
親会社株主に帰属する当期純利益			8,733
自己株式の取得			△5,000
自己株式の処分等			140
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	936	936	936
当期変動額合計	936	936	△3,990
当期末残高	2,745	2,745	133,056

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	25,377	11,756
減価償却費	16,237	16,902
減損損失	1,531	-
受取利息及び受取配当金	△405	△380
固定資産除却損	1,059	1,133
固定資産売却損益(△は益)	△1,790	-
売上債権の増減額(△は増加)	3,800	△3,418
棚卸資産の増減額(△は増加)	8,466	△14,047
仕入債務の増減額(△は減少)	△3,764	2,112
その他の資産の増減額(△は増加)	3,547	△5,430
その他の負債の増減額(△は減少)	△14,240	△465
その他	194	2,375
小計	40,012	10,538
利息及び配当金の受取額	405	380
法人税等の支払額	△8,551	△3,225
営業活動によるキャッシュ・フロー	31,866	7,693
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△12,758	△14,855
無形固定資産の取得による支出	△3,821	△8,052
固定資産の売却による収入	2,363	-
その他	△336	23
投資活動によるキャッシュ・フロー	△14,552	△22,884
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△464	△442
ストックオプションの行使による収入	386	53
新株式申込証拠金の払込による収入	46	3
株式引受権の行使による収入	159	-
自己株式の取得による支出	△5,000	△5,000
配当金の支払額	△8,952	△8,854
財務活動によるキャッシュ・フロー	△13,825	△14,240
現金及び現金同等物に係る換算差額	△390	1,135
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	3,099	△28,296
現金及び現金同等物の期首残高	69,738	72,837
現金及び現金同等物の期末残高	※ 72,837	※ 44,541

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社は6社であります。

(連結子会社の名称)

Socionext America Inc.

Socionext Europe GmbH

Socionext Technology Pacific Asia Ltd.

Socionext Technology (Shanghai) Co., Ltd.

Socionext Taiwan Inc.

Socionext Korea Ltd.

(2) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社はありません。

(2) 持分法の適用範囲の変更

当連結会計年度において、持分法を適用した関連会社であるトリニティ・セミコンダクター・リサーチ合同会社は清算終了したことにより、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の会計年度等に関する事項

連結子会社のうちSocionext Technology (Shanghai) Co., Ltd.の決算日は12月31日ですが、連結決算日での仮決算を行った財務諸表を使用して、連結決算を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産は総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

耐用年数は、実態に応じた回収期間を反映し、次のとおり見積もっております。

建物及び構築物…………… 2年～18年

機械装置及び運搬具…………… 3年～5年

工具、器具及び備品…………… 3年～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

このうち、技術資産及び自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法で計算しております。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「固定負債」の「リース債務」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定負債」の「リース債務」に表示していた1,298百万円は、「その他」として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
建物及び構築物	2,505百万円	3,048百万円
機械装置及び運搬具	134百万円	187百万円
工具、器具及び備品	37,274百万円	41,268百万円
合計	39,913百万円	44,503百万円

※2 新株式申込証拠金は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
株式の発行数	109,075株	6,250株
資本金増加の日	2025年4月10日	2026年4月10日
資本準備金に繰入れる予定の金額	23百万円	1百万円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
研究開発費	59,821百万円	58,508百万円
給料及び手当	10,246百万円	10,387百万円
退職給付費用	309百万円	295百万円

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
研究開発費	59,821百万円	58,508百万円

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
土地売却益	1,790百万円	－百万円

※4 減損損失

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

減損損失を認識した資産または資産グループの概要

用途	種類	場所
遊休資産	技術資産	神奈川県横浜市等

減損損失の認識に至った経緯

オートモーティブ分野の特定顧客向けS o C開発資産として当社が保有する技術資産については、顧客の事業撤退の方針決定により、当連結会計年度において回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたため、当該資産を遊休資産としたうえで回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。

減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの金額

技術資産 1,531百万円

資産のグルーピングの方法

当社グループは、組織、機能の共通化、管理会計の区分等によりグルーピングを行っております。遊休資産については、当該資産単独でグルーピングしております。

回収可能価額の算定方法等

当該資産は他品種では使用できず、将来の使用が見込まれていないため、回収可能価額は当該資産から今後得られる収入を除き、零としております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	△213	936
法人税等及び税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△213	936
その他の包括利益合計	△213	936

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	178,687,405	1,069,000	—	179,756,405
合計(株)	178,687,405	1,069,000	—	179,756,405
自己株式				
普通株式(株)	788	2,016,639	—	2,017,427
合計(株)	788	2,016,639	—	2,017,427

(注) 発行済株式の普通株式の増加は、ストック・オプションの権利行使及び譲渡制限付き株式報酬による増加であります。自己株式の普通株式の増加は、取締役会決議による自己株式の取得による増加及び単元未満株式の買取請求による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月17日 取締役会	普通株式	4,467	25	2024年3月31日	2024年6月5日
2024年10月31日 取締役会	普通株式	4,485	25	2024年9月30日	2024年11月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月19日 取締役会	普通株式	4,443	利益剰余金	25	2025年3月31日	2025年6月5日

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	179,756,405	212,225	—	179,968,630
合計(株)	179,756,405	212,225	—	179,968,630
自己株式				
普通株式(株)	2,017,427	3,934,425	1,262,983	4,688,869
合計(株)	2,017,427	3,934,425	1,262,983	4,688,869

(注) 発行済株式の普通株式の数の増加は、ストック・オプションの権利行使による増加であります。当連結会計年度より株式報酬制度「役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託」及び「株式付与E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託」を導入しており、自己株式の普通株式の数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得や「役員報酬B I P信託口」及び「株式付与E S O P信託口」への拠出、単元未満株式の買取請求に基づく自己株式の取得による増加であります。自己株式の普通株式の数の減少は、譲渡制限付き株式報酬としての自己株式の処分や「役員報酬B I P信託口」及び「株式付与E S O P信託口」への拠出による減少であります。当連結会計年度末の自己株式の普通株式の数には、「役員報酬B I P信託口」及び「株式付与E S O P信託口」が保有する当社株式(それぞれ506,300株、705,700株)が含まれております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月19日 取締役会	普通株式	4,443	25	2025年3月31日	2025年6月5日
2025年10月31日 取締役会	普通株式	4,411	25	2025年9月30日	2025年11月26日

(注) 配当金の総額には、「役員報酬B I P信託」及び「株式付与E S O P信託」の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が保有する当社株式に対する配当金30百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年5月19日 取締役会	普通株式	4,412	利益剰余金	25	2026年3月31日	2026年6月4日

(注) 配当金の総額には、「役員報酬B I P信託」及び「株式付与E S O P信託」の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が保有する当社株式に対する配当金30百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金	72,837百万円	39,541百万円
有価証券	－百万円	5,000百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	－百万円	－百万円
現金及び現金同等物	72,837百万円	44,541百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業活動に必要な流動性を確保したうえで、安全性の高い金融資産にて運用しております。デリバティブは、営業債権債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、一部外貨建ての営業債権は、為替リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあるものを除き、先物為替予約を利用してヘッジしております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。また、一部外貨建てのものについては、為替リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、取引先の経営状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理することにより回収懸念を早期把握し、リスクの低減を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしております。

③資金調達にかかわる流動性のリスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等によりリスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」については、現金であること、並びに「預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払費用」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「有価証券」は現金と同様の性格を有する合同運用指定金銭信託であり、すべて短期であるため、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

重要性に乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、前払退職金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定給付費用に関する事項

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度1,277百万円、当連結会計年度1,238百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）6名 当社使用人593名	当社取締役（社外取締役を除く）1名 当社使用人29名	当社使用人28名	当社取締役（社外取締役を除く）1名 当社使用人2,255名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式5,320,800株	普通株式196,200株	普通株式252,000株	普通株式6,293,300株
付与日	2015年5月7日	2016年8月1日	2017年9月1日	2018年9月1日
権利確定条件	取締役、執行役又は使用人の地位を有し、権利行使期間に行使すること。	「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	同左	同左	同左
権利行使期間	自 2017年4月23日 至 2025年4月22日	自 2018年7月21日 至 2026年7月20日	自 2019年7月25日 至 2027年7月24日	自 2020年7月26日 至 2028年7月25日

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）3名 当社使用人125名	当社使用人192名	当社取締役（社外取締役を除く）6名 当社使用人75名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式207,875株	普通株式422,025株	普通株式326,550株
付与日	2019年9月1日	2020年9月1日	2021年3月31日
権利確定条件	「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	同左	同左
権利行使期間	自 2021年7月30日 至 2029年7月29日	自 2022年7月23日 至 2030年7月22日	自 2023年3月25日 至 2031年3月24日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2022年9月5日付の株式併合（4株につき1株の割合）及び、2024年1月1日付の株式分割（1株につき5株の割合）後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2026年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2022年9月5日付の株式併合(4株につき1株の割合)及び、2024年1月1日付の株式分割(1株につき5株の割合)後の株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	147,000	27,000	18,000	1,198,550
権利確定	—	—	—	—
権利行使	89,000	9,000	—	97,025
失効	58,000	—	—	4,625
未行使残	—	18,000	18,000	1,096,900

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	39,500	76,025	81,325
権利確定	—	—	—
権利行使	4,875	5,750	6,575
失効	1,500	875	—
未行使残	33,125	69,400	74,750

②単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格(円)	400	495	513	513
行使時平均株価(円)	1,566	2,333	—	2,118

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格(円)	513	513	513
行使時平均株価(円)	1,980	2,262	2,279

(注) 2022年9月5日付の株式併合(4株につき1株の割合)及び、2024年1月1日付の株式分割(1株につき5株の割合)後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式はストック・オプションの付与日時点において未公開企業であるため、単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法及び類似会社比準法によっております。その結果、単位当たりの本源的価値はゼロとなったため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1)当連結会計年度末における本源的価値の合計額	1,777百万円
(2)当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	305百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
賞与繰入額	1,389百万円	903百万円
未払社会保険料	185百万円	112百万円
棚卸資産評価損	2,083百万円	1,576百万円
固定資産評価損	1,315百万円	1,258百万円
未払事業税	292百万円	158百万円
一括償却資産	69百万円	26百万円
資産除去債務	119百万円	119百万円
貯蔵品評価	147百万円	173百万円
投資有価証券評価損	70百万円	-百万円
その他	545百万円	316百万円
繰延税金資産小計	6,214百万円	4,641百万円
評価性引当額	△70百万円	-百万円
繰延税金資産合計	6,144百万円	4,641百万円
繰延税金負債		
資産除去債務	△20百万円	△17百万円
海外関係会社留保利益	△188百万円	△206百万円
繰延税金負債合計	△208百万円	△223百万円
繰延税金資産(負債)の純額	5,936百万円	4,418百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
試験研究費等の税額控除	△5.1%	△1.5%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△0.1%	△0.8%
その他	△2.6%	△2.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.8%	25.7%

(資産除去債務関係)

重要性がないため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は「注記事項(セグメント情報等)「関連情報」」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、半導体製品に関する研究、設計開発、製造、販売及びサービスを行っており、収益は主に半導体製品の販売によるものであります。

製品売上については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払を受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。

NRE売上については、顧客に製品開発の成果物を引き渡し、顧客が成果物を受領・評価等を確認した時点で、顧客に重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払を受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。

これら製品売上及びNRE売上による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前連結会計年度	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	504百万円	2,265百万円
契約負債（期末残高）	2,265百万円	4,214百万円

契約負債は、主に、顧客との契約に基づき、履行義務を充足する前に受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、契約負債は連結貸借対照表の流動負債の「その他」に含めております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの残存履行義務に配分した取引価格においては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、「Solution SoC」ビジネスモデルで開発するSoCを主とする単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	製品売上	NRE売上	その他	合計
外部顧客への売上高	146,578	41,019	938	188,535

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米州	欧州	アジア	合計
84,073	32,379	7,608	64,475	188,535
	米国 30,066		中国 56,504	

(注) 売上高は顧客指定の送付先を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	台湾	その他	合計
9,313	10,727	2,298	22,338

(注) 有形固定資産の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高
加賀F E I 株式会社	50,169
CRS TECHNOLOGY Co., Ltd.	30,488

(注) 当社グループの事業セグメントは、「Solution SoC」ビジネスモデルで開発するSoCを主とする単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	製品売上	NRE売上	その他	合計
外部顧客への売上高	161,792	38,325	717	200,834

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	米州	欧州	アジア	合計
74,041	28,906	6,256	91,631	200,834
	米国 22,099		中国 80,669	

（注）売上高は顧客指定の送付先を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	台湾	その他	合計
8,775	12,922	2,182	23,879

（注）有形固定資産の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高
加賀F E I株式会社	43,855
Zhaoqing Xiaopeng New Energy Investment Co., Ltd.	37,203
CRS TECHNOLOGY Co., Ltd.	24,349

（注）当社グループの事業セグメントは、「Solution SoC」ビジネスモデルで開発するSoCを主とする単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社グループの事業セグメントは、「Solution SoC」ビジネスモデルで開発するSoCを主とする単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	肥塚 雅博	(被所有) 直接0.0	当社 代表取締役	新株予約権の行使(注) 1	31	—	—
				金銭報酬債権の現物出資(注) 2	25		
役員	大槻 浩一	(被所有) 直接0.0	当社取締役	金銭報酬債権の現物出資(注) 2	17	—	—
役員	久保 徳章	(被所有) 直接0.0	当社取締役	金銭報酬債権の現物出資(注) 2	17	—	—
役員	米山 優	(被所有) 直接0.0	当社取締役	金銭報酬債権の現物出資(注) 2	11	—	—
役員	吉田 久人	(被所有) 直接0.0	当社取締役	金銭報酬債権の現物出資(注) 2	11	—	—

(注) 1. 取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当連結会計年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

2. 業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	肥塚 雅博	(被所有) 直接0.0	当社 代表取締役	金銭報酬債権の現物出資(注)	26	—	—
役員	吉田 久人	(被所有) 直接0.0	当社 代表取締役	金銭報酬債権の現物出資(注)	14	—	—
役員	米山 優	(被所有) 直接0.0	当社取締役	金銭報酬債権の現物出資(注)	14	—	—

(注) 業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	770円79銭	759円09銭
1株当たり当期純利益	109円78銭	49円74銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	108円73銭	49円44銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	137,046	133,056
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	46	3
(うち新株式申込証拠金(百万円))	(46)	(3)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	137,000	133,053
期末の普通株式の発行済株式数(株)	179,756,405	179,968,630
期末の普通株式の自己株式数(株)	2,017,427	4,688,869
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	177,738,978	175,279,761

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	19,600	8,733
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	19,600	8,733
普通株式の期中平均株式数(株)	178,543,635	175,560,577
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,722,578	1,063,453
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

3. 当社は、当連結会計年度より株式報酬制度「役員報酬BIP信託」及び「株式付与ESOP信託」を導入しております。「役員報酬BIP信託口」及び「株式付与ESOP信託口」が保有する当社株式を1株当たり純資産額の算定上、連結会計年度末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。控除した当該自己株式の連結会計年度末株式数は「役員報酬BIP信託口」506,300株及び「株式付与ESOP信託口」705,700株であります。また、「役員報酬BIP信託口」及び「株式付与ESOP信託口」が保有する当社株式を1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。控除した当該自己株式の期中平均株式数は「役員報酬BIP信託口」269,102株及び「株式付与ESOP信託口」375,084株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社グループの事業成長と事業変革のさらなる進展、そして企業価値を意識した経営活動への取り組みがより促進されることを期待し、また市場の株式報酬水準に近づけて内外の人材を確保するために、対象取締役等を対象とする株式交付信託に基づく株式報酬制度「役員報酬B I P信託」を導入しております。

また、当初は米国子会社の限定された従業員（以下、「対象従業員」という。）を対象に、人材の確保とリテンションを目的として株式交付信託に基づく株式報酬制度「株式付与E S O P信託」を導入しております。

これらの制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

(1) 役員報酬B I P信託

①取引の概要

当該制度は、当社が拠出する対象取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象取締役等に対して、当社が定める取締役株式交付規程または執行役員株式交付規程に従って、当社株式等の交付等が行われる株式報酬制度です。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び数は、当連結会計年度末1,435百万円及び506,300株であります。

(2) 株式付与E S O P信託

①取引の概要

当該制度は、予め定める株式交付規程に基づき、E S O P信託から、当該信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を、一定の要件を充足する対象従業員に交付及び給付する制度です。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び数は、当連結会計年度末2,000百万円及び705,700株であります。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	328	419	-	-
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,298	1,143	-	2027年～2037年
合計	1,626	1,562	-	-

(注) 1. リース債務の平均利率については、一部の連結子会社においてリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

2. リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	307	179	149	71	437

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	中間連結会計期間	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	34,553	87,209	142,140	200,834
税金等調整前中間(当期) (四半期)純利益(百万円)	717	2,792	6,634	11,756
親会社株主に帰属する中間 (当期)(四半期)純利益 (百万円)	461	2,058	4,782	8,733
1株当たり中間(当期)(四 半期)純利益(円)	2.61	11.70	27.22	49.74

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	2.61	9.08	15.51	22.51

(注) 当社は、第1四半期及び第3四半期について金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成し、当該四半期に係る財務情報に対する期中レビューを受けております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	55,514	17,963
売掛金	※1 35,890	※1 41,604
有価証券	-	5,000
製品	6,388	9,957
仕掛品	10,650	21,128
前渡金	2,108	2,036
前払費用	1,613	2,895
未収入金	※1 955	※1 4,499
その他	27	774
流動資産合計	113,148	105,859
固定資産		
有形固定資産		
建物	848	718
機械及び装置	0	0
工具、器具及び備品	19,364	20,874
建設仮勘定	143	408
有形固定資産合計	20,357	22,001
無形固定資産		
技術資産	12,373	13,236
その他	2,008	1,887
無形固定資産合計	14,381	15,124
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
関係会社株式	2,704	2,669
繰延税金資産	5,952	4,416
その他	1,053	1,056
投資その他の資産合計	9,711	8,143
固定資産合計	44,450	45,268
資産合計	157,599	151,128

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 13,058	※1 18,067
未払金	※1 4,951	※1 3,987
未払費用	6,434	4,114
未払法人税等	3,279	1,175
その他	1,490	570
流動負債合計	29,213	27,915
固定負債		
資産除去債務	300	300
株式給付引当金	-	125
その他	-	30
固定負債合計	300	456
負債合計	29,514	28,372
純資産の部		
株主資本		
資本金	32,970	33,020
新株式申込証拠金	※2 45	※2 3
資本剰余金		
資本準備金	32,970	33,020
その他資本剰余金	-	909
資本剰余金合計	32,970	33,930
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	67,101	66,575
利益剰余金合計	67,101	66,575
自己株式	△5,003	△10,772
株主資本合計	128,085	122,756
純資産合計	128,085	122,756
負債純資産合計	157,599	151,128

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	※1 187,714	※1 198,889
売上原価	84,525	111,001
売上総利益	103,189	87,887
販売費及び一般管理費	※1,※2,※3 81,230	※1,※2,※3 78,393
営業利益	21,958	9,493
営業外収益		
受取配当金	※1 1,455	※1 1,996
その他	76	110
営業外収益合計	1,531	2,107
営業外費用		
為替差損	214	746
その他	61	88
営業外費用合計	276	834
経常利益	23,213	10,766
特別利益		
固定資産売却益	※4 1,789	-
特別利益合計	1,789	-
特別損失		
減損損失	※5 1,530	-
特別損失合計	1,530	-
税引前当期純利益	23,473	10,766
法人税、住民税及び事業税	4,911	901
法人税等調整額	598	1,535
法人税等合計	5,510	2,437
当期純利益	17,963	8,329

[製造原価明細書]

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 外注加工費		64,243	89.9	111,977	93.4
II 労務費		2,072	2.9	2,166	1.8
III 経費		5,119	7.2	5,747	4.8
当期総製造費用		71,435	100.0	119,891	100.0
仕掛品期首棚卸高		19,413		10,650	
合計		90,849		130,541	
仕掛品期末棚卸高		10,650		21,128	
当期製品製造原価		80,199		109,413	

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、工程別総合原価計算であり、期中は予定原価を用い、原価差額は期末において製品、仕掛品、売上原価に配賦しております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金	
			資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	32,656	85	32,656	32,656
当期変動額				
新株の発行（ストックオプションの行使）	234	△39	234	234
新株の発行（株式引受権の行使）	79		79	79
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
当期変動額合計	314	△39	314	314
当期末残高	32,970	45	32,970	32,970

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	58,090	58,090	△2	123,485	123,485
当期変動額					
新株の発行（ストックオプションの行使）				430	430
新株の発行（株式引受権の行使）				158	158
剰余金の配当	△8,952	△8,952		△8,952	△8,952
当期純利益	17,963	17,963		17,963	17,963
自己株式の取得			△5,000	△5,000	△5,000
当期変動額合計	9,010	9,010	△5,000	4,600	4,600
当期末残高	67,101	67,101	△5,003	128,085	128,085

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金		
			資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	32,970	45	32,970	-	32,970
当期変動額					
新株の発行（ストックオプションの行使）	49	△42	49		49
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分等				909	909
当期変動額合計	49	△42	49	909	959
当期末残高	33,020	3	33,020	909	33,930

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	67,101	67,101	△5,003	128,085	128,085
当期変動額					
新株の発行（ストックオプションの行使）				55	55
剰余金の配当	△8,854	△8,854		△8,854	△8,854
当期純利益	8,329	8,329		8,329	8,329
自己株式の取得			△4,999	△4,999	△4,999
自己株式の処分等			△769	140	140
当期変動額合計	△525	△525	△5,769	△5,329	△5,329
当期末残高	66,575	66,575	△10,772	122,756	122,756

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ

時価法を採用しております。

3. 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産は総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げ方法により算定）を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

耐用年数は、実態に応じた回収期間を反映し、次のとおり見積もっております。

- ・建物…………… 3年～18年
- ・機械及び装置…………… 3年～5年
- ・工具、器具及び備品…………… 3年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

このうち、技術資産及び自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法で計算しております。

5. 収益及び費用の計上基準

半導体製品の販売において、製品売上については製品の引き渡し時（輸送手番が測定できる場合はみなし着荷時）に、NRE売上については製品開発の成果物の引き渡し時（顧客が成果物を受領・評価等を確認した時）に、顧客が当該製品等に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

6. 引当金の計上基準

株式給付引当金

対象取締役等への当社株式の給付に備えるため、取締役株式交付規程または執行役員株式交付規程に基づく当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(重要な会計上の見積り)

- 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	5,952	4,416

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
短期金銭債権	21,715百万円	26,852百万円
短期金銭債務	1,572百万円	2,423百万円

※2 新株式申込証拠金は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
株式の発行数	109,075株	6,250株
資本金増加の日	2025年4月10日	2026年4月10日
資本準備金に繰入れる予定の金額	23百万円	1百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	99,427百万円	120,647百万円
仕入高	13,382百万円	13,549百万円
営業取引以外の取引による取引高		
受取配当金	1,455百万円	1,996百万円
資産購入高	112百万円	－百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
研究開発費	61,252百万円	60,000百万円
給料及び手当	5,041百万円	4,640百万円
退職給付費用	200百万円	178百万円
おおよその割合		
販売費	14%	13%
一般管理費	86%	87%

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
研究開発費	61,252百万円	60,000百万円

※4 固定資産売却益は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
土地売却益	1,789百万円	－百万円

※5 減損損失

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

減損損失を認識した資産または資産グループの概要

用途	種類	場所
遊休資産	技術資産	神奈川県横浜市等

減損損失の認識に至った経緯

オートモーティブ分野の特定顧客向けS o C開発資産として当社が保有する技術資産については、顧客の事業撤退の方針決定により、当事業年度において回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたため、当該資産を遊休資産としたうえで回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。

減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの金額

技術資産 1,530百万円

資産のグルーピングの方法

当社は、組織、機能の共通化、管理会計の区分等によりグルーピングを行っております。遊休資産については、当該資産単独でグルーピングをしております。

回収可能価額の算定方法等

当該資産は他品種では使用できず、将来の使用が見込まれていないため、回収可能価額は当該資産から今後得られる収入を除き、零としております。

当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(2025年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式2,669百万円、関連会社株式35百万円)は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

当事業年度(2026年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式2,669百万円)は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
賞与繰入額	1,353百万円	859百万円
未払社会保険料	185百万円	112百万円
棚卸資産評価損	2,083百万円	1,576百万円
固定資産評価損	1,315百万円	1,258百万円
未払事業税	292百万円	158百万円
一括償却資産	69百万円	26百万円
資産除去債務	119百万円	119百万円
貯蔵品評価	147百万円	173百万円
投資有価証券評価損	70百万円	-百万円
その他	405百万円	148百万円
繰延税金資産小計	6,043百万円	4,433百万円
評価性引当額	△70百万円	-百万円
繰延税金資産合計	5,972百万円	4,433百万円
繰延税金負債		
資産除去債務	△20百万円	△17百万円
繰延税金負債合計	△20百万円	△17百万円
繰延税金資産の純額	5,952百万円	4,416百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.8%	△5.4%
試験研究費等の税額控除	△5.5%	△1.7%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△0.2%	△0.9%
その他	0.4%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.5%	22.6%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当該取引については、「連結財務諸表 注記事項（追加情報）（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)
有形 固定 資産	建物	848	43	—	173	718	1,544
	機械及び装置	0	—	0	—	0	68
	工具、器具及び備品	19,364	13,741	1,286	10,945	20,874	40,376
	建設仮勘定	143	14,046	13,781	—	408	—
	有形固定資産計	20,357	27,831	15,068	11,119	22,001	41,989
無形	技術資産	12,373	7,373	1,979	4,531	13,236	—
	その他	2,008	577	0	698	1,887	—
	無形固定資産計	14,381	7,951	1,980	5,229	15,124	—

1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	内部造作	23百万円
工具、器具及び備品	工具	11,491百万円
〃	測定機器	2,121百万円
〃	備品	129百万円
建設仮勘定	工具	11,759百万円
〃	測定機器	2,118百万円
〃	備品	128百万円
技術資産	I P 他	7,373百万円
その他	社内利用ソフトウェア他	577百万円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	工具	1,262百万円
〃	測定機器	23百万円
建設仮勘定	工具	11,491百万円
〃	測定機器	2,121百万円
〃	備品	128百万円
技術資産	I P 他	1,979百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
株式給付引当金	—	125	—	125

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.socionext.com/jp/denshikoukoku/
株主に対する特典	—

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株主の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及び確認書

(第11期) (自2024年4月1日 至2025年3月31日) 2025年6月24日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書

(第11期) (自2024年4月1日 至2025年3月31日) 2025年6月24日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

(第12期) (自2025年4月1日 至2026年3月31日) 2025年11月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2025年6月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（譲渡制限付き株式報酬としての普通株式の発行）に基づく臨時報告書であります。

2025年6月27日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書（業績連動型株式報酬制度及び株式交付制度としての自己株式の処分）及びその添付書類

2025年8月28日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月23日

株式会社ソシオネクスト

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 剣持 宣昭

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増田 晋一

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソシオネクストの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソシオネクスト及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社ソシオネクストが計上するNRE売上の実在性及び期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社ソシオネクスト及び連結子会社は、当連結会計年度の連結損益計算書において、売上高200,834百万円を計上している。その主な構成は注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、製品販売161,792百万円、NRE売上38,325百万円となっている。</p> <p>製品販売が量産品の半導体の売上であるのに対して、NRE売上は、顧客と合意した契約書等に基づき製品開発を行い、当該製品開発の成果に対して対価を得るという契約に基づく売上である。</p> <p>NRE売上については、顧客に製品開発の成果を引き渡し、顧客が成果物を受領・評価等を確認した時点で、顧客に重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払を受ける権利を得るため、その時点で収益を認識する。</p> <p>NRE売上の契約金額については、注文1件当たりの金額が大きくなる傾向にあるため、期待された開発成果を達成できない場合には、当初見込んでいたNRE売上及び製品販売が計上されず、会社の経営成績に与える影響は大きい。</p> <p>以上より、当監査法人は株式会社ソシオネクストが計上するNRE売上の性質、1件当たりの金額的重要性及び経営成績に与える影響度合いから、株式会社ソシオネクストが計上するNRE売上の実在性及び期間帰属の適切性が、当連結会計年度において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社ソシオネクストが計上するNRE売上の実在性及び期間帰属の適切性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>NRE売上の計上プロセスに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性について、特に以下に焦点を当てて評価を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受注処理が適切に行われることを確保するための内部統制 顧客への製品開発の成果の引き渡し処理や、顧客からの受領書等に基づき、売上高が適切に計上されることを確保するための内部統制 回収が遅延している売上債権が適切に把握、処理されるための内部統制 <p>(2) NRE売上の実在性及び期間帰属の適切性に関する手続</p> <p>NRE売上の実在性及び期間帰属の適切性を検証するため、当連結会計年度において計上されたNRE売上のうち、金額的及び質的に重要な取引並びにランダムに抽出した取引について、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約書等を閲覧し、売上高と契約金額との一致を検証した。 受領書等を閲覧し、売上計上日と顧客の評価完了日との整合性を検証した。 回収期日が到来している売掛金について、入金の有無を検証した。 <p>当連結会計年度の仕訳データから期末日付近の売上仕訳を抽出し、売上高の前期比較分析を実施した。また、月次売上高の推移について前期比較分析を実施した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ソシオネクストの2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ソシオネクストが2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月23日

株式会社ソシオネクスト

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 剣持 宣昭

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増田 晋一

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソシオネクストの2025年4月1日から2026年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソシオネクストの2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

NRE売上の実在性及び期間帰属の適切性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（株式会社ソシオネクストが計上するNRE売上の実在性及び期間帰属の適切性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月23日
【会社名】	株式会社ソシオネクスト
【英訳名】	Socionext Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 肥塚 雅博
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役兼EVP兼CFO 米山 優
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目10番23
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役会長兼CEO肥塚雅博及び取締役兼EVP兼CFO米山優は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」（2023年4月7日改訂）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定した業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社を対象に行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の連結会計年度の外部顧客への売上高の金額が高い拠点から合算していき、全社的な内部統制の評価が良好であることから、連結売上高の概ね3分の2に達するまでの事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、カスタムSOCの開発・提供を主な事業としていることから、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な事業拠点か否かにかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、例えば、税効果会計など、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。長期間にわたり評価範囲外としてきた特定の事業拠点や業務プロセス、また当社及び当社を取り巻く環境の変化も考慮し、評価範囲の検討を行いました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2026年3月31日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月23日
【会社名】	株式会社ソシオネクスト
【英訳名】	Socionext Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 肥塚 雅博
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役兼EVP兼CFO 米山 優
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目10番23
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼CEO肥塚雅博及び取締役兼EVP兼CFO米山優は、当社の第12期（自2025年4月1日至2026年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。